

令和3年第2回粕屋町議会定例会会議録（目次）

第1号 6月4日（金）

・開 会	7
・会議録署名議員の指名	7
・会期の決定	7
・諸般の報告	8
・行政報告	8
・議案等の上程（議案第37号～第45号）	8
・議案等に対する質疑	13
・陳情の報告（陳情第2号）	13
・議案等の委員会付託	13

第2号 6月7日（月）

・一般質問	18
田川正治議員	18
1. 新型コロナウイルス感染症防止対策のために、全町民を対象にしたPCR 検査体制の確立と、ワクチン接種体制の確立・強化・促進について	18
2. 新型コロナウイルス感染症と共存・共生する時代での福祉の向上、社会 的弱者や災害避難時の支援体制の確立について	30
3. 老朽化した町立保育所の建て替えは3月議会で、建設のための設計予算 が計上され、議員全員賛成で可決成立しました。その後の取り組みにつ いて	36
案浦兼敏議員	38
1. 新型コロナウイルスワクチン接種事業	38
2. 町立保育所の役割と今後のあり方	49
宮崎広子議員	54
1. ヤングケアラーの実態とその支援について	54
2. 特別支援教育について	66
川口 晃議員	69
1. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止と住民生活の支援問題について	70
2. 少人数学級の推進の方策について	81
3. 災害対策を進めるための方策について	85

第3号 6月8日(火)

・一般質問	93
本田芳枝議員	93
1. 困窮家庭への支援としての生理用品無償配布について	94
2. 令和3年度福岡県男女共同参画推進課主要事業計画の活用について	103
3. 粕屋町男女共同参画推進条例改正に伴う事業の進捗状況について	106
井上正宏議員	110
1. 産学官との連携について	110
2. カーボンニュートラル宣言について	114
福永善之議員	120
1. 消防団の在り方について	121
2. 清掃センター解体工事について	124
3. 区費・組合費について	131

第4号 6月9日(水)

・一般質問	142
古家昌和議員	143
1. 粕屋町文化芸術推進基本計画について	143
安藤和寿議員	153
1. LED化推進について	153
2. 学校のグラウンド照明について	162
山脇秀隆議員	167
1. ワクチン接種後における高齢者の働き方について	167

第5号 6月15日(火)

・(追加) 発議の上程(発議第1号)	182
・(追加) 発議に対する質疑	183
・(追加) 決議の上程(決議第3号)	184
・(追加) 決議に対する質疑	184
・各委員長審査結果報告・質疑・討論・採決	184
議案第37号 専決処分の承認を求めることについて	184
議案第38号 粕屋町教育委員会委員の任命同意について	186
議案第39号 粕屋町手数料徴収条例の一部を改正する条例について	187
議案第40号 粕屋町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定	

	介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法 等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について…	187
議案第41号	粕屋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基 準を定める条例の一部を改正する条例について……………	188
議案第42号	令和3年度 粕屋町一般会計補正予算について……………	191
議案第43号	令和3年度 粕屋町水道事業会計補正予算について……………	191
議案第44号	工事請負契約の締結について……………	193
議案第45号	和解及び損害賠償の額を定めることについて……………	194
(追加) 発議第1号	粕屋町議会会議規則の一部を改正する規則について…	195
(追加) 決議第3号	新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対 し敬意と感謝の意を表する決議について……………	196
陳情第2号	辺野古基地建設のために沖縄戦犠牲者の遺骨の残る沖縄本島 南部からの土砂採取中止を求める陳情書……………	197
・委員会	の閉会中の特定事件（所管事務）調査……………	200
・閉会	……………	201

令和3年第2回（6月）

粕屋町議会定例会

（開 会 日）

令和3年6月4日（金）

令和3年第2回粕屋町議会定例会会議録（第1号）

令和3年6月4日（金）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 諸般の報告
- 第4. 行政報告
- 第5. 議案等の上程
- 第6. 議案等に対する質疑
- 第7. 陳情の報告
- 第8. 議案等の委員会付託

2. 出席議員（16名）

1番 古 家 昌 和	9番 川 口 晃
2番 田 代 勘	10番 田 川 正 治
3番 杉 野 公 彦	11番 福 永 善 之
4番 宮 崎 広 子	12番 久 我 純 治
5番 末 若 憲 治	13番 本 田 芳 枝
6番 井 上 正 宏	14番 山 脇 秀 隆
7番 案 浦 兼 敏	15番 安 藤 和 寿
8番 鞭 馬 直 澄	16番 小 池 弘 基

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古 賀 博 文 議会事務局主幹 山 田 成 悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（13名）

町 長 箱 田 彰 副 町 長 吉 武 信 一
教 育 長 西 村 久 朝 総 務 部 長 山 野 勝 寛

都市政策部長 山 本 浩
総務課長 堺 哲 弘
税務課長 吉 村 健 二
総合窓口課長 渋 田 香 奈 子
学校教育課長 早 川 良 一

住民福祉部長 中小原 浩 臣
経営政策課長 今 泉 真 次
都市計画課長 田 代 久 嗣
介護福祉課長 石 川 弘 一

(開会 午前9時30分)

◎議長（小池弘基君）

改めまして、おはようございます。

改選後、初の定例会を迎え、議員の顔ぶれも変わり、議会体制も変わりました。言うまでもなく、現行の地方自治制度では、首長に執行権を、議会には議決権を与え、それぞれの独断専行を抑制し、適正で効率的な行財政の運営の確保を目指しております。よく、行政と議会を車の両輪に例えられますが、慣れ合うことなく、また、反目することなく、いい距離感を保ちつつ、よりよい粕屋町となるよう、励んでまいりたいと思っております。

現在、福岡県に対し、新型コロナウイルス感染拡大に伴う3回目の緊急事態宣言が発出されており、6月20日まで延長になりました。そういったことから、感染拡大防止のため、今定例会の議会傍聴は自粛していただき、インターネットによる生中継及び録画中継をご利用いただきますよう、ご協力をお願いいたします。また、執行部におかれましては、昨年来、感染拡大防止のため、通常の業務に加え、様々な取り組みを行っていただいております。特に、現在展開中のワクチン集団接種には、これだけ多くの方々を対象とする、過去例のないものであり、相当なご苦勞をされてあることと存じます。町民を代表し、改めまして感謝申し上げます。また、九州北部の今年の梅雨入りは、昭和26年以降、過去2番目の早さと言われております。気象庁からは、長梅雨となり、今年の梅雨の降水量は、平年より多くなる予想が出ています。災害対策には、万全を期していただきたいと思います。

最後になりますが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言発出中のため、密を防ぐ観点から、今定例会でも、本会議を含む委員会等への町執行部の出席要請は、最小限に留めておりますことをご了承願います。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から、令和3年第2回粕屋町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（小池弘基君）

日程第1. 「会議録署名議員の指名」をいたします。

今定例会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により、議長において、5番、末若憲治議員及び7番、案浦兼敏議員を指名いたします。

◎議長（小池弘基君）

日程第2. 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から6月15日までの12日間といたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から6月15日までの12日間と決定いたしました。

◎議長（小池弘基君）

日程第3. 「諸般の報告」を行います。

それでは、諸般の報告を行います。先の臨時会の閉会后に、議会活性化特別委員会 案浦委員長から、特別委員会の中に、議会報告、ホームページ・SNS、議会改革の三つの小委員会を設置したと報告がありました。小委員として、議会報告小委員会は、本田芳枝議員、川口晃議員、末若憲治議員、田代勘議員の4名。ホームページ・SNS小委員会は、本田芳枝議員、案浦兼敏議員、宮崎広子議員、杉野公彦議員の4名。議会改革小委員会は、田川正治議員、安藤和寿議員、案浦兼敏議員、古家昌和議員の4名が選出されております。なお、小正副委員長の互選は、今会期中にされる予定とお聞きしておりますことを申し添えます。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

◎議長（小池弘基君）

日程第4. 「行政報告」及び日程第5. 「議案等の上程」を行います。

お手元に配付いたしておりますように、今期定例会に町から提出されました議案は9件であります。

行政報告及び提案理由の説明を求めます。

箱田町長。

(町長 箱田 彰君 登壇)

◎町長（箱田 彰君）

改めまして、おはようございます。

本日、令和3年第2回粕屋町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとお忙しい中全員のご出席を賜り、心から感謝と御礼を申し上げます。

さて、先ほど議長が申されましたが、福岡県に対する国の緊急事態宣言の延長に伴う県の緊急事態措置が6月20日までの延長となり、不要不急の外出自粛や休業、時短要請が引き続き行われておりますが、この新型コロナ感染拡大の終息への切り札であるワクチン接種は、ワクチン供給量の増加と共に、全国的に拡大をしております。

ここで、報告でございますが、粕屋町においても、去る5月11日に開始した福祉センターでの集団接種は、本日の接種を含めて13回目を数え、医療機関での個別接種を含めた全体の累計では、6月3日、昨日まで3,397人の65歳以上の高齢者の1回目以上の接種を完了しております。対象者に対する接種率では37.74%となっており、ちなみに全国並びに福岡県の平均接種率は、17%ほどとなっております。

今後も、医療関係者のご協力を得ながら、毎週4日以上集団接種日を計画すると共に、医療機関での個別接種数の増大を図りながら、7月中の65歳以上の高齢者接種の完了を目指してまいります。ワクチンの供給量が増加、安定すれば、7月中の早い時期には完了すると思われまます。ワクチン接種の申込方法につきましても、当初の接種申し込みの電話が繋がらない状況、これを改善するICTを活用した大規模回線を受け付けられる、新たなシステムの導入の検討を図っており、これから、基礎疾患をお持ちの方や64歳以下の方を対象とした接種が、スムーズに行われるようにいたします。

さて、去る5月11日に九州大学伊都キャンパス椎木講堂において、100年の長きにわたり、本町に農学を学ぶ附属農場を設置されていた感謝の証として、粕屋町に対して感謝状を贈呈いただきました。その際の石橋総長との懇談の中で、これからはWith&Beyond コロナ時代。コロナと共存しながら、これを乗り越える積極的な局面になりつつあります。医学的見地からも、様々な感染予防を行いながら社会経済の循環を図ることが重要です、とのお話をいたしました。ワクチン接種のなご一層の今後の加速化と、社会経済の復活を願い、この難局を乗り越えていく決意を改めてしたところでございます。

◎町長（箱田 彰君）

それでは、「行政報告」をいたします。

まず、法令に基づく報告といたしまして、報告第1号は、「令和2年度粕屋町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」でございます。

令和2年度粕屋町一般会計予算の「町立保育所運営管理事業」、「私立・町外保育施設等運営事業」、「子育て支援事業」、「かすやこども館運営管理事業」、「新型コロナウイルスワクチン接種事業」、「清掃センター保安管理事業」、「橋梁維持事業」、「地域生活空間整備促進事業」、「学童保育所運営事業」、「小学校施設整備事業」、「町立幼稚園運営管理事業」、「生涯学習センター管理運営事業」、「総合体育館管理運営事業」、以上13事業に係る、翌年度へ繰越した繰越明許費について、繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をいたします。

報告第2号は、「令和2年度粕屋町水道事業会計予算繰越計算書及び継続費繰越

計算書について」でございます。

JR 松浦踏切における、基幹管路布設工事の詳細設計において、新型コロナウイルスの影響により、協議に時間を要したため、令和2年度粕屋町水道事業会計予算中、資本的支出のうち、建設改良費の一部を翌年度に繰越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。また、令和2年度粕屋町水道事業会計予算中、次年度以降に支払い義務が生じる継続費について、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により報告するものでございます。

続いて、報告第3号は、「令和2年度粕屋町土地開発公社決算の認定について」でございます。

令和2年度、土地の取得及び処分につきましては、当初事業計画のとおり行われておりません。去る5月18日に、決算の認定について理事会が開催され、審議の結果承認されましたことを、ここに報告いたします。

以上で、行政報告を終わります。

◎町長（箱田 彰君）

次に、「議案等の上程」でございます。

令和3年第2回定例会に、町から提案いたします案件といたしましては、専決処分の承認が1件、教育委員会委員の任命同意が1件、条例の改正が3件、令和3年度補正予算が2件、工事請負契約の締結が1件、和解及び損害賠償額の決定が1件、以上9件でございます。それでは、議案第37号から順にご説明申し上げます。

議案第37号は、「専決処分の承認を求めることについて」でございます。

地方税法等の一部を改正する法律等が、令和3年3月31日に公布、同年4月1日から施行されたことに伴い、粕屋町税条例等の一部を改正したものでございます。今回の改正の主な内容としましては、土地の固定資産税において、負担調整措置の期間を3年延長すると共に、その場合における課税標準額を、令和3年度に限り前年度と同額とし、また、軽自動車税において、環境性能割の臨時的軽減期間を9か月延長する等、法改正に伴う所要の規定の整備等を行ったものでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでありましたので、令和3年3月31日に専決処分をいたしました。よって、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

続いて、議案第38号は、「粕屋町教育委員会委員の任命同意について」でございます。

粕屋町教育委員会委員をしていただいております原田安紀氏が、本年6月23日をもって任期満了により退任されますので、その後任として、青木知香氏を任命いた

したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づきまして、議会の同意を求めるものでございます。青木氏の経歴につきましては、資料を添付いたしておりますが、町立保育所・幼稚園で長年、保育・幼児教育にあたられ、また、退職後は福岡県の幼児教育アドバイザーや研修指導員としてもご活躍されており、人格・識見共に優れた方でございます。任期につきましては、令和3年6月24日からの4年間となります。任命同意につきまして、何とぞよろしくお願い申し上げます。

議案第39号は、「粕屋町手数料徴収条例の一部を改正する条例について」でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、マイナンバーカードの再交付手数料の徴収事務に係る規定が改正されたことに伴い、所要の規定を整備するものでございます。

続いて、議案第40号は、「粕屋町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」でございます。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するもので、改正の主な内容は、感染症対策の強化及び高齢者虐待防止の推進について、改正省令との整合性を図るため、所要の規定を整備するものでございます。

続いて、議案第41号は、「粕屋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」でございます。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するもので、改正の主な内容は、感染症対策の強化、高齢者虐待防止の推進及び質の高いケアマネジメントの推進について、改正省令との整合性を図るため、所要の規定を整備するものでございます。

続いて、議案第42号は、「令和3年度粕屋町一般会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ7,412万7千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を167億3,878万6千円とするものでございます。歳入といたしましては、国庫支出金を6,673万5千円、県支出金を76万円増額するものでございます。また、財源不足を補うため、財政調整基金から663万2千円の繰入れを計上しております。一方、歳出といたしましては、町有財産管理事務費を487万3千円、私立幼稚園奨励事業費を48万円、隣保館等管理運営事業費を41万6

千円、子育て世帯生活支援特別給付金、これはひとり親世帯以外でございますが、その給付事業費を6,625万円、感染症予防事業費を125万円、子育て世代包括支援事業費を85万8千円増額するものでございます。

議案第43号は、「令和3年度粕屋町水道事業会計補正予算について」でございます。

補正の内容は、基幹管路布設工事の工事期間中、福岡地区水道企業団からの受水量の増量が必要となったため、受水費を増額するものでございます。収益的支出につきまして、営業費用を2,790万円増額し、9億812万1千円とするものでございます。

続いて、議案第44号は、「工事請負契約の締結について」でございます。

本議案は、仲原小学校第2期大規模改造工事を実施するものでございます。小学校校舎は昭和41年に建築され、その後、昭和45年、昭和63年、平成23年、平成29年にそれぞれ増築を行っております。その内、昭和41年、昭和45年、昭和63年に建築された建物は、老朽化が進んでいるため、3期に分けて大規模改造工事を計画しているところでございます。令和元年度に第1期工事を終え、今年度は第2期工事となります。この工事は、昨年度に実施を予定し、予算を計上しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、小学校の夏休みが短縮され、工期が確保できなかったため、令和3年度に予算を繰越して実施するものでございます。工事の内容としては、校舎の内装改修、電気設備改修、機械設備改修工事を行い、今後も長期間、児童が安心して学習できる施設を維持できるよう、改修を行ってまいります。

この工事を実施するにあたり、令和3年5月25日に共同企業体7社による指名競争入札を行いましたところ、因・オリーブ特定建設工事共同企業体 代表者 因建設株式会社 代表取締役 因善嗣が、工事請負金額2億8,307万4千円で落札いたしましたので、この者と契約を締結するにあたり、条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。なお、工事期間につきましては、契約効力発生の翌日から令和3年10月29日となります。財源としましては、国から、学校施設環境改善交付金の補助金を受けて実施をしております。

最後に、議案第45号は、「和解及び損害賠償の額を定めることについて」でございます。

令和3年1月30日に、粕屋中央スポーツ公園において発生した公園管理の瑕疵による事故について、相手方に対し、損害賠償の額を定め和解しようとするもので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

何とぞ、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(町長 箱田 彰君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

日程第6. 「議案等に対する質疑」に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

◎議長（小池弘基君）

次に、日程第7. 「陳情の報告」を行います。

お手元に配付いたしておりますように、今期定例会に提出された陳情は、1件であります。

事務局長が陳情書を読み上げます。

古賀事務局長。

◎議会事務局長（古賀博文君）

それでは、議事日程表の4ページをお願いいたします。

陳情文書表、受理番号2番、受理年月日、令和3年5月21日、件名、「辺野古基地建設のために沖縄戦犠牲者の遺骨の残る沖縄本島南部からの土砂採取中止を求める陳情書」。陳情の要旨、陳情書の写し添付につき省略。陳情者の住所及び氏名、福岡市中央区六本松四丁目2番6号-311 本土に沖縄の米軍基地を引き取る福岡の会（FIRBO）代表 里村和歌子様。

なお、5ページ及び6ページに、陳情書写しを添付しております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

日程第8. 「議案等の委員会付託について」お諮りいたします。

本日上程されました37号議案から41号議案、44号議案及び45号議案、陳情第2号につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと思います。また、42号及び43号議案の補正予算関係につきましては、地方自治法第109条第1項及び粕屋町議会委員会条例第5条の規定により、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、予算特別委員会に付託して審査することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日上程されました議案等につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長は、申し合わせ及び協議により、委員長に末若憲治議員、副委員長に井上正宏議員であります。

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

ご異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に一任していただくことに決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

(散会 午前9時57分)

令和3年第2回（6月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

令和3年6月7日（月）

令和3年第2回粕屋町議会定例会会議録（第2号）

令和3年6月7日（月）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

- | | | | | |
|----|------|-----|------|----|
| 1番 | 議席番号 | 10番 | 田川正治 | 議員 |
| 2番 | 議席番号 | 7番 | 案浦兼敏 | 議員 |
| 3番 | 議席番号 | 4番 | 宮崎広子 | 議員 |
| 4番 | 議席番号 | 9番 | 川口晃 | 議員 |

2. 出席議員（16名）

- | | | | |
|----|------|-----|------|
| 1番 | 古家昌和 | 9番 | 川口晃 |
| 2番 | 田代勘 | 10番 | 田川正治 |
| 3番 | 杉野公彦 | 11番 | 福永善之 |
| 4番 | 宮崎広子 | 12番 | 久我純治 |
| 5番 | 末若憲治 | 13番 | 本田芳枝 |
| 6番 | 井上正宏 | 14番 | 山脇秀隆 |
| 7番 | 案浦兼敏 | 15番 | 安藤和寿 |
| 8番 | 鞭馬直澄 | 16番 | 小池弘基 |

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古賀博文 議会事務局主幹 山田成悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（12名）

町長	箱田彰	副町長	吉武信一
教育長	西村久朝	総務部長	山野勝寛
都市政策部長	山本浩	住民福祉部長	中小原浩臣
		（兼新型コロナウイルスワクチン接種事業事務局）	
協働のまちづくり課長	豊福健司	道路環境整備課長	安松茂久

子ども未来課長 神 近 秀 敏

健康づくり課長 古 賀 みづほ

(兼新型コロナウイルスワクチン接種事業事務室)

介護福祉課長 石 川 弘 一

学校教育課長 早 川 良 一

(開議 午前9時30分)

◎議長（小池弘基君）

改めまして、おはようございます。

改選後、初めての一般質問が、本日より9日までの3日間で行われます。一般質問をされる議員10名中、新任議員2名が行われる予定ですが、再質問など、積極的に質問を行ってください。

本日は、6月後半の新型コロナワクチン集団接種予約が行われており、粕屋町のワクチン接種も順調に進んでおり、役場職員、医療従事者の方に大変お疲れとは存じますが、今後も、よろしく願い申し上げます。なお、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言発出中のため、密を防ぐ観点から、今定例会の一般質問における町執行部の出席要請は、答弁予定者など最小限としておりますことをご了承願います。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（小池弘基君）

ただ今から「一般質問」を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、更に文書通告の趣旨にのっとり、簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを、議事進行上強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるように、声に出して挙手されますよう、併せてお願いいたします。

それでは、通告順に質問を許します。

議席番号10番、田川正治議員。

(10番 田川正治君 登壇)

◎10番（田川正治君）

おはようございます。

議席番号10番、日本共産党田川正治。通告書に基づきまして、一般質問を行います。

まず最初に、新型コロナウイルス感染症防止対策のために、全町民を対象にしたPCR検査体制の確立と、ワクチン接種体制の確立・強化・促進について、以下5項目について質問を行います。

PCR検査が、今、先進国である日本の中で、人口比、世界で144位という遅れた危機的な状況にあります。感染者も重傷者も、そして死亡者も増える、このような

事態になっております。国民の生活を苦しめ、医療崩壊も迎えようとしております。このような中で、緊急事態宣言が延長拡大されても、これまでと同じような感染症対策の延長線上では、コロナウイルスを封じ込めることはできません。このような事態になぜ至ったのか。それは、政府は、1年にわたり、科学的な根拠に基づくPCR検査を行わず、コロナウイルス封じ込め戦略で、感染防止を感染拡大を押しさえ込むという、世界各国で当たり前の対策を行ってきたことにあります。

更に、昨年5月には、PCR検査について、厚労省が集中して検査を行うと、医療崩壊を招く。このような内部文書を秘密裏に作成していたということなど、政府の責任は重大であります。また、自公政権のもとで、子どもたちを苦しめた全国一斉休校、小さくて使えないアベノマスクの大幅な遅れ、GoToキャンペーンなどで、全国的なウイルスの感染拡大など、深刻であります。補償なき自粛を何度も繰り返す緊急事態宣言。このことによって、中小企業、個人事業者など、廃業や倒産が生まれる。このような状況にもなっております。

現在、イギリス変異株の感染で、第4波のコロナウイルス感染症拡大のもとで、インドで猛威を振るっている変異株を迅速に検査することや、ゲノム解析の拡充、そして地方衛生機関で検査できる人的支援と財政的支援、検疫と検査の強化と、水際対策が求められています。このような中で、政府のコロナウイルス感染症対策分科会は、体調が悪いなど僅かな症状がある人に、短時間で結果が出る抗原定量検査を実施して、陽性であれば同じ地域の職場や濃厚者を対象に、PCR検査を行うことを緊急に求めています。粕屋町においても町民の命、暮らしを守るために、町政と議会の果たす役割は問われております。以下、質問を行います。

このような状況のもとで、PCR検査、抗原検査を粕屋医師会などと提携して、糟屋郡内や粕屋町独自で全町民を対象にして、PCR検査を希望する人に実施すべきと考えます。私は、昨年の6月議会でも、このことについて質問を行っております。

その後、糟屋郡内や粕屋町でのこのPCR検査について、どのように取り組むかということについて、行われてきたか。併せて質問を行います。

町長の答弁を求めます。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今ご質問の、まずPCR検査についてでございますが、これは昨年の初期の頃、これ非常に時間かかりました。

保健所でもなかなかマンパワーが足らずに、検査をしても数日間後に、この結果が分かるような状況があって非常に混乱を来したわけですが。今は、それぞれの周

辺の自治体からの応援要請もございまして、すぐ PCR 検査結果が分かるような状況になっております。また、併せて各病院・医院での医療機関での個別の PCR 検査、これも迅速に行われております。これは私も経験はしたんですが、もう次の日の朝にはすぐ分かるような状況になっております。

従いまして、PCR 検査が格段にスピード化、スピードアップが図られているという状況はございます。まだ様々な問題が、この抗原検査を含めたところでございますので、その辺は、所管担当課のほうからお答え申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長（中小原浩臣君）

先ほど町長も申しましたように、現在のところは予定をしておりません。次のような理由で予定をしておりません。

まず、現在、県内でのコロナ感染者も数多く、医療機関ではコロナの疑いの診療も含め、通常診療に追われている状況でございます。また、新型コロナワクチンの接種にもご協力いただいております、医療機関にこれ以上の負担をかけることは避けるべきだというふうに考えております。

2点目といたしまして、抗原検査キットを活用した無症状を含む積極的な検査につきましても、政府の専門家チームからも、クラスター等を防ぐ狙いから提案をされております。しかしながらその範囲は、医療機関や高齢者施設等のリスクの高いところや、行政検査に至らないケース等において積極的な活用を提唱するもので、広範囲な無症状者の希望による検査は、感染防止対策としてはその効果は得られにくいというふうに考えております。

また、先ほど町長も申しましたけれども、糟屋地区を管轄する保健所では、医療機関等から陽性者の報告があると、速やかに関連する疫学調査を実施し、接触者の特定や検査等も遅れることなく、現在スムーズに行われております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

PCR 検査についてですけど、今、ワクチン接種のほうは、全体進めているのに、国も力入れてるというような状況にあると思います。しかし、この PCR 検査を行わないと、ワクチンを接種しても、今後、このワクチンの効果が続くということ、1年2年と続くだけの効果があるかどうかというのは、まだ分かっておりません。

これは、先日、ワクチンを開発したハンガリーの出身のカリコ博士が、ノーベル

賞受賞の山中教授とテレビでテレワーク対談してありました。この中では、「この6か月間、今まで接種した人たちに何も問題はない。しかし、この症状がいつまで効果があるかということについては、今から試されていく。」というようなことで、それまでにこの感染をしている人、無症状者の人たちなどが、このコロナを広げていかないように。そのためにどうするのかということについては、大事なところだということです。

そういう点から言えば、このイギリスでもこのようなPCR検査で有効な効果を上げているということなんです。特に、人口当たりでこの検査をやっているのから見たら、アメリカから比べたら日本は12分の1。ドイツの6分の1というような状況で、人口当たりのこのPCR検査が非常に低いということで、先進国でも最低レベルだというふうに言われてるんです。そういう点では、国の考え方が先ほども言いましたように、PCR検査をすること自体を拒むと。お金が、予算がかかる。それをどうするかという問題が非常に大きいというふうに考える。そういう点から言えば、世田谷区は、去年もこのPCR検査を自治体としてやっているとということなども紹介いたしました。そういう点で言えば、全国的にもこの方向を取り組もうということが必要だということについては、広く広がってきているということが言えると思います。

こういう中で、財源問題があるわけです。私も調べてみましたら、地方創生臨時交付金の分をこのPCR検査で使えるということで、そのためには行政検査でなければならないということなどがあります。しかし、この行政検査については、自治体がそれぞれが検査について必要だということを判断すれば、この地方創生臨時交付金を使ってできるということなんです。そういう点で、いろいろとこの財源、交付金の使い方としては、工夫しなけりゃ問題があるというふうにも言われてます。地方単独事業に充てて、それで浮いた分をこの検査費用にも使っていいというような趣旨がありました。そういう点からも、財源の問題も含めてどういうふうにPCR検査を効率的にやっていくかということについて検討をしていく必要があると思います。

問題は、このPCR検査を取り組むことによって、コロナ感染を防ぐ大きな力になるということです。そういう点で、2項目めとしては、全町民を対象にとということで、1項目めは質問をいたしましたけど。幼稚園や保育所、小・中学校、学童保育、こういうところに、特にクラスターを発生しやすい、こういうような所の施設に通う職員の人たちを対象に、まずは行うことも考えるべきじゃないかということです。

近隣の自治体では、宗像市が独自にこのPCR検査を実施するということが報道されております。保育所や介護施設など、希望する職員を対象に、来年3月まで月1回程度公費負担で行うと。陽性者が出た場合は、保健所の行政検査の対象になる濃

厚接触者以外の職員についても臨時検査する。このようなことで取り組むというふうになってきております。

そういう点では、町としてもこの幼稚園、保育所、小・中学校、学童保育、こういう施設などの職員を対象に予算を組んで行うべきじゃないかということについて、町長の答弁をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

PCRの検査でございますが、これは今、簡易的なPCR検査キットもございます。

その正確性といいたまいますか、信頼性というのは、通常の行政検査で行うPCR検査に比べたら若干劣るかなということはあるんですが、これは使うことも可能でしょうが、ただ、永続的に、継続的に、例えば1週間に1回とか。そしてまた、それを大量に使う必要がございます。いつまで使うかというようなこともございます。従いまして、これはなかなか財政的には非常に厳しい状況ではございます。

そうは言ってもそれぞれの学校現場、そしてまた保育現場、介護福祉施設等の現場では、様々なご苦労されて、感染の拡大を抑えております。

その現状も踏まえて、担当課のほうから詳細の説明を行います。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

それでは、小・中学校と学童保育所に関しましては、学校教育課のほうで答弁させていただきます。

粕屋町の現状といたしましては、新型コロナウイルス感染は、保護者からの家庭内での感染が非常に多ございます。それで、粕屋町独自に小・中学校や学童保育所で検査するならば、やはり継続的な検査が必要になります。そのためには、公費負担での検査は、先ほど町長もおっしゃいましたが、財政的にはとても厳しい状況でございます。

クラスターの防止といたしましては、健康観察の徹底や生徒や教職員、またはその同居の家族に発熱等の風邪の症状がある場合には、児童・生徒も登校、出勤はさせないことを、今徹底させております。

今後も、児童・生徒、教職員、保護者の皆さまに対する指導及び注意喚起の更なる徹底を図っていきたいと思っております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長（中小原浩臣君）

私のほうからは、幼稚園、保育所に関して答弁させていただきます。

まず、PCR 抗原検査を公費負担で実施することに関しましては、現在、粕屋町内の幼稚園、保育所の園児及び職員の数は2千人以上おられまして、それ以外にも、認可外や企業主導型の保育園もございます。その全員に対して、先ほど言われますように定期的に公費で検査することは、財政的に大変厳しい状況でございます。しかしながら、園においてクラスターを発生させないための防止対策は、先ほど学校教育課長も申したように、健康観察を常に実施しておりまして、陽性が出たならば、お休みをしていただくというような形で、常に観察をしております。

今後も保護者のご協力を得ながら、クラスターを発生させないために、感染拡大防止対策を徹底して行いたいというふうに思っております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

PCR 抗原検査を全町民を対象にということで、財政的な問題があるわけですけど、これは本来、行ったほうが一番この感染症ウイルスを防止できる。根絶する一番の近道だということは、これは私だけでなく国も認めてるし、世界的にもこの取り組みが一番いいんだということがあるわけです。そういう点から、国がこれを今、先ほど言いました行政検査の場合は2分の1出すと、あとは自治体が2分の1出せというようなことで。これは、地方創生交付金を使うときの場合も含めて、そういう程度なんです。ですから、全額国が出せばこれは一気に進めていく。ワクチンと一緒に進んでいくということにはなるんです。だから国の責任ってのは大きいんですが、ただ、自治体でもそういうことでやれるところから進めていってるところは、私は検討すべき課題だというふうに思います。

それともう一つは、町内の高齢者施設や障がい者施設が県のほうがPCR検査をするということで、施設の職員などに対する施策として行ってるわけです。これは、県がやってることですので、なかなか町からそれぞれの施設に確認をしてみるとか、県にその状況を聞くというのは難しいみたいでした。担当所管の方から聞いてもです。しかし、私直接、施設に電話してみました。PCR検査をやってるでしょうかと。県がこういうことで支援しているということで、という話をしました。そしたら、週1回委託機関に検査キットを送って、検査結果の報告をもらってるという所がありました。非常に積極的に受け止めて施設側もやってある。で、もう一方は、まだ検

査そのものことについて、自分たちでも話し合っていない。実施もしていない、というようなところなんです。だから、かなりいろいろ県が、そういう国もそうです、この高齢者施設とかいうのについては、PCR 検査を積極的にやんなさいというようなことで指導してるわけですけど。しかし、この検査が、どこまで進んでるのかというのは、やっぱり、町の中にある施設の所からのクラスターとかも出ないようにするということから、県に対して、しっかりこの進行状況、検査の結果とか説明を求めるというようなことなど、行っていく必要があるというふうに思うんです。

そういう点で、各施設に対する検査の取り組み、周知徹底などについても、県にこの取り組みを強化し、すべての施設を検査やっていくようにということを求めているように要望したいと思います。

このことについて、町長の答弁を。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

県の所管の事業ですので、非常にその詳細については把握はできませんが、今現在、高齢者や障がい者施設等の PCR 検査の強化としましては、今年4月1日から6月30日の間、職員1人当たり3回を上限としていた PCR 検査を、5月、6月においては、プラス2回実施可能とするという通知は来ております。

確かに福祉施設等が、クラスターの発生のもとになってるようなことも、粕屋町ではございませんが、他の市町村ではございます。従いまして、私自身は、今検討中でございますけども、冒頭言いましたように、簡易の PCR 検査キット、これを常備しまして、発生が出た所についてはすぐ検査をして、未然に広がりを防ぐというようなことも、今検討中でございます。

当然、予算が要ることでございますので、その辺の算出を行いまして、議会のほうにも説明をし、予算の計上をさせていただきたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

町民に対して、このコロナウイルス感染症防止に、町がこのときに必要な予算を振り向けて、町民のために財政援助するという含めて行うことこそ、一番今求められていることだと思います。こういうことは、今までに非常事態的なものはないわけです。このときにこそ、思い切った施策が求められると思います。是非よろしくお願いします。

次に、今からワクチン接種について、3、4、5の項目で質問を行います。

コロナウイルス感染症防止のPCR検査が、先ほど言いましたように、世界でも最も遅れているというような状況です。ワクチン接種についても、世界で128位、立ち後れております。共同通信の報道では、日本は途上国レベル、このように言われております。全国の自治体で、ワクチン接種の体制強化が求められているこの緊急事態で、オリンピックに医師や看護師を派遣できる医療体制はないと思います。このような中で、オリンピックを開催することになって、医師や看護師派遣することになれば、がんなど、急病患者の人たちの手術などが選別されて、そして、命を落とすということにもなりかねません。そういう点では、政府の分科会の尾身会長は、オリンピックは今の状況でやるというのは普通ではないと。日本共産党の宮本議員に対して、国会で答弁しております。

このような状況のもとで、高齢者のワクチン接種、菅首相は、7月末までに2回の接種を終わらせると公言していましたが。しかし、内閣府は5月31日付で、2回接種した高齢者1.03%発表している。2回接種が大変遅れてるという状況であります。7月末までに接種するのは非常に厳しいということで、全国の自治体からも8月末までと予定がずれ込むというようなことなども言われております。このような状況の中で、65歳以上の高齢者の接種を終了させるということと、それ以外の65歳以下の町民へのワクチン接種、今後取り組んでいくということになれば、現在の健康センターだけの会場やスタッフでは足りないと思います。国も医療体制強化のためにということで取り組んでおりますけど、とても、町にそれだけの援助が回ってくる状況ではありません。そういう点では、粕屋医師会の力も借りて、そして、一緒にこのワクチン接種の強化を行い、一気に終わらせるという方向に取り組まなければならないとも考えます。

そういう点で、ワクチン接種の3項目の質問ですが、ワクチン接種の受付時間帯、ウェブやスマホ、携帯電話、固定電話に集中して申し込むことが困難、断念する人が多くおられます。100回かけたけど繋がらない。もうウェブでやったらうまくいくかもしれないから子どもや孫に頼んだと、このような話を聞きます。

やっぱり今の状況では、体制強化と併せて、今後の取り組み方をどうするかという方向性も今持つべきだというふうに考えております。

この点について、町長の答弁を。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

先ほど、PCR検査のこと等を質問されましたが、まさにこのワクチン接種が、新型コロナウイルスを終焉させる決め手だろうと思います。

このワクチン接種に今、全力で傾注して、その対応、対策を練っているところでございます。確かに当初、ワクチン接種の申込みについて非常に困難を来たしました。暗中模索の中で、様々な改良を加えて今現在は、私は、議会の開催の日に冒頭申し上げましたように、申し込み回線の増大、これ圧倒的な増大化を図ります。また、本日、実は最後の7月中のワクチン接種の申込みを受け付けておる。ただ今、現在も受け付けておるところですが、これは枠としては非常にもう、最大限といいますか、65歳以上の方々以上の枠を設けて行っております。

併せて、個別接種のほうも進んでおりまして、7月中、昨日集団接種も行いまして、実は65歳以上の第1回目の接種率、これは42.78%に増えております。約43%でございます。担当所管の見込みとしては、個別接種と集団接種を合わせて、7月の割と早い時期に、7月末とは言わず7月の早い時期に終わるだろうということを想定しております。当然、その7月の枠がございますので、次の基礎疾患の対象の方々、そしてまた60歳から64歳の次の接種対象者の方々にも広げていきたいと思っております。

併せて、事業所での企業、事業所接種って言うんでしょうか、申し込みも広く受け付けて、その地域全体でこの接種を広めていくという計画をしておるところでございます。しかし、いずれにせよ、打ち手といいましょうか、ワクチンの接種者、接種する方々と、あとワクチンの量、総量。これが整わないとできないことでもあります。私どもとしては、この接種者を増やす動きをしております。現実的に、もう昨日もフリーランスの派遣のドクターの方々も来ていただいて、接種を行っている状況で。粕屋医師会だけではなく、そういった様々な医師、ドクター医療機関のほうにも応援をいただいて、接種者を増やす予定です。

併せて、実は歯科医師会と医師会との協議を行いまして、歯科医師会のドクターの方々も協力をしていいよということになっております。接種する、要するに、ワクチンの接種をする方々の増大化を図ります。ただ、このワクチンの増量、定量かつ定期的、スケジュール的にワクチンが供給されることが非常に重要です。

これはもう、昨日、宮内副大臣が接種会場に来られて、私も懇談をしましたが、今後のそういった安定的な供給を図るというふうに、支援をいただいておりますし、国のほうにもそれは確実に伝えるということで、今後のワクチン接種の拡大化を図ってまいりたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

田川議員、お諮りいたしますけども、概ね30分になりましたので換気休憩をとりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは換気のため暫時休憩といたします。

再開を、10時10分にいたします。

(休憩 午前10時02分)

(再開 午前10時10分)

◎議長（小池弘基君）

再開します。田川議員。

◎10番（田川正治君）

次に、4項目めになりますが、高齢者のワクチン接種漏れの防止のために、80歳以上を特定して優先して接種することを検討すべきと考えます。

慶應大学の小林教授が、テレビ討論で加藤官房長官に対して、高齢者や障がい者のほうが、ワクチン接種の効率性と公平性から検討すべきだということを述べております。そして、申込みなどについても電話がかかりにくい、時間がかかり過ぎる。このようなことなどがあるから、高齢者から、年齢別地域別に実施することなども望ましいということを発言しております。私、この話を聞いて、今80歳以上の人たちが、本当に優先的にワクチン接種できている状況になっているのか、というのが前から心配であったし、高齢者の方は、電話かけたりということも含めて、ウェブを使うことなどもできないということなどあって、どうしても遅れがちだというふうに思ってるんです。

先日の、先ほど町長も述べられた先日の開会日に、町長から65歳以上の接種率について説明があり、先ほども48%ぐらいということでしたけど。80歳以上の人たちは、果たしてどれだけ終わってるのかという統計などが分かれば、それを説明してもらえれば、なお分かりやすいんですけど。ただ、福島の相馬市では、会場、地区内に10か所ぐらいあるところでワクチン接種をしてるというようなこととか、高齢者の人たちがそれに、接種会場まで来やすいというようなことなどあって、非常に効率が高いというようなことなどがありました。そういう点で言えば、80歳以上の人たちをはがきなどで通知をして日にちを決めて、そして接種してもらおうというようなことも検討する必要があるんじゃないかなというふうに思いました。

そういう点で、接種方法についても含めてあるわけですが、65歳以上のやり方は、今のやり方としてやりながら、今言いました特定した80歳以上の対応の仕方ということについて検討してもらいたいというふうに思うんですが。

町長の答弁をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

お答えする前に、先ほど私が答弁の中で、7月中の接種で65歳以上の方が完了す

ると言いましたが、その申し込みは、今日も申し込みはまだ6月の後半の申し込みでございます。

ちょうどもう、私自身の頭の中では、その先の先の接種計画が練っております。実は、7月中の分を一挙に1か月分するんですが、これは6月の21日に予約をすると。それでもう、一気に終わらしてしまうということでございます。

従いまして、議員今ご質問の80歳以上の数字というのも含めたところで、7月中に完了するというつもりでございます。併せて、各公民館とかっていう、今、ご意見もございましたが、粕屋町町内15か所の各医療機関、医院、クリニック等も含めて、15か所の医院では、個別接種を行っております。そちらのほうは、実は進んでるんです。

やはり、近い方おうちから近いところの病院、医院で診察されたり、あるいは特に高齢の方は、もう病院にかかってある方が非常に多ございますので、かかりつけ医のほうに相談されて、そこで個別接種もどんどん進んでいるという状況でございますので、ご理解をよろしく申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

今のは、5項目めの分も含めて、町長から答弁されたというふうに思いますが。

私は、この5項目めの集団接種、個別接種が始まっているけれど、高齢者の人たちとか、かかりつけ、特にかかりつけ医がない人たちが、非常に困ってるということなどを聞くんです。病院で予約はできないと。かかりつけ医で来てないでしょうが、ということで断られてるんです。断られるっていうのはワクチンしませんじゃなくて、病院側としては、かかりつけの人を先にしたいと、優先したいという説明をされてます。それはそういうこともあるでしょう。ただ、かかりつけ医がない人たちは、結局、個々の健康センターにあるところに連絡してもなかなかうまくいかない。

そしたら結局、この人たちが一番近くに日にちも決めて、さっき言いました相馬市なんか、日にちを決めて、そしてここの地域、例えば西部地域なら西部地域、東部というなら東部地域という形で、いつしますと。何月何日という形でその人たちを対象に、今後65歳以下の人たちなどができた場合は、そういうことで、効率をよく誰でもうまくかかり、接種を受けれるという方向にしていけたらというふうに考えてるんです。

そういう点から、福祉センターだけの集団接種会場だけでなく、今後そういうことも含めた、よその自治体で取り組んでいることなども参考にしながら、是非進

めていってもらいたいというふうに思いますが、町長の答弁を。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

結論から言いますと、福祉センター以外での接種会場の増設は、非常に困難です。というのは、様々な理由がございます。まず大きな理由は、接種者、打ち手、そちらの確保が非常に困難でございます。先ほど答弁の中で申し上げましたように、今の粕屋医師会のドクター以外でも、接種するドクターを今雇い入れています、ご協力をいただくようにしております。ただ、なかなかその打ち手のほうが、非常に劇的に増大することはございませんが、今、週3回、4回の接種を毎日でもできるようにする。福祉センターで集団接種をするというようなことを、一番その最大限の目標にして、接種者の確保を行っているところでございます。

当然接種する方だけではなくて、その案内とか、看護師さんを含めた様々な医療スタッフが必要でございます。その人的確保を、非常に努力して確保したいと思っておるところでございます。また、もう一つは、駐車場の確保。様々な施設がございますが、やはり大規模な駐車場が必要でございます。1人1台で来られる方が非常に多いという現況もございまして、会場の中の受付とか、待合室、予診室、接種室、そして接種後の健康観察の場所の待機場所等の確保が必要でございます。これをすべて条件として、具備できるような、そういった可能な会場というのは非常に少のうございます。

従いまして、今のところ、そういう観点から福祉センターで数を増やし、曜日を増やししながら、増大を図るということで考えております。併せて、個別接種、各医療機関の先生方にも、今以上のお話をしております。最初の頃はやはり、手探り状態で、一日何回、何人の接種ができるかなというふうに考えておりましたが、だんだん慣れてきてあります。従いまして、1日の摂取量も増えておりまして、今議員がご心配のかかりつけの患者さんのみではなく、もうかかりつけの患者さん以外でも受入れをしておるようでございます。

その辺は、私どものほうからもお話をさしていただいて、粕屋町民の接種率を上げるように、ご協力を依頼したいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

いろんな体制とりながら、全町民に早くワクチン接種ができるということで、国に対しても積極的に意見も含め、ワクチン接種、ワクチンの量を増やすことも含め

て、この前テレビで言いよったのは、台湾のほうに何ぼかまとめてワクチンを回してあげるといふようなことも、テレビで報道されたけど。そういうようなことでの国内の国民に対してのワクチン接種を、いかに促進するかつちゅう、量を増やすといふことを必要だといふふうに思うんです。積極的に地方自治体のほうからも、述べていくことが大事じゃないかといふふうに思います。

次に、新型コロナウイルス感染症と共存・共生する時代での福祉の向上、社会的弱者や災害避難時の支援体制の確立について、以下4項目について質問を行います。

1項目めが、高齢者の認知症発症に影響が非常に大きい難聴者を対象に、補聴器の購入費の一部を補助することについて、町としても制度化すべきことを検討すべきといふふうに考えます。

高齢者の2人に1人は難聴であるということが推計されています。難聴は生活の質の低下に繋がり、コロナ禍のもとで認知症のリスクを高めるということが明らかになってます。日本聴覚医学会難聴対策委員会は、平均聴力レベルが40デシベル以上の中程度の難聴の方は、補聴器の適用になるということで述べており、補聴器の購入費用が30万円ぐらいになるということです。もっと高いのもあるそうですが。いろいろありますが、大体30万円ぐらいということで、毎週取り替えなければならぬこの乾電池、補聴器のマグネシウムの乾電池ですが、これ500円ぐらいいうことで負担がかかっております。

片耳分っていうか両耳分でもいいんですが、私は、3万円とか5万円とか、そういう補助を制度化していくことが必要じゃないかといふふう考えてるんですが。

町長の答弁を。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

担当所管のほうからお答えします。

◎議長（小池弘基君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長（中小原浩臣君）

難聴者への補聴器購入の補助についてでございますが、聴力レベルが身体障害者手帳に該当するものであれば、障害福祉サービスにおける補装具費の給付対象いたして、今現在補助いたしておりますが、ただ現在のところ、認知症の発症を予防するために、身体障害者手帳に該当する聴力レベルに至らない高齢者の難聴者への補助は、現在のところは考えておりません。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

これは5年ぐらい前ですかね、障がい者自立支援法の関係で、今まで高齢者の人たちとか難聴者の人たちに出してた補助を、出してた分をなくして、こちらに統合してしまったという経過があるんです。ですから、これは、もともと全国的にも、高齢者、難聴者に対する支援制度として存在してたんです。それが、先ほど言いましたような、障がい者自立支援法の関係で、全部そちらに回してしまうと。障害手帳がないと、70デシベル以上の障害認定されてないと駄目だということなどがあって、結局、今まで対象になった人たちが外されてるんです。

そういう点では、私は65歳以上の高齢者で、40デシベル以上の人たちの難聴者に、こういう補聴器制度が必要だということで提案をしてるわけです。

再度町長の答弁を。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

40デシベルということですが、補助対象になるようなちょっと詳細の説明を担当のほうからご説明申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

石川介護福祉課長。

◎介護福祉課長（石川弘一君）

補装具の支給につきましては、身体障害者手帳や指定難病受給者証受給者、所持者が対象でございます。

自己負担額につきましては、原則1割負担であります。世帯の課税に状況に応じた上限がございます。聴力レベルにつきましては、先ほど田川議員さんが言われましたとおり、70デシベル以上の方が、補装具としての補助対象というふうになっております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

それは分かってるんですね、そういう制度だと。今、補聴器が制度的に補助されてるのは。というのは分かってるけど、今の状況では、65歳以上の人たち高齢者、難聴になってるたち増えてきてるんですよ。今介護施設に行けないと人としゃべら

ない、というようなことになって、難聴になる人ちゅうのが多くなってるんです。

それは全国的にもそういう傾向です。だからこの機会に、もう一度そういう制度化を復活させていくようにすべきじゃないかということ言ってるんです。

そういう点で、是非、町長に今後検討してもらいたいと思いますが、答弁を。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

様々な状況を調査いたします。

この検討を凶ってまいりたいと思いますが、これができるというふうな明言をちょっと今回は避けたいと思います。非常に何ですか、審査といいましょうか、判断が非常に難しい部分がございますので、調査をいたしたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

よろしく申し上げます。2項目めは、生理用品の入手に苦勞する児童・生徒の学習と健康を守るため、小・中学校のトイレなどに、災害備蓄品を活用して設置すべきと考えます。

これは、全国的にもこういう生理用品が、子どもたちが使えないという状況が生まれてるということなどが言われております。2013年に始まった世界月経衛生デーが、今年、性の不平等に光を当てて、ジェンダー平等の課題として2019年に公開された映画、パンドラの箱のオンライン上映が受けて行われたわけです。これは、途上国で生理が不浄という偏見とか、少女が教育の機会を奪われている現実。先進国でも、生理用品買えない。このような最低限度の生活ができない人たちを映した、ドキュメンタリー映画です。こういう状況のもとで、小・中学校の中でも、自分で買うのが恥ずかしい。親に頼んでも買ってくれない、生理のことを口に出せない。このような状況にあるわけです。

私は、こういう今の状況のもとで、子どもたちがほんとに、健康、学習、そして女性、男女、そういう点では同権という立場で、取り組むべき一つの課題だというふうに思うんです。

そういう点で、小・中学校のトイレに、災害備蓄品の活用して設置することについて、教育長の答弁を。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

担当課のほうから説明をさせたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

山野部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

私のほうから少し、備蓄に関してのお尋ねがございますので、その点ご回答させていただきます。

粕屋町の備蓄基本計画の中では、家庭内の備蓄や、流通業界の救援物資を想定しているために、福岡県のように、大量には備蓄しているようなものはございません。

そういう一部が、今回の生理用品の備蓄の部分に当てはまります。なので、粕屋町としては、備蓄計画の中には、この生理用品は、一定量、いわゆる全体で40袋程度の備蓄にとどまっております。そういうことより、各小学校に配布できるような備蓄の数に至っておりません。

しかしながら、この生理用品につきましては、使用期限が概ね5年ぐらいというふうな形になっておりますので、一定の期間を経過したものについては、適宜これから小・中学校での活用にしていただくように行っていきたいというふうに考えております。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

学校のほうの件で、ご説明させていただきます。

先ほど、田川議員もおっしゃいましたように、福岡県で新型コロナウイルス感染症の影響で、生理用品を十分に入手できない女性を支援するために、今年の4月に、県内の大学や短期大学に無償配布を実施しておると聞いております。

粕屋町の今の小・中学校の現状といたしましては、保健室に備品として常時生理用品を用意しており、必要な児童・生徒には無償配布をしております。

養護教諭に確認して、今、現状として、生理用品の入手に苦勞する児童・生徒は、今のところ報告はないというのが現状でございます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

これは、財政的な問題などいろいろあるかもしれませんが、しかし、今のときに、子どもたちの環境を守るという点、行うべき施策だというふうに思います。そういう点で、6月1日に生理用品の支援を行う自治体に対して、通知を出してる内

容を見たら、地域女性活躍推進交付金や子ども未来応援交付金など、活用すること可能だと。文科省や厚労省や内閣府が連携してこの取り組みをするということで、国の動きも、そういう方向に進んできておるわけです。そういう点からも含めて、予算化もして、町としても一定、備蓄じゃなくて、小・中学校に、今、出された報告、回答された常備品の数も考えて、検討してもらって、十分な設置を行うように求めたいと思います。

それで、次の質問に行きます。小・中学校の体育館にエアコンを設置するために、防災・減災事業債を活用して、災害避難所の整備を行うことについて質問いたします。

これは、国の防災・減災事業債が今年度から25年度まで延長されました。これは、自然災害だけじゃなくて、あらゆる災害ということも含めて、公的施設を活用した避難所の設備が求められているわけです。そういう点で、私も何度かこの問題について、質問をしてまいりました。それで、防災・減災事業債を使ってということも質問をしてまいりました。

検討をされたのか、されてるのであればそのことについて説明を求めます。

教育長の答弁を。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

議員のほうからは、再三、防災に関しての避難所である小・中学校の体育館の活用、それからエアコンを是非つけてほしいということは、これまでも何度となく要望がございました。

検討したかということでございますが、毎回検討はしておりますし、今回もこの質問を受けたときにどうかいなということで、担当所管とも話はしております。ただ現在、議員も御存じのように、学校の大規模改修を計画的に行っておりますし、子どもたちの安全な学校生活を最優先ということで、体育館のほうはちょっと後回しになってるきらいがございます。

そういった意味で、そうは言っても避難所は体育館を使うわけですので、それをどういうふうに冷房とかエアコンをつけるか考えてるかということについては、学校教育課長のほうからお答えをさせていただきます。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

小・中学校の体育館は、エアコン設置を前提に建築されておられませんので、この

断熱性能とかが低く、設置や運転にかかるコストが非常に大きくなり、場合によっては、断熱性の向上のための施設の改修も併せてエアコン設置には必要になってきます。そのため、スポット的に運用可能な空調機等を含めて、現在、調査検討を進めておる状況でございます。

今後も大規模改造工事や、校舎増築工事など、大規模な工事が続きますので、町の財政を考慮しながら、安全・安心のために整備していきたいと考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

ちょっと時間が残りありますが、4項目め、児童・生徒が自宅でタブレット学習に使用する器具の破損について、保険適用を考えるべきだと思いますが、教育長の答弁を。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

破損についての原因については、しっかり担当とも話をしております。

その結果につきまして、学校教育課長よりお答えをさせていただきます。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

教育用タブレット端末の破損時の対応は、自治体により保険の利用と、あと予備機との交換など対応方法が分かれているところでございます。

粕屋町では、各学校に一定数の予備機での対応を行っております。教育用の端末は堅牢な作りとなっていて、各校で数か月以上使用しておりますが、画面割れ等の破損は数件程度しかありません。それで、保険適用については、対象の台数が多く、保険料の負担のほうが大きくなります。

それで、今後の破損の状況を踏まえながら、今のところ、予備機の対応のほうで行っていきたいと考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

今後、このタブレットを使っでの自宅でのいろんな授業というのが増えてくると

思いますので、是非、積極的に検討してもらいたい。

それと、最後になります。老朽化した町立保育所の建替えは、3月議会で建設のための設計予算が計上され、議員全員賛成で可決成立しました。その後の取り組みについて、以下2項目について質問いたします。

1項目めは、中央保育所は、園庭に建て替え、令和5年5月完成で9月に開所する計画になっていましたが、建設計画や建設費用など具体的・総合的な事業案について検討されたかということと、仲原保育所に建て替えるために、園庭では難しいということで必要な建設場所の確保など検討されましたか。

この2点について、町長の答弁を。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

まず一番のほうを、ただ今検討中でございます。

その経過とその結果を担当のほうから、まずご説明申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長（中小原浩臣君）

まず、一つ目の回答をいたします。

昨年、中央保育所、それから仲原保育所の建替えに関しまして、園庭での建て替えが可能であるかの調査を実施いたしまして、中央保育所は可能、仲原保育所は園庭が狭いため不可能という調査結果が出ております。その調査の中で、大まかな建設計画や費用の調査も実施いたしました。町立保育所の建替えに関する特別委員会で報告させていただきました。その上で、令和3年度当初予算に、中央保育所の設計等の予算を計上し、議決をいただきましたので、この4月に設計業者の入札を実施いたしまして、5月に契約を行ったところでございます。

今後、設計業務を行っていく上で、具体的、また総合的な事業計画を行うと共に、必要に応じまして、文教厚生常任委員会へも報告したいというふうに思っております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

続いて、2番のご質問にお答え申し上げます。

まず、仲原保育所を建て替えることにつきましては、当然検討はしておりますが、

今は、中央保育所の建替えに全力で傾注しているところでございます。

仲原保育所の建替えにつきましては、適地も含めたところで総合的に検討を今後
も進めてまいりたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

中央保育所の問題について先ほど言いましたように、文教厚生常任委員会で報告
したいということですが、具体的に、今後の建物について特別委員会で報告された
ことから、あと進められてきたこの設計をした内容で進められる分、ということなど
も具体的に、今後説明をしてもらいたいというふうに思います。

それと、仲原保育所の問題については、確かに園庭内では難しいということですが、
当初の保護者の人たちが要望として出したのは、老朽化したこの2つの保育所
を建て替えてほしいというのが、大きな課題でありました。それは両方とも老朽化
してどうしようもないと。またフローリングがささくれて大変だとか、雨漏りをす
るとかいろんな条件があったんです。

ですから、この適地をどうするかということも含めて、保育所と幼稚園の問題も
含め、小学校の校舎の問題も、あの周辺のところの土地も含めた利用などで含めて
検討していくように求めたいと思いますが、町長の答弁を。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

先ほど申し上げましたように、適地っていうのはなかなか非常に難しゅうござい
ます。洪水の浸水想定区域内に近所がございます。

そういったところと、あとその地理的要件からも保育所の適地がどうだろうか
というふうに考えておりますが、具体的に、これはまだ進めておりません。

検討の途中であるということで、お答えさせていただきます。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

以上で質問を終わります。

どうもありがとうございました。

（10番 田川正治君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

それでは、暫時休憩に入りたいと思っておりますけども、10時55分再開したいと思いま

すので、よろしくお願いいいたします。

(休憩 午前10時41分)

(再開 午前10時55分)

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。議席番号7番、案浦兼敏議員。

(7番 案浦兼敏君 登壇)

◎7番（案浦兼敏君）

議席番号7番、案浦兼敏です。一般通告書に従い、質問いたします。

今回2問でございますけども、まず1問目の新型コロナウイルスワクチンの接種事業についての質問です。

先ほどの田川議員の質問と一部重なるところあるかと思っておりますけども、新型コロナウイルス感染症は、発生から1年以上経過しているにもかかわらず、現在感染力が強い変異型を、変異株を主な要因とする第4波に伴う、緊急事態宣言が福岡県にも発出されまして、多くの方々が不自由な生活を余儀なくされているところでございます。国は、この感染症のまん延防止のため、高齢者へのワクチン接種を7月末まで完了する計画を立て、自治体への協力を求めています。しかしながら、国のワクチン供給見通しの情報が不足していることや、先ほどからありましたように、医療、打ち手、いわゆる医療従事者の確保などの問題もありましてから、多くの自治体では、接種体制の早期整備や、殺到する接種希望者への対応に追われ、非常に混乱を招いているとの報道がございます。

私のもとにも、多くの町民の方から、一日中電話したけども繋がらなかったとか、子ども、孫に頼んで、ネットで取ってもらおうと思ったけど駄目でした、という話が、ちょうど通告書出す頃に結構聞きました。今、少しちょっと収まって、大分沈静化したかなという状況です。そこで、郡内7町の対応状況を、各町のホームページで調べてみました。同じような条件での下、町民の不安とか不満を把握して、いかにワクチン接種をスムーズに実施するために知恵を出すと。知恵を出し合うかっていうこと。これによって言えば、やっぱり各それぞれ町の職員の力量が、試されるものと考えたからでございます。

今朝の7時のNHKニュースで、総理官邸のほうから、そういうホームページで、そういう自治体の工夫集というのが出されているということで、今日、急ぎよ見ましたけども、その中で大変いろいろ参考になることがございます。

私に関心があったのは、一つは、これも後から言いたいんですけど、ワクチン接種進捗状況の見える化ということで、これは埼玉県戸田市のほうは、ワクチンの接種者数や、接種率、ワクチンの確保の状況といったそういうワクチン接種の進捗状

況を、戸田市ワクチンメーターとして見える化しております、これを毎日更新し、役場内の大型モニターとかホームページで、これを情報提供していると。こういう取り組みがあっております。

それと、先ほど田川議員の話もありましたように、福島県の相馬市ですか。要するに、もう予約が要らない、地区ごとに、日時ごと地区を決めて、そこに出向いて集団接種。で例えば、本日は例えば、酒殿地区とか、そういうふうを決めてからするということによってから、非常に接種率が高まっているという取り組み。

また、これもよく言われてますけども、調布市の集団接種において、高齢者が組んでるグループを持ってまわって、医者がずっと回ってから接種する。これによってから、接種回数を大幅に増やすことができる、できた。そういう事例もございませぬ。

それと、例えば、予約抽選申込方式の導入ということで、これは兵庫県の加古川市ですけども、やはり、電話先着順とした予約方式では、インターネットとか、電話が繋がりにくいということで、申込抽選方式によってからそれを解消する、したって、そういういろんな取り組みがございませぬ。

これについて町長は、これを御覧になったことがございませぬか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今朝の分は見てないですが、今までの情報は、ワクチン接種事務室のほうからの調達によって、私にも報告があっております。

ただ、今、表面的に出るのは、そういったことをやってるということで、その功罪、要するにメリット・デメリットというのが必ずあるんです。そのデメリットっていうのはあまり報道されないんですよ。

例を言いますと、ちょっと市の名前とか、町名は言いませんが、市町村のほうから、こういったあなたは、何日の何時ですよというようなことを言った場合、これは数多くなりますと、人によっては早い方もおられます。人によってはほとんどない、何か月か後の日にちを言われて、そこでの不満があつてるといふのも聞いております。これはデメリットの部分だろうと思いますが、まだ、その医療機関にご協力をいただいた場合に、それぞれの医療機関のほう回っていくというのも、これは本当に、その大きな、大きなといひましょうか、例えば大きな病院とか医療施設があつて、そちらがそういったことに時間を傾注できるようなスタッフがおられればいいんでしょうが、今、粕屋町の実態としては、精一杯のところ医療機関の方々のご協力仰いで、個別接種と集団接種はあつてるといふ状況でございませぬ。

それぞれ地域性、あるいはそのそこそこの住民性と言いましょかね、そういったことは加味しながら考えておりますが、粕屋町では、今現在、様々な方策を向上するように計画をしておるところでございます。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

私も端的に言いますと、やっぱり粕屋町はしっかり頑張ってるなということは思っています。

ただ、ちょっとやっぱりもう少し、やはりこういろんなところの取り組みが、そっくりそのまま当てはまるとは限らない、粕屋町に当てはまるとは限りませんが、やっぱりいろんな形の検討ですか、角度から検討する必要があるんじゃないかということで、そこでまず、ワクチンの供給見通しと、町独自の優先接種順位についての質問ですけども、まず、ワクチンの供給見通しでございます。これはワクチン接種を受ける人には、どの程度供給があるのだろうか、というのは大変関心があることでございます。

郡内他町から言いますと、宇美町とか新宮町ではワクチン供給見通しとか集団接種、個別接種の定員などの情報がホームページで提供されてますけども、粕屋町における供給状況とか将来見込み、これを集団・個別にどのように配分されるのかお尋ねします。

また、新宮町などでは、国の接種順位をもとに、町独自の優先接種順位を設けていますけども、粕屋町では、国の接種順位どおりでいくのか、そこ辺についての考え方を、併せてお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

この状況についての周知、あるいは情報の公開ですが、今、接種率については、ホームページで出しております。

今後、議員が言われるように、今後の計画の数量あたりは、やっと安定供給、ワクチンの安定供給が確実にできておりますので、その状況を見ながら、公表していくというふうにしたいと思います。安定してない状況で公表してしまうと、例えば、その数が途中で変わったりとか。変わるといのは、増えるほうはいいんですけど、下がるほう、減少するほうは非常に混乱を来しますので、その辺の状況を見ながら、今後の情報の提供は拡大させていただきたいと思っております。

この辺につきましましては、担当のほうからご説明を申し上げたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

それでは今のご質問にお答えいたします。

まず、現在のワクチンの供給状況や、将来の見込み及び配分計画についてです。

福岡県でも、早いところは4月の5日の週から供給が始まりましたが、粕屋町には5月の1日に2箱、5月の21日に4箱、それから6月5日の日に5箱が届いております。これはディープフリーザーの設置が済んでいる3か所に届いたもので、福祉センターでの集団接種分と、町内医療機関の個別接種分、すべてが含まれております。

今後の見込みについてですが、現在、2週間をワンクールとして、ワクチンが届いております。定期的な供給という点では、やっと安定をしてきましたが、各市町村が要望する量も増えていることから、希望の量が入るとは限らない状況です。今後、更に高齢者のワクチン接種を加速するために、ワクチンによる不足の影響が出ないように、各医療機関とも連携を密にしながら、ワクチンを要望していきたいと思いますが、一方では、ワクチン量が希望どおりではない場合も考慮しながら、住民の皆さまに予定の変更など、ご迷惑をおかけしないようにと、確実な接種計画を立てる必要があると思っております。

それから続いて、町独自の優先接種順位は設けていないのかということで、ご質問にお答えいたします。

粕屋町では、基本的に国の優先接種の順位に準じて、現在は65歳以上の高齢者の方を対象に接種を行っておりますが、同時に、高齢者の入所施設の従事者には、優先接種を行っております。また、通常の前接種という形ではございませんが、当日のキャンセルで使われなかったワクチン、それから問診のところまでは行っても、ドクターの判断で今日はやめておきましょうといったような方もいらっしゃいますので、そういった使われなかったワクチンについては、乳幼児に密接に関わる、町内の保育園や幼稚園の先生方、そしてまた高齢者とか、妊婦さん、乳幼児に接することの多い町の保健師などに優先して接種をしております。町内の安心・安全のための余剰ワクチンの有効利用を実施しております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

ちなみに1箱で何回分ですか、のあれができるかちょっと。

◎議長（小池弘基君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

1箱の数が実は途中でちょっと変わったんですが、一番最初の頃はこれ1箱に195バイアルっていうのが入っております、最初1バイアルが5回分しかとれなかったんです。それで1箱が195バイアルですので、975回分というふうになってました。

粕屋町の場合は、5月21日から届いた分に関しては、1バイアルが6回分になりましたので、195バイアルの6回分で1,170回、1箱が。というふうになっております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

ありがとうございました。国は高齢者のワクチン接種、さっき言いましたように、7月末まで終わるように自治体に求めているようでございます。

粕屋町では、郡内の7町を調べましたところ、やっぱり集団接種開始の時期も早く、接種回数も多いようでございます。65歳以上の、先ほど町長のほうから接種状況等をお話しになってから、7月末と言わず、7月の早い時期に、65歳以上は終わる見込みだということでお聞きしてはいますが、再度その確認の意味で、町長の答弁をお願いしたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

まずその前に、ちょっとご質問を回答するのを忘れてました。

新宮町の例を言われて、年齢的な区分を設けられたと。これ、それぞれ結構多い市町村で、そういった区分をしておりますが、いずれにせよもう1週間か2週間程度で、65歳以上になってるんです。もう今現在もすべての市町村で65歳以上が対象になっております。最初の頃のスタートはそうだったと思いますが、その頃は、私の耳にも入っておりますが、例えば65歳、66歳の方々が、その75、80の方々を優先するために、非常に自分はいつ予約できるのかというような苦情の電話が殺到したらしいです。

そういったことも、やはり功罪として、デメリットの部分であろうかとは思いますが、ただ、様々なやり方をすれば、片一方の声は必ずあるというふうなことではあ

りましょう。しかし、私は先ほど申し上げましたように、6月21日に申込みをする分で7月中のすべての接種日を開放します。従いまして、今の数を想定しますと、十分に65歳以上の方々が、すべての方々が、7月中に終わられると。なおかつ、それ以上に7月の余り分が出てくるとお思いますので、それは次の基礎疾患の方々、あるいは、64歳以下の方々についても、まあ60歳から64歳ですが、の方々についても、そこを埋めていこうというふうに計画しているところでございます。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

次に、集団接種についてお聞きします。

粕屋町では65歳以上の高齢者全員に対して、接種券を送付し、予約に基づき接種を行ってあります。

これ、調べてみますと、粕屋町は、県内でも最低の高齢化率ですか、17.8%ということで県内で一番若い町なんですけれども。それでも、約9千人ですか。ですから、やっぱり9千人に対して一斉に接種券を送付したということで、ワクチンの接種の予約申込みが殺到したんじゃないかと思ってます。しかし今、町長から言われましたけども、粕屋町以外は、やっぱりこう接種の年齢をさっき言った、新宮町は85歳からして75歳、そしてそれ65歳。大体ほとんどのところ75歳以上をまず、第1段階ではやる。一番少ない久山でさえ、まず当初は81歳以上ですか、の方を優先的に、接種券を送ってそういう接種の予約時の混乱を防ごうと実施してあります。

それで確かに今、町長言われた公平性の問題とかありますが、ほかの町でそういうふうに段階的に年齢を区切ってから、そういうふうに接種券を送るなりしてからそういうことで、混乱を防ごうとしたけども、粕屋町ではやっぱりこのような措置を講じなかった理由、それとまた予約申込みで、ほとんどのところが電話とウェブの予約なってますけども、篠栗町では、ファックスでの予約も可能となってます。

粕屋町でもやはり、高齢者と障がい者のことも考えて、場合によってははがき、ファックスなども対応できなかったのか、その理由についてお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

それでは、まず予約の対象年齢の部分ですが、先ほどの町長のお答えと少し重なるとおと思いますが、お答えいたします。

予約時の対象者の細分化につきましては、様々な検討を行いました。年齢の細分化だけでは、対象者の一部の方にとってのマイナス面も考えられることから、今

回細分化を行いませんでした。実際に、75歳以上とそれ以下の年齢等で予約の時期をずらした自治体においても、大体1、2週間で65歳から74歳の方も、予約対象となりまして、実質的には65歳以上の方全員の予約期間となるために、予約時の混雑は同じように起こっているようです。また、年齢を細分化して、最初の年齢層の予約の終了の見通しがついてから、次の年齢層の予約をとっている自治体では、65歳に近い年齢の方は、数か月先まで接種ができないことが明確になりまして、予約時期が示されていないことや、接種が遅くなることに対する苦情も多かったと聞いております。

今回の高齢者につきましては、以上の理由により、国の基準のとおり細分化せず、65歳以上とさせていただきますが、町民の皆さまには大変ご迷惑をおかけいたしましたので、今後、以下の対象者の予約につきましては、その辺りをしっかりと生かしていきたいと思っております。

それからもう一つのご質問、予約申込みの際の電話やインターネットだけじゃなくて、はがきとかファックスでも対応できなかったのかということですが、今回、電話が混み合い、大変ご迷惑をおかけいたしました。電話やインターネットでの申込みは、その場で予約が取れたかどうかというのが分かります。しかし同時に、はがきとかファックスでのお申込みを行いますと、結果は何らかの形で、住民の皆さんに後で返信をすることになります。また、多くのはがきやファックスでの申込みの中から、どんなふうに順番をつけて、予約ができた方を決定するのかといった課題もあり、公平性とか透明性といった点で、今回のお電話とインターネットでの予約とさせていただきます。なお、聴覚に障がいのある方など、お電話、インターネットでのお申込みが難しい場合には、ファックスでのご相談などもお受けするようにいたしております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

確かにいろんな方法であって、やっぱり、公平性っていうのも大きな要因じゃなからうかと思っておりますけども、公平性といっても電話しとって、電話何べんかけても繋がらんということであれば、そこら辺でもやっぱりこう、公平性という観点から、いかなもんだらうかと思うし、またさっき紹介しましたように、抽せん方式でやった場合のメリット・デメリットもありましようし、例えば日時とか場所を決めて、その御案内して、その希望者をはがきもらって、そしてそれで進むというやり方もありましようし、いろんなことを想定されて、役場のほうで考えてされたと思

いますけども、65歳以上が終われば、次は64歳、65歳未満の方、多くの方のまだ、ワクチン接種が待ってますんで、今回の部分を、やはり今後に生かしていただきたいというふうに考えております。

次に、個別接種についてお聞きいたしますけど、ワクチン接種は集団接種ばかりになんか関心が集まって、個別接種の方は町のホームページとか書いてありますけれども、比較的情報が少なく、あまり注目されておりました。

私は、個別接種を最初から、今度した集団接種予約、薬を定期的にもらってるんでそこで、クリニックでの個別接種を選択したわけですけども、私の例から言いますと、4月20日に病院に行ってから、ワクチンを受けたいということで申し込んで、その後しばらくして、いつ頃になるだろうかと聞きましたところ、そのクリニックのほうは大体1日6人で週24人しかできませんから、6月下旬から7月になるって話でした。しかしながら1週間前、病院からクリニックから電話あってから、空きができましたから受けませんかということで連絡があって、先週の土曜日ですか。6月5日に1回目のワクチンを接種することができました。病院のほうに聞きますと、やっぱり最初はワクチンのほうもやっぱり要領を得ないし、1日6人ぐらいしかやってなかったけども、ある程度慣れてまたワクチンも来だしたんで、その倍の1日12人ですか。それとまた、休診日もね、休診日も開けてワクチン接種をやってますということで、そういうことで、個別接種が大分進んだんじゃないかなというふうに考えております。

ただ、集団接種が先行したため、どうしてもそっちのほうに皆さん方関心が集まって、それとまた、ワクチン供給不足っていうことも、そういう不安から集団接種の予約には多くの町民が殺到したものと思いますけども、やっぱり不安、町民の不安を解消するためにもやっぱり、例えば集団接種も個別接種もどっちかできますよということで、集団接種始まって、個別接種が遅れた形でいってますけども、例えば同時期にして、集団か、個別かどっちかを選択してくださいということができなかったのか。また、宇美町とか、新宮町は行ってますように、そういった個別接種についてもいる病院に粕屋町のあれは医療機関ごとの、例えば定員ですか。定員とか何人まで受けられますとか、そういう情報がないんですけども。宇美町とか新宮町は、各医療機関ごとの、やっぱり一日の定員とか、接種可能日とかなんかそういう情報が、ホームページで示されております。

こういうことが粕屋町でもできないのか、これについてお尋ねいたします。

よろしく申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

まず、集団接種と個別接種を同時期にできなかったのかという質問ですが、これは今考えてみれば、もう後になって、なったほうが良いというふうに当然思います。

ただ、最初の混乱した、もう本当に手探り状態の中でもスタートでは、集団接種のほうのワクチンの供給、これが最初の頃のワクチンの供給だったんです、個別接種については、どうなるか分からないと。ディープフリーザー、氷点下75度の能力を有したディープフリーザーの設置については、まだどうなるか分からないというような状況でございました。その中で、全くその無計画に個別接種もするわけにもいきません。併せて、医療機関、それぞれの病院、クリニックについての体制もまだ整っておりませんでした。具体的に言いますと、通常の診療を犠牲にしてまでワクチン接種をしていいのかどうか、という議論もそのときございました。粕屋医師会、そしてまた医療機関のほうでも、そこはなかなか、協議に時間を要したというのがございます。

従いまして、集団接種のほうを先にスタートし、5月の10日の日に予約の開始をし、17日から各医療機関で、スタートを行ったという実情がございます。それと、その辺についても、また担当のほうから詳しい話は行いたいと思います。

まずはその担当のほうから。

◎議長（小池弘基君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

ただ今の、予約開始時期を集団と合わせられなかったのかということですが、今回のこのワクチン接種にあたりましては、国のシステムの準備とか、詳細がおりてくるまでに非常に時間がかかっておりまして、報道とかで見るよりも現場のほうはもっと慌ただしい状況でございました。

それぞれの医療機関では、本当に短期間に準備をされてましたし、町のほうで医療機関にお集まりいただきまして、説明会をしたときも、本当にまだ、御存じないというか、詳しいこと御存じないような状況でした。そのために、各医療機関に負担なく確実に準備を整えていただけるように、スタートの日にちを決めさせていただきました。また集団接種は、糟屋地区でも一応早い、4月の19日から予約を開始しましたが、先ほど町長のほうが申し上げましたように、ワクチンの供給日が、予定していたよりもかなり先の日程に突然なりましたり、または量が希望より少なくまじたりということで、その時点では、ワクチンの供給に関する何かこう、確実な情報というのが得られなくて、まずは、とにかく集団接種から、やれる分からはじめようといった、そういった経緯がございます。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

次のご質問にお答えします。

それぞれの医療機関、個別接種の医療機関ごとに数は示さないのか、という問題でございますが、これは示してある市町村もでございます。

ただ、今回15医療機関が協力していただいて、個別接種を行ってるんですが、医療機関ごとの数を言いますと比較されるわけです。この病院はこれぐらいしかないとか、そういった問題もございますので、これ慎重に協議する必要がございます。

医師会とも協議は行って、公表できる部分はしていきたいと思いますが、非常に困難な問題があるということをご理解いただきたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

お諮りしますけども、換気のための休憩をとってよろしいでしょうか。

それでは、35分まで暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時26分）

（再開 午前11時35分）

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

先ほど町長のほうが、医療機関ごと定員示すことは、そういう比較する形になるんでっていうおっしゃいましたけど、そこら辺のデメリットと、実際にお年寄りの方が、接種する病院を選ぶ上での基準とか、どっちのほうを優先するかとの問題と申しますし、私はある程度情報あったほうが、安心するんじゃないかというふうに思っております。

次に、高齢者施設における接種についてお伺いします。

粕屋町は、そこ辺の高齢者施設等における接種があまり情報が少ないんですけども、篠栗町では、高齢者施設入所者と共に、従事者を優先的に接種しているようでございます。よく、高齢者施設でクラスターが発生したとの話を聞きますが、これは大体従事者のほうが持ち込んで、クラスターが発生した例がほとんどだと思います。

両方同時に接種する必要があるのではないかと考えますが、粕屋町ではどのような接種順位なり、スケジュールになっているのか、お尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

高齢者の入所者及び施設従事者への接種のスケジュールについて、お伝えをいたします。

粕屋町では、高齢者のタイミングと同じく、5月の中旬より、高齢者の入所施設での優先接種を開始しております。町内九つの施設に医師が出向いて、接種を行っております。入所の高齢者が312名と従事者が393名、合わせて705名。これは町外に住民票のある方も含まれております。その方々の接種を現在も行っております。

接種スケジュールにつきましては、施設と医療機関との間で決定をしております。施設の規模に応じて数回に分けて実施をしておりますけれども、大体6月中の終了が多いというふうに聞いております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

ありがとうございます。ちょっとホームページのほうでは、そこ辺がなかなか読み切れなかったんで、その辺の情報が気になったんでお聞きしました。

次に、情報提供の在り方についてお聞きします。

新型コロナウイルスワクチン接種について、郡内7町を比較しましても、粕屋町は、接種券の発送、予約受付、接種と、非常にスピード感を持って大変よくやっていると私は感じております。しかしながら、町民が本当に知りたい情報とか、さっきも言いましたワクチンの供給見通しとか配分計画とか、それとか全体の概要、集団接種、個別接種とか、部分的に断片的な情報は多いんですけど、全体的にしたらどうなのかって。例えば、篠栗町はまず実施計画を作って、その中であと細かい部分をしてますけど、なかなか全体のほうが見えないっていうような感じがしてます。そこら辺をもう少し積極的に、提供するべきじゃなかろうかというふうに考えてます。

この点においてちょっと気になるのが、新宮町が昨年からずっと毎月、新規感染者数を公表してるっていう、ホームページで公表してますし、さっきも言いました宇美町のワクチンの供給見通しとか、篠栗町は実施計画を作って、それを公表し、また予約の空き情報を公表してます。そこら辺も今後参考にさせていただきたいと思ってます。

今回の新型コロナウイルス感染症の拡大は、言わば人為的な災害とも思います。今回の教訓をもとにやはり、今後の接種もありましようけども、今後例えば自然災害が発生した場合において、本当に町民がどういう情報を求めているのか、町民を安心

させるためにどういう情報を提供したらいいのか。

そこら辺の情報提供の在り方を研究してほしいと思っておりますけども、町長の考えをお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

情報伝達の手段、そのツールでございますが、昨年と比較しますと、飛躍的に伸びております。

今後の計画も含めて、担当所管、協働のまちづくり課のほうからお答え申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

情報の伝達というところで、私のほうからお答えさせていただきます。

災害時を含めました町の情報提供の在り方につきましては、以前より様々な情報をもとに、住民の方に確実に伝達するための検討を進めております。今年度は新たに二つの方法を取り入れております。

一つは、KBC のデータ放送、これは令和 3 年 4 月から運用を開始しております。

もう一つは、LINE の公式アカウントでございます。こちらのほうは、同じく今年の 5 月から運用を開始しております。今後も災害時も含めた町からの情報を、的確に町民の皆さますべてに、迅速あるいは的確に情報を伝達できる施策を今後とも検討を進めてまいります。

また、ワクチン等につきましては、ワクチン室とも含めて協議しながら対応していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7 番（案浦兼敏君）

確かに伝達方法を、KBC のデータ放送とか LINE 公式アカウントとかありますけど、問題は、その出す情報の中身を、十分吟味してほしいということもございます。

やっぱりそういう本当に町民がどういう情報を求めているか、そういう町民を安心させるためにはどういう情報を流したらいいのか、そこら辺を踏まえて、今後考えてほしいと思っております。

次に 2 問目にいきます。町立保育所の役割と今後の在り方についての質問です。

これも、先ほど田川議員の質問がありましたけども、本年度当初予算に、中央保育所建替えのための設計費が計上され、今後、建替えに向けて、多額の予算が計上されると思いますけども、今回、4名の方が新たに議員になられましたので、なぜ民間の保育所でなく、町立保育所が必要なのか、そういう意味の確認も含めまして、質問いたします。

子育て世帯の転入が多い粕屋町では、保育所における待機児童の解消が急務となっております。このような中、4年前、平成29年6月、老朽化した町立仲原保育所及び中央保育所の建替え民営化計画は、急きょ、町執行部から提案され、議員も参加する中で、西保育所を含む3園で保護者説明会が数回にわたり開催されたところでございます。しかし、町執行部の説明は不正確であり、保護者の不信感が募ったことから、議会は、6月議会中に町立保育所の建て替え民営化に関する特別委員会を設置して、町の建替え民営化計画について審議を重ねたところでございます。

一方、保護者から、平成29年9月議会に、保護者を含む9,005人の署名のもと、粕屋町保育所新設及び町立保育所存続を求める請願が出され、議会はこれを採択したところでございます。この請願採択を受けて、議会は平成30年3月議会で、新たに町立保育所の建て替えに関する特別委員会を設置し、調査研究を重ねましてから、平成30年11月7日と令和元年11月11日に、提言書を町長へ提出いたしました。箱田町長は、この趣旨を十分理解され、令和3年度当初予算に中央保育所建替えのための設計費を計上されたわけであります。

私は、平成31年3月議会の一般質問で、箱田町長に児童問題の専門家を入れた審議会等を立ち上げ、将来の児童数の予測、町立と民間との役割分担などを十分検討し、児童施設の整備計画を策定してほしいと申し上げました。町長からは、子ども子育て会議の中で、児童施設の整備、今後の保育所・幼稚園の在り方について検討したいとの答弁がありました。

そこで、質問ですけども、こども子育て会議の検討に基づき、令和2年3月に改定された、子ども・子育て支援事業計画では、今後の保育所・幼稚園の在り方や、児童施設の整備について、どのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今後の保育所・幼稚園の在り方について、今、議員がご指摘のように、子ども・子育て支援計画の中で、協議を検討しております。

その途中経過と詳細につきまして、担当所管のほうからお答え申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

神近こども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

昨年、改定いたしました第2期粕屋町子ども・子育て支援事業計画は、国の子ども・子育て支援法に基づき、策定した計画でございます。

「子どもの笑顔を育むまち・粕屋」を基本理念とした、粕屋町の令和2年度から令和6年度までの5か年の教育保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供体制の整備実施に関する計画であると共に、粕屋町のすべての子どもとその家庭、地域、企業、行政等が対象となる、子ども・子育てに関する総合的な計画となっております。

その中で、未就学児の児童がおられる保護者の方にニーズ調査を実施した結果、平成27年3月に策定した計画から見ると、母親の就労状況が大きく増加していることが分かっております。また、現在就労されておられない母親の方でも、その大半がいずれか就労したいというふうに考えておられるため、今後の保育ニーズはますます高まるものと思われま。が、その反面、町立幼稚園では平成27年をピークに、年々入所児童数が減少を続けております。

従いまして、今後の保育所・幼稚園の在り方につきましては、今後も庁舎内でも検討を進めると共に、子ども・子育て会議の中で検討してまいりたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

一応、支援事業計画はできたけども、これ継続的に会議の中で、詳細については検討していくということですね。まだ方向とか、そういう具体的なあれはまだ出てないということですね。はい。分かりました。

次に、今年度、当初予算にさっき言いましたように、中央保育所建替えための予算が2,540万が計上されております。さっきの話では、5月に契約したっていうことですから、そこら辺でずっと設計ですか、ということで、実際のまだ時間、工事がどの程度になるかということ等については、今後、設計が進むにつれてでしょうけども、先ほどおっしゃった、特別委員会のほうで概算である程度、大体、本体だけで大体この程度かかると、あと財源についてはこうなるというような特別委員会のほうで一度報告されたと思いますけども、そこら辺の工事費の金額なり、財源内訳はどうなっているかお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

神近こども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

概算工事費につきまして、ご回答させていただきます。

昨年実施いたしました、建替え検討業務の中で算出した建物だけの概算金額といたしましては、5億6千万程度となっております。これ以外にも解体工事費、外構工事費、遊具設置工事費、備品購入費等がかかってまいりますので、今年度実施いたします設計業務の中で、建物を含め、詳細な工事費を算出してまいります。

それと、財源内訳ということでございますが、現時点では起債のメニューの中で、施設整備事業債、社会福祉施設整備事業債を使用してまいりたいと思っております。

それ以外で不足する分につきましては、一般財源を使用して、建物を建築する計画となっております。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

概算でも5億6千万ですね。これに解体等、外構とかいろいろ増すとかなりの金額になってきます。確かに町立で建替えるためには多額の予算を必要とします。

4年前ですか、建替え民営化計画とこは。民間で建て替えれば、町の負担は12分の1で済むから、仲原保育所と中央保育所を同時に建て替えるというような前町長の話がありましたが、ちょっとそれはあまりにも乱暴なところじゃなかろうかと思えます。しかしながら、町立のよさ、町立でしかできないこともあると考えております。一旦、民営化すると後戻りはできないんです。国は以前、過去、公立であれ、民間であれ一律に施設整備費や運営費を助成してきました。しかし、保育所における待機児童解消が大きくクローズアップされ、施設整備のための財源が不足してきたため、民間活力の活用ということで、民間での整備についてのみ補助金を出し、公立については、起債等を活用するよう指導しております。

そこで質問ですけれども、全国有数の出生率を誇り、子育てしやすいまちづくりを進める粕屋町におきまして、町立保育所の役割をどのようにとらえておられるのか、町長の考えをお伺いします。

また、教育・保育の無償化に伴い、入所者が減少している町立保育所を、幼稚園を含めた児童施設の在り方や、老朽化してる施設の整備について、早急に検討すべきと思いますが、併せて町長の考えをお伺いいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

その前に先ほど財源の関係で言いましたが、すべて一般財源ではございません。

確かに多額の経費がかかりますが、交付税措置が70%の部分もございますので、約2億ぐらいは交付税措置がされるということでございます。

それをちょっと訂正といいますか、追加お答えして、この公立保育所の役割といいますか、存在意義というのは、やはり今、粕屋町は小学校を中心に支援を要する子どもたちが非常に増加しております。当然、保育未就学児童についても同じでございます。

そういった支援を要する、子どもたちの受入れ先としての公立が果たす役割は、非常に大きいものと私も理解をしております。また、保護者の方々が選択肢があるというのは非常に心強いことだろうと思います。

民間は民間のよさがございます。公立は公立のよさがございますので、その選択肢を広げる意味で、やはり公立の存在価値はあるというふうに考えております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

案浦議員。

◎7番（案浦兼敏君）

ありがとうございます。私は、町立保育所は町の保育水準を規定するというか、維持するための問題で、ある程度一定数、これが一か所なのか三か所なのか、そこら辺は今後議論でしょうけども、やっぱり一定数必要だと思っております。

やっぱり公立があって、民間があって、そこ辺のバランスが必要かと思っております。町立保育所の保育士などの方は、やっぱりまあ経験とか豊富でありますし、その方々の現場での実践が、町の子育て施策に生かされまして、さっきも申されたように支援を要する子どもたちへの対応など、やはり、民間保育所への指導が可能となって保育の質が向上するものと思います。また、町立保育所の園舎は、やっぱり災害時における避難者がそういうやっぱ公的施設としての役割を果たすことができる。また、更にこども館などの児童施設と連携して、子ども・子育て施策の更なる拡充を図ることができると思っております。

子どもは、町の宝です。箱田町長には、子育て世帯が住み続けたいまちづくりを進めてもらいたいと思っております。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

（7番 案浦兼敏君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

これもちまして、午前中の一般質問は終了といたします。

再開は、13時からといたします。

それまで暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時56分)

(再開 午後 1 時00分)

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号 4 番、宮崎広子議員。

(4 番 宮崎広子君 登壇)

◎ 4 番（宮崎広子君）

議席番号 4 番、宮崎広子です。よろしく申し上げます。通告書のとおり、質問いたします。

初めに、ヤングケアラーの実態とその支援についてです。

ヤングケアラーについて説明します。ヤングケアラーというのは、慢性的な病気や障害、精神的な問題がある家庭の介護や世話をする子どもを指します。法律上の定義はありませんが、「大人が担うようなケアの責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどをする18歳未満の子ども」と日本ケアラー連盟は位置付けています。

さて、今年度 4 月に厚生労働省、文部科学省は、ヤングケアラーに関する実態調査をまとめました。それによると、中学 2 年生で 5.7%、高校生で 4.1% が世話をしている家族がいると回答。1 クラスに 1 人から 2 人のヤングケアラーがいる可能性があると分かりました。

そこで一つ目の質問です。粕屋町のヤングケアラーは、どのくらい存在すると把握していますか。

小学生、中学生、18歳以下の高校生でそれぞれどの位でしょうか。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

宮崎議員から大変貴重なテーマを取り上げていただいたなということに、まず感謝申し上げたいと思います。

学校教育におきましては、不登校、この子の原因に関して、いろんな調査項目がございますが、その中には、やはり家庭の事情によりということで、例えば親の介護、今おっしゃったように祖父母、それから年下の兄弟も含めて。それから障がい者が家庭にいるということで、学校若しくは、18歳未満ですので対象が。

仕事に就かれてる18歳未満の少年少女もいますので、そのことで仕事になかなか就けないとかいう、そういった子たちをヤングケアラーというふうに、大体とらえ

て、実際、小・中学校も今までこういった子どもを、調査の中で不登校の理由として、把握する調査というのは行っていた訳ですが、今、おっしゃったように厚生労働省も、また文部科学省が、今年の4月からその調査を発表しましたが、調査自体は、去年の12月と1月に実施された調査なんですけど、その結果がこの4月に発表されて、県の教育委員会も今度4月から、不登校の調査報告の中に、「ヤングケアラーの対象者は」という項目はできました。

それで4月現在では、そこにあがってきたのは小学校、中学校、ちょっと答えにくうございますが、これまだ表にそういった家庭が何件、粕屋町にあるんだということを、ちょっと公にする訳いけません、一応、片手未満というところでお答えをさせていただきたい。高校生は、私たち把握はちょっとできておりません。これは学校が把握した数でございますので。

もう一つ、恐らく今から言われるんだらうと思いますが、粕屋町要保護児童対策地域協議会、いわゆる要対協という協議会がございますが、ここの話合いの中にもこれは当然上がってきますので、そういったところで人数をとということでしたが、ちょっとアバウトな答えで申し訳ございませんが、数名。いわゆる片手未満というところで、ご了解いただきたい。

◎議長（小池弘基君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

子ども未来課におきましては、児童福祉法の規定により、要保護児童の早期発見及びその適正な支援を図るため、粕屋町要保護児童対策地域協議会を設置して協議を行っておりますけども、その中で、ヤングケアラーと思われる子どもはいるとは思われますが、その実態を把握することは難しく、先ほど議員も言われました、国が行いましたその実態調査の中でも把握しづらい状況といたしまして、家庭内のことで、問題が表に出にくいことや子ども自身が、その家族が、ヤングケアラーという問題を認識していないことがその背景にあるのかと思われまます。よって、要対協では、学校等の関係機関と協力しながら、案件が発生した場合には、適切に対応してまいりたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

確かめたいんですけども、アンケート調査っていうのは、政府が行ったアンケートの調査を粕屋町も行ったってことですか。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

はい、そうです。アンケート調査は生徒のほうにプリントを配って、該当するかどうかということを確認しております。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

そのアンケート調査によって、生徒が「自分はヤングケアラーなんだ」ということを自覚したっていうことも、アンケート調査の結果分かったんだそうですが、そういうことはありましたか、アンケートの内容に。

生徒自身がアンケートを回答する中で、自分はヤングケアラーなんだ。ヤングケアラーかもしれないっていうふうに自覚したっていう結果は、その中に表れてましたか。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

今、ちょっと課長が申し上げましたが、実態調査。子どものほうに、実際の質問書を配ってやったわけではございません。

聞き取りとか、家庭訪問とか、例えば親御さんとの面談の中とか、例えばうちもカウンセラーがおりますので、カウンセラーと子どもの、例えばちょっと気になる子どもの様子で、ちょっと話をしようとか、例えば一番粕屋町で誇れるのはSSW、いわゆるスクール ソーシャル ワーカー。社会福祉士とかそういった資格を持ってある方の協力を得て、実際家庭の中に入っていただいてというところで、県のほうに報告する実態調査の項目の中にあります。

障害や病気のある家族に代わり、買い物、料理、掃除、洗濯等の家事をしている子どもであるのかないのか。または、家族に代わり幼い兄弟の世話をしている子なのか、こういった項目がずっとあってこれに該当するのであれば、これを県のほうに報告ということになっています。これは県の調査項目です。

もう一つは、一番うちSSW、スクール ソーシャル ワーカーが勧めた、アセスメントシートというのがあります。これは、国の厚生労働省が立ち上げた委員会なんですけど、そこでは、先ほどの項目と違って、かなりの内容がございます。これは非常に整理をされた、これは恐らくホームページも取れるんじゃないかなと思うんですが、本来、守られるべき子どもの権利が守られているかというような視点で、健康に生きる権利として必要な病院や通院、受診ができていないか、薬は飲まないかん

のをきちっと薬もらって飲んでいる子どもなのか。ということは、これも親の面談、または子どもの面談の中で把握をしているところでございます。

それから欠席が多いとか、不登校ぎみだとか、遅刻早退が多い、同じ服ばかりを着て来てる、給食時間はたくさん食べるとか。それとか小学校もちょっといくつか例年出てるんですけど、ちょっとシラミがいるとか。そういった子どものやっぱシグナルを見て、ヤングケアラーであるかないかという診断よりも、やはり学校に来てない理由とか、やはり家で宿題ができないような家庭環境であるということ把握する目が大事。

今回、こういったテーマを取り上げていただくことによって、やはり教育委員会とか学校が、外になかなかこういった家庭があるんじゃないかというのは、発信しにくい部分があるんですが、これを取り上げていただくことで、周りの大人が気付いてあげるといふ。これを今、取上げていただいたことは、私は、うれしかったなと思います。

それで、項目についての質問なんですけど、県は県の項目がございまして。しかし、私たちは両方使いながら、また職員のほうにも、こういったアセスメントシートを使って、研修も考えておりますので、はい。

だからちょっと答え方が、子ども全員に同じプリント配って家でこんなことしてるんじゃないかっていう、あれは取ってはいないということで、修正させていただきます。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

分かりました。それでは2番目の質問に進みます。

ヤングケアラーには、どのような相談機関がありますか。また、実際相談はあっていますか。どなたが相談していますか。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

すみません、先ほどの質問、私が勘違いしとりました。

今のご質問ですが、学校教育課の関係では、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカー、あとは学校の教員、それと教育相談室、その他としてSOSダイヤルとか、LINEが県のほうでございまして。それで、悩み相談等ができます。

その相談に関しましては、ヤングケアラーである子ども自身が、ヤングケアラーであると認識していることが少ないので、スクールカウンセラーやスクールソー

シャル ワーカーが、不登校の例えば子どもたちとかとカウンセリングを行う中で、発見することがあります。その後、その関係機関等と情報共有を図るような流れになっていっております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

子ども未来課のほうからも、少し回答させていただきたいと思います。

相談窓口といたしましては、児童相談所、相談専用ダイヤル、それと先ほど学校教育課長が申しました、24時間子ども SOS ダイヤル、こちらも文部科学省の分でございます。あとは子どもの人権110番、法務省の分がございます。

それとは別に子ども未来課といたしまして、4月から療育専用ダイヤルといたしまして、粕屋町チャイルドホットラインというのを開設しておりますので、これは子育てに関する不安や悩み、また子どもの保護に伴う療育相談等がございましたら、こちらのほうに、是非相談いただければなと思って開設した分がございます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

相談するところ分かりましたけれども、実際に相談、相談をしているかどうか、そこに。そこはいかがですか。

◎議長（小池弘基君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

県とか国の分に関しましては、ちょっとこちらのほうでも把握はしておりませんが、先ほど申しましたそのチャイルドホットラインっていうのは、4月に開設したばかりでございますので、特段、今のところ相談っていうのは、こちらのほうではあっておらない状況でございます。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

次に、3番目の質問に移ります。ヤングケアラーが学校に来ている時、スクールカウンセラーやスクール ソーシャル ワーカーに相談できると思います。相談、先ほど回答いただきましたけれども、相談件数っていうか、どの位の割合で相談があっ

てるでしょうか。

例えば、スクール ソーシャル ワーカーっていうのは、私もすごい取り組みだなと思って。大体、日本国に、いろんな小学校、中学校にスクール ソーシャル ワーカーがあるっていうこと自体が少ない中で、粕屋町にスクール ソーシャル ワーカーがいるっていうことが、すごい先進的なことだなあって感心してるんですけども。

実際、一人いらっしゃるということを知っていて、学校を巡回してあるのではないかなって。もし違ってたら教えてください。ていうふうに思ってるんですけども、その相談件数といいますか、大体どの位の相談があってるかお伺いしたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

スクール ソーシャル ワーカーが、毎日どれ位の件数を対応してるかっていうのは、ちょっとあの宙に覚えておりませんが、年間通してやっぱり500～600件位は動いていただいております。

場所的には、粕屋町こども館ってございますが、あそこには教育相談室があります。大体そちらに机置いて、本来なら役場の中に持ってきたんですけど、ちょっと場所の関係があって、向こう側に置いてるんですが、こちらは学校と直に連絡をとったり、子どもたちが、学校に行けない子どもたち、いわゆる不登校の子どもたちがこっちに通ってますので、そういったところで、気になったところは、帰りに一緒に家に行って、ちょっと親と話すとか、そういったことで定期的に巡回するということではございません。

それとこれは町でいわゆる常駐というか、常任っていうかな。ずっとおっていただいております、年間通して。もう1人いらっしゃいます。これはちょっとどちらかという、家庭的にかなりちょっといろんな問題が大きい場合。これ男性の職員で、週に2回でしたか、そういった契約をさせていただいて、そちらのほうにも対応していただいているということでございます。

今年はカウンセラーを2人、これ心理カウンセラーです。これは心理のほうになりますが、それからソーシャル ワーカーはどちらかという福祉の専門家というふうに使分けておりますが、両方一緒によく連携をとっていただいで活躍をしていただいでるところでございます。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

すみません、カウンセラーのほうは、学校に1名ぐらいの割合でいらっしゃるんでしょうか。それとも、スクール ソーシャル ワーカーのように、2名増員したってということは、もともとある人数に対して2名増えたってことですよ。

そのカウンセラーさんは、これも巡回、学校を巡回してるのか、学校にずっといらっしゃるのか、どんなでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

宮崎議員におかれましては、粕屋町の小・中学校の話ゆっくりする暇がございませんでしたので、初めてだろうと思いますが、中学校のほうは、県のほうから週に8時間でしたか、すなわち1週間に1日です。派遣をさせていただいております。

だから、これは定期的に予約を取ってやっていただいている。小学校も、昨年からやったか今年からやったかな、週に4時間ということで派遣をさせていただいております。同じ場合もあり、同じ人であった場合とか、また別のカウンセラーであったりします。これも、県のほうから派遣をさせていただいております。と、同時に粕屋町で今までは1人。ずっと1日ですか、1週間常駐していただいて、自発的にですけど昼から各小学校にそれぞれ行くという。緊急の場合はもうそこちょっと予約はあっても、そちらを優先していただくということで、これは席は学校教育課のほうにあります。そして今年からもう1人カウンセラーを、件数が多いもんですから。そちらのほう、また雇って今勤務をお願いをしているところでございます。

従って、粕屋町独自にスクールカウンセラー、スクール ソーシャル ワーカーを雇用をさせていただいているところでございます。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

ということは、スクール ソーシャル ワーカーは、学校を巡回するのではなくって、課題があるところに、対応しているっていう認識をしたんですけれども、1名ということで、今お聞きすると、いろんなケースがあって、もしかしたら埋もれている子どもたちがいるかもしれないっていうことも思いまして、スクール ソーシャル ワーカーって、いきなり行って知らない人が、お家のことを根掘り葉掘り聞いても、全然その話にならないというか、やっぱりよく知ってもらわないと話が進まないのではないかなって思います。

それで、質問なんですけど、スクール ソーシャル ワーカー、これはテレビでや

ってたスクール ソーシャル ワーカーの仕事なんですけど、休み時間とかに学校に入って行って、一人でぼつんとしてる子とか、子どもと仲良くなって、そこから家庭に入っていきってというような取り組みをしているテレビの映像があったんですけど、やはり、学校にしょっちゅう行かないと、子どもたちとは馴染めないっていうふうに思うんです。それで、スクール ソーシャル ワーカーを、これからも増やしていくってことはできますでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

そういう加配っていいですか、心若しくは家庭の支援については、多ければ多いほうがいいのかということをおもいます。

ただ、今私、学校に絞ってお話ししてるんですが、粕屋町として要対協という話を先ほどしました。子育て支援員っていうのは、子ども未来課のほうにおりますし、健康づくり課のほうにも心理士の方もいらっしゃいますので、そういった方たちの協力も得ながら対応はしております。学校のほうに子どもの実態を見ながら把握するのが自然じゃないかという、確かにおっしゃるとおりなんです。

時間があれば行っていただきますが、例えば、学校復帰した子がどういうふうに学校生活を過ごしてるかっていうのは、必ずこれ見に行かれています。積極的にです。それから、子どもがなかなか来なくて、家庭訪問したら家の中はもうぐちゃぐちゃだから、一緒にちょっと来てくれ。ぐちゃぐちゃっていうのは、ちょっと失礼ですが。なかなか家庭訪問を行っても玄関先に足の踏み入る場所がないとかいうことは、すぐカウンセラーのほうに、ソーシャル ワーカーに連絡をとって一緒にまた改めて行くとか。だから一人で突然行くようなことは、まずあり得ません。相手の了解取ったり、来てくださいと言ってみたり、外で会ってみたりとか、そういったいろんな手法をとって、僕は聞いてびっくりしたのは、家で夕食作ってきたとか、例えば子どもに私もおにぎり持って昼食食べさせたら、夕方お礼のメールが入りましたとか。非常に僕は、優秀なスクール ソーシャル ワーカーを雇っていただいているなというふうに思っております。

ただ、多ければ多いほどいいんですが、例えばそれが分散化されたりとかすると、ちょっとまずいかなと思いますので、僕は、やはり最終的には、学校の先生たちが関わっていただきたいと思っておりますので、研修もしっかり受けてるかと思っております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

児童・生徒は、自分が家庭を支えている一員と思っているので、自分から相談することは少ないと思います。自分の境遇について諦めている子どももいれば、家族を支えているんだからと、責任を持っている子どももおると思います。そこで、児童・生徒の様子をよく理解する立場の教師が、支えになることが大きくなります。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携も、教師の気付きが大きくなりそうです。

4番目の質問です。教師の教員研修は行われていますか。また、その研修後の効果は上がっていますか。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

本年度の4月から調査を開始しております。

職員研修はこれからですが、町の生徒指導委員会とか、学校の管理職等の各種の定例会等がございますので、そこで研修・周知していくところから始めたいと思います。そして、先ほど言ったチェックリストを各校に今配布して、その結果を基に調査を始めているところでございます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

分かりました。5番目の質問に移ります。ヤングケアラーが自分の時間を持ち、学習する時間や、自分の楽しみのための時間を保障するためには、どのような手だてがありますか。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

学校教育課としましては、授業とか学校行事を充実させて、学ぶ楽しさを体験させたり、子どもとして、子どもだけでいる時間を充実させたり、教師や生徒間の人間関係のより一層の構築を図り、学校に、本人が子どもとしていられる場所を作ってあげたり、学校内に相談とかできる、信頼できる人を作ることが大切だと思います。

また、学校内でチームを作り、多くの人と関わっていくことも行いたいと思いま

す。そのほかにも、要対協と相談して、外部機関と連携すること等も考えられます。
以上です。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

6番目の質問に移るんですけども、ヤングケアラーが安心して学習に集中し友達を作れるように、ヘルパーを入れることなどできますか。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

学校教育課としてできることでは、学校関係職員や児童・生徒に、まずヤングケアラーについて学ぶような機関を設けて、学校でそのヤングケアラーをまず発見しなくちゃいけないので、まず発見して、ヤングケアラーのその家族が、ヘルパーなどの支援を受けられるような、関係機関との連携を図ることはできると思います。

◎議長（小池弘基君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

子ども未来課の所管といたしまして、まずはその保護者の方の、そういうふうな家事とかができる環境ができれば、ヤングケアラーという子どもさんがいなくなるかと思われまので、地域の人が子育て家庭を支援していくことにより、安心して子育てができる環境づくりをサポートする会員組織として、「ファミリーサポートセンター事業」というのを行っております。

利用に当たっては、各種条件がございますけども、仕事の都合で保育所や学童保育の送迎時間に間に合わないなどの場合にご利用できますので、こども館のほうにご相談いただければなど、思っておりますのでございます。また、学習支援といたしましては、福岡県のほうが実施しております「大学進学実現アシスト事業」というのがございます。この事業は中学3年から高校3年生までの子どもさんに対して、進学のための相談支援というのがございますので、必要な場合はこちらのほうにもご相談いただければなど思っておりますのでございます。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

もう次の質問に進むんですけども、40年以上の前の話ですけど、私は福岡市の小学校に勤務していた時、同和教育特別措置法の中で識字学級というのがあって、勤

務後の夜8時から、文字の勉強の手伝いに行っていました。昔、差別のために学校に行けなかった子どもたちが、大人になって文字を取り戻す運動の一環です。

そこには年配の方々に加えて、子どもが持ち帰った学校からのお便りが読めないからと勉強に来るお母さんもおられました。それから20年くらい経つと今度は、外国から日本へ働きにやってきたお母さんが、日本語は話せるけど、読み書きができないと言われ、ボランティアで行われていた読み書き教室に誘って、一緒に日本語の勉強をしたこともありました。

今、先進国の日本でヤングケアラーが多く存在することは、思いもよらないことでした。急速な高齢化社会と、核家族化が進んだ結果なのではないでしょうか。今現在、子どもが家庭の担い手になって学校に行けなかったり、十分勉強する時間ができなくて、学習していることが身に付かないまま、大人になってしまった方もおられます。

7番目の質問です。これからの課題と思いますが、19歳以上の過去のヤングケアラーで、学習の保障ができなかった方々に、夜間教室など学習する機会を与えることができますか。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

夜間教室として考えられるのは、通信制の高校や定時制の高校とかが考えられますが、学校教育課といたしまして、義務教育後のヤングケアラーに学習する場を与えることは、今のところ難しいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

福岡県としても、夜間中学とか夜間教室とかいうのは、特に大きく取上げられてはいないかと思えますし、粕屋町で、そういった必要性があるというのは、私が知るところでは耳に入ってきておりません。

ただ、議員が先ほどからずっとおっしゃってる中にヤングケアラーがとか、ヤングケアラーに対してとかってことございますが、これがヤングケアラーだという確証をもって対応してるってことはございません。この子は学校に来にくいのかなとか、例えば、家の中でちょっと生活の中で何かちょっと問題抱えているのかなとか、そういった子たちに対するケアは、当然学校今までもやってきておりますし、改めてヤングケアラーという言葉は今使われてるんだろうと思うんですが、これ今までやってきた中の一つでございます。

識字学級とか、確かに私もそういった勉強はさせていただきましたが、経験はご

ざいませぬ。そういった学級に行くとかです。子どもたちに今問題、私が大事にしたいのは課題ということも今おっしゃってありましたが、家のこういった手伝いをするのは、当たり前だというのが子どもたちの認識なんです。しかし、ほかの子たちは遊べていいなとか、塾に行ってもいいんとかいう思いはあるかもしれませんが、自分の家庭ではこれは当たり前なんだと。また、親からもそれを頼まれて自分がそれをしないといけない、これは家族なんだという思いがあります。親御さんにしてみると、家族で何とか自分たちでこの家庭を守っていかないかんとということで、下の子どもが熱出して今日学校休んで、一日ちょっと看病してくれんかと。自分が今日仕事を休めんから。これにまた手を、支援をするっていうのは、僕は早急にはできないだろうと思います、1、2日はあるかなと。ただ、これを先生たちの知識の中で、君が一日でも休むことが、ヤングケアラーなんだよ、それはおかしいことだよと仮に言ったときに、家族否定になったりとか、自分が子どもの兄弟の手伝いをするのがなくなることの喪失感とか、自分の立ち位置がどうなのかっていう不安を抱えると思います。また、これを言ったことに対して親御さんが、うちの家庭は外向けに言ったらおかしいのかとか、私は虐待の一步前なのかとか、こういうふうに使われて、陰で子どもに何で学校に言ったのかとか、いろんな問題を含みますので、私はこれをヤングケアラーだという一つの目盛り、ものさしを当てながら行くんじゃないかと、不登校、いわゆる家庭の問題だ、いや子どもの心の問題もあるんじゃないか。そういった総合的に私はケアをしていくのが、学校教育であったり、幼児教育もそうでしょうけど。

それで、ヘルパーという考え方も重要なんですが、学校教育、役場としては介護福祉とか、健康づくり課とか、子ども未来課とも相談をしながら、例えば金銭面のケアができるんじゃないか、児相に繋いでみようかとか、そういったことは常にやっておりますので、この部分だけで取り出してどういう支援をやってるんじゃないかと、僕は全体的にみんなでやってるというふうにとらえております。

従って、ヤングケアラーが埼玉県です。2019年に最初にこれが起こった。調査をかけた内容からも、文科省と厚生労働省が動き始めたという経緯がございますが、私は、この粕屋町に関しては、あまりヤングケアラーだということで大きな問題っていうよりも、不登校は多ございます、確かに粕屋町。これに対して、総合的に今手を打っておりますので、その中の一つとして私は、このケアラーも大事だというふうに使っております。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員、お諮りしますけども、もしよければ換気のため、暫時休憩とりますけども、よろしいですか。

では、暫時休憩をとりたいと思います。

再開を午後1時40分といたします。

(休憩 午後1時32分)

(再開 午後1時40分)

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

それでは、特別支援教育について質問いたします。

粕屋町は、ほかの町や福岡市に比べると、特別支援学級の数が数倍近く存在しています。特別支援学級のよさは、住んでいる所から地域の学校に通うことができる。地域の子ども会活動などに所属し、知ってもらえる開かれた教育ができること。通常学級との交流をしながら、また友達を作りながら、子どもを育てたいという保護者の願いの表れだと思います。ただ単に交流に重きを置くだけでなく、学校生活の中で、一人一人の個性を重視した生活や学習のツールを多く持つことができれば、自宅や地域での生活がスムーズに進むと思います。その場合、ある程度の支援の専門性が必要になります。

そこで一つ目の質問ですが、粕屋町に多くの特別支援学級があるが、担任の特別支援学校免許の取得率はどのくらいですか。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

特別支援学級の担任につきましては、小・中学校合わせて80名おります。

その中で、特別支援学校のほうの免許の所持者は15名です。

率で言いますと、18.8%でございます。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

補いますが、特別支援学級の担任がその免許を、持っていなければならないということはありません。特別支援学校の教師は、免許を持っていないわけではありませんので、ちょっとつけ加えておきます。

特別支援学校には、リーダーコーディネーターというものがおります。地域の様々な教育相談に応じることができ、例えば特別支援学級の教育環境や支援の仕方を生徒自身、児童・生徒が学習しているときに、参観・観察しながら指導助言をし

たり、保護者の進路相談、教育に関する悩み、また広くは幼稚園、保育園に通う療育中の子どもたちへの関わり方、学童での支援の在り方など、その場に行ってリアルタイムで支援をすることができる仕事です。

また、粕屋町が発行している第1期から5期の障害児福祉教育計画の中の58ページ、療育と教育の充実という箇所にも、似たような課題が書いてありました。このような仕事をするコーディネーターが、粕屋町の中にできればもっとタイムリーで、充実した支援ができると思います。

そこで二つ目の質問ですが、各学校に特別支援教育リーダーコーディネーターは配置されていますか。もし配置されていなければ、拠点校を決めて配置できないでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

今、特別支援リーダーコーディネーターは、配置はしていません。

ただ、各学校に特別支援のコーディネーターは配置しております。今のところ、もうその学校内で保護者とか関係機関と連携・協力を図っております。

それで、今のところは、連携・調整等はできていると思っております。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

コーディネーターは、各学校に1名配置しないといけないっていうか、これ分掌として存在するんです。

恐らく、専任ではなくて、担任を持ちながらのお仕事と思いますが、それはいかがですか。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

そうでございます。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

そうすると、例えば保育園・幼稚園で、ちょっと子どもを一緒に見て欲しいんですけどと言った時に、学校の学級がありながら、そこに出かけていくというのは、とても難しいと思います。

それで専科教員として、コーディネーターを位置付けることはできないでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

専科教員としての申請を県のほうにしないとはいけませんし、県のほうにはその計画がございませんのでできません。

本町としては、幼稚園・保育園等々について、就学前の子どもたちの特別支援が必要であるかないかということも含めて相談に乗るのは、学校教育課の指導主事が行っております。

もう一つは、県のほうとしても特別支援教育アドバイザーというのの育成を5年かけてやっていますが、今年で終わりなんですけど。1期生に粕屋町の、今小学校に勤めてる教員がおります。これが他地区にもいろんな研修会に呼ばれて行っておりますし、本町としても幼稚園・保育園の観察、若しくは支援について、助言を行っているのも事実でございます。

そういった仕組みを使いながら行っております。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

それでは、最後の質問に入ります。コロナ禍の中、特別支援学級に在籍している、児童・生徒の保護者との連携をどのような方法で図っていますか。

例えば、運動会などの行事が参観できなくなったときに、その練習風景をインターネットを使って動画配信したり、特別支援学級独自のホームページなどを作って、連携を図ることはできますか。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

ご質問がありました運動会について、例えば、保護者全体に可能な範囲でホームページとか写真、あと通信、それを授業参観で、保護者にビデオを見せるとか、そういう各学校で工夫をしております。特別支援学級の児童・生徒だけに配慮していることはございません。

しかしながら、この運動会の練習を初めとして、日常の教育活動等については、担任が保護者との面接とか、あと連絡帳とか、あと電話とか通しまして連携をしております。

また、年度当初の個別の教育支援計画を作成する際に、学校と保護者はどのような配慮を行うか等を面談協議をしております。それで年間を通した個別の支援をしております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

私が選挙で回っていた時に、私、全然見知らぬ方が寄ってこられて、私の子どもは特別支援学級に行っておりますと。けれども、学校でどうしているか分かりません。不安ですとおっしゃいました。本当に、担任と保護者っていうのは、連絡し合うっていうのが命綱のようなどころがありまして、うちに帰って、学校であったことをいろいろお話しするということは、とても苦手なことだと思います。ですから、より一層の、そういうホームページを立ち上げるとか、特別支援学校にはありますから、何か参考にされて、独自のそういう連絡網っていいですかね、連絡物。作っていただけたらと思います。

特別支援学級を担当する先生たちは、日夜子どもたちが下校した後に、個々の教材を作り、個に応じて、作業してあります。昼休みも児童・生徒と一緒に過ごし、トイレ休憩もなく、その隙間の時間を使って、行ってあることと思います。ここでは、チーム力がとても大切になります。明確な支援方法やその共有が必要になります。その仕事には本当に敬意を表します。でも、コロナ禍の中で地域の交流も少なくなり、寂しい思いをしてある保護者が、安心して子どもを任せられる、更なる開かれた学校を作られることを期待して、私の質問を終わります。

以上です。ありがとうございました。

（4番 宮崎広子君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

次の質問者の準備のために、暫時休憩いたします。

再開を14時ちょうどに再開いたします。

（休憩 午後1時50分）

（再開 午後2時00分）

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号9番、川口晃議員。

（9番 川口 晃君 登壇）

◎9番（川口 晃君）

それでは、今日最後ですが、私、よろしく申し上げます。

皆さん、こんにちは。議席番号9番、日本共産党の川口晃です。これより一般質問を行いますので、よろしく申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、第4波が襲来。強い感染力を持つイギリス型、インド型が猛威を振るっています。更に、新たな強力な変異型が生まれたのではないかと心配する報道もあります。

最初に、コロナウイルス感染症の拡大防止と住民生活支援の問題について質問していきます。現状をどう認識すべきかということです。私は、現状を客観的に正しく把握し、認識しなければならないと思います。

6月5日、土曜日現在の福岡県の現状は、陽性者は85名発生し、合計で3万4,543名となります。6月4日現在で、前の日の報道が、記帳になっておりますのでこれを使わせていただきます。病床数は1,359床で、病床使用数は825床。率でいうと60.7%です。重症病床数は187床で、病床の使用数が76床で、率は40.6%です。10万人当たりの療養者数は57.1人です。いずれも最も深刻なステージ4、爆発的感染拡大の基準を上回っています。病床数が増えている結果、率は下がる傾向にありますが、依然として高い数字が続いています。

パソコンで粕屋保健所のホームページを開いても、新型コロナ感染状況のデータは、何ら示されていません。ただ、「糟屋郡コロナ感染者」で開くと、一覧の中に、「糟屋郡新型コロナウイルス感染症発生状況」、英語で TOUCH と書いて、触れるという意味でしょうが、出てきます。開くと糟屋郡関係のデータが出てきます。町長も御存じでしょうが、柚須区のY君の息子さんが、個人名で、福岡県のデータを糟屋郡に適用させて、グラフなどで表示してくれています。糟屋郡の陽性者の一覧の一部は拾い出されていませんが、しかし、データ不足で状況の把握には至っていません。彼は優秀ですから、簡単に分析できると思うんですが、データ不足でそれができていません。もどかしい限りであり、残念です。

粕屋保健所としては、せめて当日の検査数、陽性者数、入院者数、重傷者数とその累計、あるいは入院協力病院、その数とかそういう基本的データの公表ぐらいは、粕屋保健所としてしなければならないと思うんですが、後でも述べることになるんですが、町単位で、茨城県の大洗町が、私、今日資料持ってるんですが、大洗町は新型コロナウイルス感染症患者についてということで、これが6月2日、172例目というふうに関係出されて発表されています。それから栃木県の市貝町というのは、数についても、それから、発生者のデータも公表しています。

客観的なデータが示されると、危険の度合いが身近な問題としてとらえられます。糟屋地区市町長会ですか。そして、粕屋保健所が所有する関係する基本データを、

公表するように要請してもらいたいと思いますが、町長お願いします、答弁。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

この問題につきましては、以前私のほうからもお答えをしておりますが、県並びに粕屋保健所のほうから、それぞれ各町ごとの個別データの公表を控えてほしいというふうになっておりますし、リアルタイムでそういった数字の数の報告はございません。6月4日現在のこれは新聞発表なんですけど、粕屋保健所管内では1,693名の感染者が発表されたということでございます。それからの各町ごとの発表はありません。

これにつきましても、町長会でいろいろ協議はしましたが、なかなかその公表については難しいという県の見解のとおりでございます。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

こちら九州西部、こちらのほうはそれがないんですが、関東のほうではこのように発表してるので、どの辺に矛盾があるのかちょっと分かりませんが、なるべく、できるだけのデータを発表してほしいと思います。大体、粕屋保健所としてそういうデータを作ってるのかどうかというのも問題があると思うんですけど、作ってるようですか。

保健所としてデータを整理してるんでしょうか。その辺について、町長から。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

保健所と連絡をとっておりますので、担当所管のほうからお答えします。

◎議長（小池弘基君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

ただ今のご質問ですけれども、粕屋保健所では、コロナに関する陽性者等の記録につきましては、国の記録がきちっとシステムがありまして、そちらにきちっと入力をなさって、国がしっかり管理をされてると思います。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

私がさっき紹介しました、Y君の息子さんの件ですが、彼はずっと一覧で出しています。県の数字、感染者の中から、糟屋郡の感染者の数、一覧としてこれが一つと出してくれてるんですが、それが印刷しようとしてもできないんです。ブロックがかかってて。なぜかちょっと分かりませんが、それが分かれば新たな展開ができるんじゃないかと私は思います。

それでは、次に移ります。現在、粕屋保健所管内でとられてる、拡散防止のための具体的な取り組みです。

高齢者の介護施設でのクラスターの発生が、西日本新聞でも大々的に報じられました。これ、1週間ぐらい前かな。糟屋でも、高齢者の施設等でのクラスターが頻繁に発生しています。粕屋保健所としては、この地域は多く発生しているので、こうしなさいとか、ああしなさいとか、発生の恐れのある介護施設等への巡回指導とか、個別具体的な指導はしてあるんでしょうか。ワクチン接種を進めることと併せて、どうしてどうなって、今後どうしていくのかなどの具体的な取り組みがあれば、話していただきたいと思います。

なかなかこう、つかんであるかどうか分かりませんが、分かっていたら、報告をお願いしたいと思います。

担当課長で結構です。

◎議長（小池弘基君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長（中小原浩臣君）

これ県の事業ですので、詳細なことは分かりませんが、分かる範囲でお答えさせていただきます。

全国的な第3波の際に、積極的疫学調査実施要領というのがございまして、これの改定や保健所体制の整備、感染拡大期における優先度を踏まえた保健所業務の実施ということで、厚労省より通知が出ているようでございます。その内容に沿って、業務が保健所のほうで行われていると思いますけれども、積極的疫学調査において、優先されるべき状況が示されているほか、濃厚接触者に該当しない場合でも、必要に応じて検査を実施することなど、感染拡大期と感染力の強い変異株を意識した内容に、この検査を実施するというのが、そんなふうな内容になっているということでございます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

じゃあ、次に移ります。無症状感染者を把握、保護するための大規模な PCR 検査に移っていきます。

最初に、福岡県の PCR 検査の実情ですが、私が調べたところによりますと、福岡県の発生状況、これ一応 1 日遅れでデータが発表されています。それを見ますと、福岡県の新型コロナウイルス感染症の発生状況などという表があります。パソコンから拾い出すと、大体こういうのが出てきます。こういうのがですね。その中で、福岡県内の新型コロナウイルスの感染症の発生状況等というのがあります。陽性者数、PCR 等検査件数、うち民間の検査数という項もありますが、検査数はほぼ、4,400から4,500ぐらいでした。それで今現在は、大体3,600件ぐらいに推移してきます。

検査を多くすると陽性者の数が増え、入院を希望する人も増え、病院が崩壊状態になるのではないかとの問題が生じる。それは避けたいと、そういう意識が働いているんじゃないかと思うんですが、それにしても検査数が 1 日 4 千件余りということ、この現実には本当に新型コロナ感染症を撲滅するために十分な数なんでしょうか。

福岡県として私は、余りにも少ない、少なくとも 1 万件ぐらいはしないとイケないんじゃないかと思うんですが、検査数を増やす問題について、これは県のことから、町長に直接関係はありませんが、町長、何か見解があったら述べていただきたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

まさに県の事業でございますけども、確かに PCR 検査をして、定期的に大量的に、その都度やっていけば、もう正確な数字の中で、クラスターの発生は抑えられます。しかし、これは田川議員のご質問にもお答えしましたが、費用的なものも非常にあります。陣容的なものもあるということで、難しいことだろうとは思っております。

従いまして、各市町村でできるのは、クラスターが発生しないように、その、例えば福祉施設あたりで出れば、簡易キットを用意して、重点的にそこに配備して、どの範囲までの分が感染しているかというようなことを、スピーディーに把握することができるということで、先ほどもお答えしましたけども、その簡易キットの準備をやるように今、検討しているところでございます。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

私は、PCR 検査がどのように実施されているかということ、いろいろ調べてみ

ました。

広島県の例は3月議会でも述べたんですが、広島県は大規模に実施しましたっていうたがいいと思います。広島市と福山市の全事業所、これは従業員10人以上で、働く56万人を対象にPCR集中検査を実施したと。広島市では、5月の10日から28日の間に40万人、約1万2千社。福山市では、19日から29日の間の10万人、約5千社が対象です。方法は同じように、検査キットを予約して、それを配布してやったと思います。事業費は13億円。国の交付金と県の財源を組合せて支出したということです。もちろん、検査は無料だそうです。

市の取り組みですが、5月26日の西日本新聞に掲載された大野城市の取り組みです。予算案では小・中学校の臨時休校の期間を短縮するため、児童・生徒や保護者らが、民間医療機関でPCR検査を無料で受けられる事業費554万円を計上しています。議会が開かれたら、これ採決されるんじゃないかと思います。全国的には少ないんですが、町段階でも実施しています。沖縄県の竹富町は、黒島地区、黒い島の地区ですが、コロナ感染者の患者が連日発生したのに伴い、5月26日に同地区内の濃厚接触者も含む61人を対象にPCR検査、これ検体検査を実施し、27日には全員が陰性であったと、そういう報道があります。

茨城県の大洗町というのがあるんですが、さっき言いましたよね。そこは、人口約1万6千人。地場産業の水産加工場や、周辺地域の農業関連事業所で働くインドネシア人の間でクラスターが発生したと考えられ、5月の24日から30日の間、全町民と町内企業などに勤める人を対象に、これ対象者が約1万7千人だそうです。PCR検査を実施しています。大規模な集中検査で潜在している可能性のある陽性者を発見して、感染の封じ込めを図ったということです。栃木県の市貝町っていうのがあるんですが、全町民のうち、PCR検査、抗原検査を受ける人には償還払いで町から補助金を出す制度を作っているそうです。いろいろな町長も説明されました。いろいろな施設、社会的施設を対象にして、全額補助金を出して、やっています。

粕屋町は福岡市に最も近い位置にあります。特に私の地域では、柚須駅を中心に、数千人の人が行き交います。クラスターが発生している高校などの話がしばしばあります。新宮町や志免町も同じような条件に置かれています。インド型も含んだ新規の変異型が拡散するのが7月中・下旬だろうと。これは、いろいろマスコミでも報道されています。そのスクリーニングのためにも、地域検査、社会的検査の体制を整えていく必要があるんじゃないかと思います。感染の封じ込めはもちろん、ワクチンの大量摂取もありますが、無症状感染者を隔離し、感染を広げさせない手段、これが必要だと思います。

粕屋保健福祉事務所管内の、古賀市とか糟屋7か町の共同事業として、感染拡大

が減少してきている今こそチャンスと考えて、予算は、地方創生臨時交付金が使えればそれがいいと思いますが、そういういろんな手段をとって、それと町の財源をとって、地域検査とか、集中的に、さっきおっしゃられた社会的な施設を対象にした社会的検査を実施してはどうでしょうか。

もう、第4次の次は第5次ですが、それが恐らく夏ごろに起こってくるだろうというのは、ある程度想定されたことになってますので、再度検討されてはどうでしょうか、町長の答弁をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

確かに、第5次の大きな波が来るだろうというふうに予測はされております。

しかしながら、この検査というのは、先ほどから言いますように、定量的に、それも継続的に行う必要があります。1回の検査、これPCR検査の精度の問題もあるんですが、1回の検査で例えば陰性になったとしても、またすぐに陽性になったりというようなことがございますので、その陽性患者が、例えば入院してる陽性患者が、退院するときには、2回連続の陰性の結果が必要だというようなこともございます。

従いまして、その制度的なものも含めて、なかなか、費用的にも非常に膨大な費用になります。地方創生臨時交付金につきましても、もう既に粕屋町としては1億以上の継ぎ足しをしておりますので、今後のそういった国からの調整臨時交付金あたりの追加交付を踏まえて、考えてまいりたいと思いますが、今は、先ほどから言いますように、福祉施設等クラスター発生するリスクが高いところへの重点的な検査のためのキットの配備を検討していきたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

私は3月議会でも紹介したんですが、ノーベル賞学者の1人であります大隅教授の見解がありますので、それを述べておきたいと思います。

政策は科学的であることが重要です。無症状者を早く見つけなければ、感染拡大、止められません。コロナの最大の特徴は、無症状の感染者がどんどん感染を広げてしまうことです。ワクチンが国民に行き渡るのはまだ先ですから、検査によって無症状の感染者を早く見つけ出さなければ、感染の拡大を止められませんと。今もPCR検査を待ちながら、亡くなる人がいます。これは第4波の前の彼の見解です。今も同じような状況じゃないかというふうに思いますので、肝に銘じていただきました

いなということを言いまして、次の質問に移ります。青年と学生支援についての考えの問題です。

総務省の会計調査では、平均の1世帯当たりの消費支出が、27万6,167円。統計上、公表されている2000年度から4万1,736円減少したそうです。家計です。そして、2000年度以降で最低となっちゃあそうです。家計の困難さは、学生に直接影響してくるものと思います。町独自の支援について考えがあるかということで二つありますが、二つ一緒に質問していきたいと思います。これいいんだよね、今。

各地で学生に対する支援が話題になっています。九大の学生を対象にした福岡市西部地域や、教育大生香椎あたりにいろいろ大学ありますが、その人たちを対象にして、宗像地区の支援が新聞には載りませんが、4回ほど連続で行われています。こうした取り組みは全国的に、フードバンクやNPOや商業団体などが日本中各地で行っています。学生の状況は悲惨な状況だそうです。アルバイトのシフトが半分に減って、やっても2万円の減収になって生活に困窮している。バイトに入れず収入が減り、1日も食べない日もあったとか。これらの支援団体は、農家の人から野菜の提供を受けたり、フードバンクの支援を受けたり、カンパで資金を集めて、カップラーメンやトイレットペーパー、その他の日用品なども購入して品揃えし、好きなだけ持って行きなさいという仕組みでやっていると聞いています。しかし、支援を必要とする学生の数には及びません。

私たちは、柚須駅で宣伝活動を度々していますが、高校生は非常に多いんですが、オンライン教育の浸透でしょうか、今は学生らしき人はほとんど見ません。粕屋町には大学や専門学校などはありませんが、他県や他地区から福岡市近郊に来て、粕屋町に住んでいる学生も多数いるんじゃないかと思います。生活に困窮してる学生たちがどれほどいるかは不明ですけど、直接食料品などの配布ができるような手ではないでしょうか。

もう一つ続けます。県外の学生に対する米や食料品などの送付のことです。

県外に出てる学生は、粕屋町にどれほどいるかというのは分かりませんが、柚須区では一番遠い人は茨城県の筑波大学に行ってます。以前は、北海道の北見教育大学にも進出してるのがいました。県下各市町村では、工夫を凝らした独特な支援を行っています。17日の昼のNHKニュースで岡垣町の支援について、報道がありましたので紹介します。これがあったから、私は質問することに決めました。頑張れ岡垣出身学生というホームページが開かれています。キャッチフレーズがいいんです。「ふるさとを離れて、学生生活を送っている学生の皆さんへ、町内の事業者さんたちが心を込めて作った特産品を贈ります。ふるさとから応援しています。一緒に頑張ろう。」と、こういうキャッチフレーズです。地元産の米やびわ茶、町内の

親しまれている飲食店の料理などの中から、これ料理がもっと特徴的ですよね。それから、選んで申込みば送付してくれるそうです。支援をいただいた学生さんは、一生忘れることはできない温かい感謝の事件となるんじゃないかと私は思います。

八女の広川町も特徴があります。品物は、地元産、広川町産の米、元気つくし20kgです。元気つくしは粕屋農協の推薦の品種ですけども、私も作っています。町外の人にはお米、町内の人にはお米引換券です。その他いろいろありますが、岡垣町の隣の遠賀郡の芦屋町では、これは終了したんですけど、支援の桁が違います。生活面で困難な学生が対象でしょうが、10万円の支援です。

西村教育長、心温まる支援をしてはどうでしょうか。

何か考えてあったら、答弁をお願いしたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

粕屋町においては、昨年の議会にもお諮りをして、実施したとございますが、大学生までの支援をさせていただきました。これはクオカードでございました。

それから今おっしゃった中で、私は例えば農産物、またはそういった食事等について、行政が一度買い取った形でお配りされたのか、直接生産者の方がこういうことをやりますから、希望を出してくださいと言って配布されたのか、そこはちょっと分かりませんが、私はその町その町のやはりこう、できることを考えられたんだろうとっております。

粕屋町においても、先日のクオカードについて随分これ議論がありました。何を送るか、いくら、クオカードやったらいくらにするかとか、それで何歳まで。今議員、盛んにおっしゃってましたけど、大学生が何人おるか分からん。私たちが分からんやったんですよ、あの時。分からなくてたくさんのお金が余ったから、見通しが甘かったんじゃないかというご指摘もいただきましたけど。しかし、あれもかなり大学生の方とか専門学校の方から、お礼の言葉をいただいております。粕屋町からこうやってしていただいたということで。

僅か1万円かもしれません。しかし、ゼロと1万円は全然違いますので、私は町としてできることは、また今後も、町部局とも相談しながら、支援をお願いをしていくつもりでございます。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

私も喜ばれましたから、教育長と同感です。できる支援をするというのが、でき

るだけ支援はするという事です。それから次は、青年に対する支援の問題を言います。

私が問題にしてる青年は、勤労青年です。コロナ感染症が発生する前は、粕屋町にはしばしば青年たちがリュックなどを背負って集合する場所がありました。四軒屋から柚須の一带は、2、3か所ありましたよ。しかし、今はその影が全然ありません。コロナ禍の中で、青年たちは一体どうしてるんでしょうか。

柚須文化センターの事業を検討していきますと、平成の14年8月29日付の厚労省通達で、隣保館の設置及び運営についてというのがあります。このように記述されています。この設置運営要綱は、国において運営費等について、予算措置をする隣保館の事業を定めるものであるもので、念のために申し添えるということで、事業名がずっと書かれております。私は、金は出すから実施しろというふうには、これを読んだ、聞こえてきたんです。

そして、問題は運営要綱の第4事業の中の1、基本事業の相談事業に次のように記述されています。地域住民に対し、生活上の相談、人権に関わる相談に応じ、適切な助言指導を行う事業、相談の結果必要があるときは、関係行政機関、社会福祉施設などに連絡、照会を行うほか、その他適切な支援を行うよう努めることと記述されています。生活上の相談、すなわち青年にとっては、労働問題とか雇用問題とか、そういう問題が含まれていると思います。また、特別事業には継続的相談事業実施要領と言って要領も決められております。長期的に支援がいる人には、支援方策検討会を開催することができます。その対象官庁としては、職業安定所職員も入ることができます。青年の労働雇用問題はここで議論し、解決の段階に進んでいくこともできます。

現在、文化センターでは、一般に開放されておりますし、誰でも参加できますし、誰でも出席できます。現在、文化センターで相談事業としてやっているのは、私たち人権連がやっている無料法律相談と農業団体がやってる確定申告の相談会です。文化センターの事業として、青年支援の相談事業として、要綱が示す精神のもと、立ち上げることができると思いますので、提案したいと思います。

コロナ禍の中だからこそ、人権問題ととらえて実施していくことが肝要だと思います。

箱田町長の答弁をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

県内でも、その学生に対する奨学金制度、これはございますけども、高校教育の

就学支援が主なものです。

小学生とか中学生に対する奨学金、これを支給してるところは、私は把握はしておりませんが、現状を調査しながら考えたいと思いますが、今のところ考えておりません。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

ちょっと、答弁が間違っておりまして、文化センターでその青年の労働問題に対する相談事業、その問題だったんですが。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

その関連で、その奨学金のことでご質問かなと思いましたが、お答えしましたが、その労働問題につきましては、私のほうはまだ把握はしておりません。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

じゃあ今後の問題として、今から考えていただきたいなというふうに思います。

◎議長（小池弘基君）

川口議員、換気のために、よろしいですか。

5分間というか、40分まで暫時休憩したいと思いますので、再開を14時40分いたします。

では換気のため、暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時32分）

（再開 午後2時40分）

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

それでは、質問を続行します。学生に対する奨学金の創設の問題です。

奨学金制度の問題は、アメリカ大統領選挙でも一大争点になりました。アメリカの学生も大学卒業までに多額の奨学金を借りています。就職できれば返済可能ですが、職につけなければ、多額の借金を抱え込むこととなります。この政策は、大統領バイデン氏に、その実現を託されているそうです。アメリカでの奨学金返済

をめぐる動きは注目に値します。

さて、日本はどうでしょうか。日本は給付制の奨学金はありません。また、無利子の奨学金も少なく、多くの学生が利子付の奨学金を借りています。企業では、いろいろ給付制の奨学金があります。他県に出ている学生たちは、4年間の卒業までに大体400万円相当借金を負うことになるそうです。大学院卒業までだと600万円ぐらいだそうです。大変な額です。とにかく学費が高い、入学金も払わなきゃならない。コロナ禍の中で、学校に行けない状態でも同様な額を払わされる。矛盾に満ちています。私は数年前にも、この町独自の給付制奨学金の創設の問題については質問しました。どんなに優秀な学生であっても、家庭の経済状況により、高等教育を受けることができないということは、これはやるせないことです。社会の、それから国の制度の在り方が、これは問われているというふうに思います。

町独自ということを考えて、そう多額というわけにはいかないと思います。また、粕屋町で希望する学生が何人いるのか、これもまだ分かりません。コロナ禍の中で苦境にさらされている学生の援助にも、これはなるでしょう。過去に福岡県で実施していたのは築上郡の大平村でした。ここは、合併して上毛町になりました。今も実施しています。無利子貸与型です。自宅通学が月額3万5千円、これ確か、大平村の場合2万円だったと思います。自宅外通学が5万円です。隣の隣の京都郡、みやこ町も実施していますが、こちらは入学支度金15万円も出し、貸与しています。教育職員とか、また町内に在住するとかのいろいろな条件が合えば返済免除になります。

全国には、町独自の試行があるのでしょうか。京都の伊根町、昨日何かこう、ワクチンのことで、高校生までしてるというのが発表ありましたが、この伊根町は無利子貸与型を創設しています。中身はちょっと調べてませんので分かりませんが、そういうことらしいです。人数の問題もありますが、何かこうやってみることから出発してはどうでしょうか。

さっき町長が答弁、教育長でも結構ですけど、どちらか検討をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

この奨学金の問題につきましては、基本的には県のほうの奨学金をうちは使っておりますが、それに向けて職員を県のほうからも加配をしていただいて、皆さん方のご協力のおかげで、支援加配教員というのがございます。

そちらのほうで手続きとかをしていただいておりますので、そういうミスがないようにやっていくということぐらいしかありませんね。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

町独自のことを考えてはどうでしょうかということですが、頭にないようですので、この辺でやめておきたいと思います。

また、いずれ正式に質問したいと、きちっと質問したいと思います。それでは、少人数学級の推進の方策について、質問を移ります。適正な学級規模の条件に関して、それと教員の増員の問題についても、一緒に言っていきたいと思います。

改正義務教育標準法は、3月31日に成立いたしました。これによって、小学校2年生より6年生まで5年間かけて、1学級35人学級制度に移行していきます。沖縄県とか群馬県は、もう既に小学校・中学校含めてすべて移行しました。香川県は、中学校3年生を残すのみとなっているそうです。将来は、30人学級制度にとの動きもあります。当面の対応としては、今、計画されてるのが中央小学校や粕屋中学校の増改築を実施する計画が持たれており、設計予算も付いてるみたいですが。

まず、少人数学級編制のための対応計画について伺いたいと思います。

西村教育長の答弁をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

担当である、学校教育課長より報告をいたします。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

適正な学級規模の条件でございますが、今議員が申されたように、粕屋町のほうも、2021年度からの5年かけての小学校1クラス35人に引き下げる方針に沿いまして、国の方針に基づきまして、今年度は、小学校の35人を超える学年につきましては、クラス増により1クラスの人数を35人以下としております。

5年間かけ、すべて35人学級にしていきます。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

それでは、次に移ります。

法の改正で何が変わるのか。3の教育、教員の問題もあるんですが、教職員の配置や、施設、設備が国の義務として変わります。3月議会でも、西村教育長は、教

員の定数問題について、小学校につきましては、大体6学級以上だったら、学級数に1.3倍を掛けた人数が定数として配置されると。中学校でしたら、学級数に1.75、あるいは1.8、それぐらいかけて、大体定数内の職員数が出てきます。そういうふうに答弁されました。単純に考えますと、学級数が増えれば、先生の定数も増えるということになると思います。

加配の先生の問題もあると思いますが、全体としては粕屋町の小学校では、教員定数は増えたんでしょうか。講師の先生の取扱いも含めて、答弁をお願いします。

西村教育長。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

教員の人数は、議員が申されたように、義務教育標準法の規定で学級数などに応じて計算されております。

教員の増につきまして、令和2年度と比較をしますと、令和3年度は、学級増、生徒増によりまして、教員も増えております。ほかに不登校対応や生徒指導対応等で、町で支援員を雇用して希望する学校に配置しています。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

学級増と併せて、職員定数も加配、増員されたということで結構なことだと思います。ただ、何ですかね、表を、決算のときだけに出されるのでしょうか。学級、各小学校の人数とか職員のある、あれをできたら年度当初ぐらいに出していただけたら、質問しやすいんですが、考えていただけませんか。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

あの表は、5月1日時点の人数ですので、年度当初には、ちょっと間に合わないかと思います。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

せめて、6月議会前ぐらいに出していただけると非常にありがたいんですが。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

出せる分は、窓口に来ていただいたら、そのときに、お見せします。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

さて、本来の適正な学級規模の問題について質問をさせていただきます。

クラスの人数が減少しますと、いろいろな条件がありましようが、一般的には学級数は増えることとなります。学校の規模を決めている法律は、教育長もよく御存じの義務教育小学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令、これの第4条です。それから、もう一つなんかあるそうです。そっちのほうが緩やかです。私は、こちらが基準だと思いますので、こちらで質問していきたいと思います。

学級数が概ね12学級から18学級であること。それから、通学距離が小学校にあっては概ね4 km以内、中学校にあっては、概ね6 km以内であることとなっております。4 km、6 kmっちゅうのは非常に今の学生にとって遠いと私は認識していますが。通学距離の問題もありますが、学級数に関して質問します。

私が持っている令和元年の資料、さっき申しました古い資料です。それに基づきますと、すべての小学校はこの標準の学級数を大幅に上回っています。24から26学級になっております。今回の措置で学級数は増えることとなりますが、各学校における増築だけで間に合うのでしょうか。

西村教育長、どのように考えられますか。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

今年度、中央小学校のほうに設計を、中央小学校は増築をするという形です。

粕屋中学校については、今年計画のほうを、設計をやりますということで、これは最低限、教室がもう足りないからやるということです。それ以降については、あと特別支援学級の数が、なかなかこれ読めませんので、一概にそれように、例えば5、6クラス多めに作るとかそういうことはできませんので、その都度その都度、新生児から就学前の子どもたちの数を見ながら、ここではやっぱ増設していかないといけないのかなということで、計画をしていきたいと思っております。

今おっしゃった、12クラスから18クラスが適正規模ということで、きちっと法律にはこれ明記されてるんですが、本校については、粕屋町については、大規模校になります。更に学級数が31を超えますと、過大規模校ということでなりますが、で

きるだけそれにならないように。ならないということは、学校をまた作らないかのごとになりますので、ちょっとそこら辺は簡単には対応できませんけど、ある程度、どっかで高止まりはしてくれるんじゃないかなというところで考えてます。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

西小学校区に新たな小学校、中学校の建設をという項に移ります。

さて、粕屋西小学校は、令和元年の資料でも25学級853人です。粕屋中学校は、18学級で706人です。粕屋中学校は、720人ですが、普通学級だけだと平均で39.2人、ぎりぎりのところですよ。酒殿地区の住宅建設が進み、生徒数が増えていけば、分校も視野に入れなければならないと思います。菅首相が述べているように中学校の少人数学級の検討がなされ、実施すると、早期に1校の標準をオーバーしていくことになります。35人学級にすると、聞くところによりますと、西小学校校区は令和7年ぐらいまでの推移としては、子どもの数は漸増して、千人ぐらい増えていくらしい、そのように聞いています。また、柚須駅が改築されたり、周囲のまちづくりが進んでいくと、想定以上の人口の増加が進行することになるでしょう。

私は、12月議会で明治8年に新設された柚須小学校の由来について、こう述べました、これ。言いたいことあります。それ以来、小学校の区制度が幾度となく変わり、阿恵や原町と一緒にあったり、仲原と一緒にあったり、あるいは志免の別府とか南里地域と一緒にあったり、福岡市の筥松小学校と一緒にあったりということで、学区制の変更と共に柚須小学校はあちらこちらに移っていきました。その当時は糟屋郡でしたから、その書類を私持ってたんですけども、ちょっとどこ行ったか不明になりましたんですが、それ以来、柚須地域、それは広い地域でした。柚須ってのはもっと広い地域でした。学校はできませんでした。人口が増え、児童や生徒も大きく増えた今こそ、学校の一つが須恵川から西側に新設されたとしても不思議じゃないと私は思うんです。3月議会では水害対策としての立場から、垂直避難場所としての活用手段として、せめてもの3～4階建ての中学校の新設を提起しました。

粕屋町としては、どのような対応をされていかれるんでしょうか。

今後の推察で結構ですので、箱田町長の答弁をお伺いしたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

学校の新設につきましては、教育委員会のほうでいろいろ検討はしておりますので、教育長のほうからお答えします。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

現在ある小学校4つ、中学校2つの敷地の中で、どこまでやれるかというところで今検討はしております。

代替地で、例えば学校の敷地、校舎敷地それから運動場等々の敷地を確保できる場所というの、なかなかこちらで勝手にはできませんし、町のマスタープランもございしますが、今のところ、学校の敷地の中での増築というところで考えておるところです。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

さっきも述べましたように、歴史的にもやはりどっちかというとその町の周辺、村の周辺、市の周辺というのは大体置き去りにされていく、そういう傾向にあります。福岡市からすぐ入ってくる粕屋町の玄関口ですから、玄関口にふさわしい対応を町として、今からしていただきたいということを力説しておきます。

それでは、次に移ります。災害対策を進めるために、仲原川の浚渫と釜屋橋の改築です。仲原川の浚渫は3月議会で9,020万円の予算がつき、今年度、浚渫させる予定になっています。以前、私が質問したときには、順次、区間を区切って浚渫改修していくということでしたが、その計画があれば、報告していただきたいと思えます。

町長お願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

仲原川は、準用河川として指定をし直し、今後の災害を含めた、改修を行っていくということを決意をしております。

従いまして、今後その浚渫と改修を行う予定でございますが、詳細につきまして、所管のほうからお答えをさせますが、私自身はこの防災関係では、仲原川の改修については、やはり優先的な位置づけを考えております。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

時間の残ってる限り、釜屋橋のこともちよつと言わなくちゃいけません。声援が

あっておりますので言っておきます。

伊藤元議員からですが、2度ほどこれについて一般質問されました。それを継いだ形で私が質問してるんですが、前回の質問を因光臣部長のとき、橋の下の川底に突き出していた鉄筋とか木の杭とか、それを切断していただきました。大きなコンクリートの塊も除去していただきました。それで、紙や草や木やポリ袋などが引っかからないようになるので、川の流れが非常によくなったというふうに認識しております。以前は、北側土手から大雨のときは、土手越して住居に流れ込んでいたんですけど、土手もかさ上げされたし、住居も建設時に地上げされて、そういう心配は少し薄らいだかなあというふうに思います。

しかし、あの橋の問題がちょっとあって、橋は耐久力があるそうですが、もう少しアーチ状にならないかなあっていうのがあったんです。下の流れが、下流域の流れが非常によくなったから、あれにぶつかってどうのこうのということがもうなくなったんかなと思いますけど。

担当課としては、どのように考えてありますでしょうか。お願いします。

◎議長（小池弘基君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

先ほどありました、仲原川の浚渫の件からまずお答えさせていただきたいと思います。

仲原川の浚渫につきましては、令和2年度に作成しました「仲原川改修計画」、こちらに基づきまして、本年度第1期工事としまして、乙仲原西区のところに、子供広場、こちらがございまして、こちらの西側付近、左岸側のまず護岸の工事を155m。こちらはコンクリート矢板護岸ですが、この改良工事を行います。その改良工事に合わせまして、約220mの浚渫、こちらの工事を予定しております。また、次年度以降につきましても、予算を確保して、護岸の改良及び浚渫を実施していきたいというふうに考えております。

続きまして、釜屋橋につきましてですが、釜屋橋につきましては、平成30年の6月の一般質問でも、川口議員のほうから行われております。釜屋橋は架橋から50年、昭和46年に架橋しておりますので50年が経過しております。町内の橋梁につきましては、定期的に点検、橋梁点検を実施しております。令和2年度に実施しました橋梁点検、こちらのほうの健全性の診断、構造物の機能に支障が生じていない状態というようなことで、4段階で評価しておりますが、そのうちの判定が1ということで健全であるという評価になっております。また、昨年作成しました仲原川の改修計画において、現況の河道流下能力、こちらのほうの計算も行っておりますが、

ハイウォーターレベル評価で、釜屋橋につきましては、現況河道の流下能力は17.974m³/s（立米）というふうになっておりまして、暫定で流量の計算では16m³/s（立米）ということで、こちらを上回っております。

そういった橋梁の状況ですので、現時点では、架け替え等については検討は行っていないという状況でございます。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

分かりました、最後の質問に移ります。

柚須文化センターの改築問題です。私は、昨年9月議会で、須恵川の西側が洪水浸水想定区域に指定されているということで、垂直避難のための方法を3点述べました。柚須文化センターに関しては、粕屋町としては、令和5年から2か年かけて部分的改修が行われる予定になっています。これは長寿命化の計画の一環としての改修だと思います。

どのような改修が行われるのでしょうか。簡単に述べてください。

◎議長（小池弘基君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長（中小原浩臣君）

柚須文化センターは、粕屋町公共施設等個別施設計画の対象施設となっており、その中で令和元年度に耐震診断を行っておりまして、今後は、防災・減災の視点を踏まえて、防災部局や国・県とも協議しながら、躯体の健全性や機能・性能の向上を行うなど、既存施設の長寿命化に向けた計画的な改修を図り、長期的な活用を行うものというふうな形でしております。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

柚須文化センターは、さっきも述べましたように、隣保館設置運営要綱に基づいて管理運営されています。

これ、石川課長はよく御存じのことと思いますが、平成14年の厚生労働省の通達によりますと、さっきも述べましたように、この設置要綱は国において運営費等について予算措置をする、隣保館の事業を定めるものであるもので、念のために申し添えると。念のために申し添えるという、念を押して、実施されることになっています。

位置づけは、社会福祉法に基づき、その目的は福祉課題、人権課題の解決のため

の各種事業の総合的に行う社会福祉施設というわけです。この要綱では、6項目の基本事業と3項目の特別事業が例示されています。これらの事業を展開するためには、今の建物では容量が不足します。厚労省が要求している設置要綱の中身は、高度です。職員の配置も優秀な人材を要求しています。レベルが違います。特別事業を例示しますと、隣保館デイサービス事業、2、地域交流促進事業、3、継続的相談援助事業。設備を整え、人材を揃え、事業を継続していくのですから、知識と粘り強い力、力量、経験とでもいいですよ。それらが必要です。政府は、そういうことを事業化するようにと要求してるんです。そういう意味では、柚須文化センターの役割は非常に大きいのです。

端的に言えば、駕与丁で活動されている社会福祉協議会が実施している福祉事業に匹敵します。各種の事業を取り入れて発展させていくためには、今の要領では足りません。私が要求していた柚須文化センターの3、4階建てへの改築は、防災のため、人命救助の手段としての垂直避難を想定した改築でしたが、この設置要綱は、粕屋町の西部地域を、社会福祉法に基づく福祉目的を充実させていくための手段として、有用な法令になるというような、位置づけになると思います。

市制を目指していく粕屋町におきまして、将来の福祉事務所を粕屋町の西部地域、福岡市からの玄関口に設置するという考えもあってもよいのではないかと思います。金の問題で考えると、西部地域は福岡市に近いということもあり、地価が高く、広い土地が買えないということもよく言われますが、粕屋町の均衡のある発展、また住民は平等な利益を受ける権利を持っているという平等の原理からも考慮する価値があるものと思います。

箱田町長、突然言ってもなかなか難しいと思いますが、柚須文化センターの3、4階建てへの改築の検討について、どのような考えを持たれるでしょうか、お伺いしたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

まず、既存の柚須文化センターについての増築というのは、3、4回建て、これはもう建築基準法並びに強度の関係でも無理と。また、エレベーターの設置につきましても、そういう余地がないということで、これはもう断念をしております。

将来的に今議員がおっしゃるように、西地区の人口は非常に多くなっております。これは将来的な問題として、調査研究させていただきたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

なかなか難しい課題を幾つか述べましたが、私の4年間の公約になっておりますので、引き続き何度でも追及したいと思います。

以上を申しまして、私の一般質問を終わります。

（9番 川口 晃君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

これにて、予定しておりました本日の「一般質問」を終結いたします。

議会運営委員会における協議の結果によりまして、本日は4名をもって終了いたします。明日8日火曜日及びあさって9日水曜日には、各3名の一般質問を実施いたします。

なお現在、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、福岡県に緊急事態宣言が発出されておりますので、密を防ぐ観点から、粕屋町議会では、6月定例会におきましても、傍聴自粛をお願いしております。よって、傍聴希望者におかれましては、明日、あさっても引き続きインターネット中継を視聴していただきますよう御案内申し上げます。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

（散会 午後3時07分）

令和3年第2回（6月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

令和3年6月8日（火）

令和3年第2回粕屋町議会定例会会議録（第3号）

令和3年6月8日（火）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

5番 議席番号 13番 本 田 芳 枝 議員

6番 議席番号 6番 井 上 正 宏 議員

7番 議席番号 11番 福 永 善 之 議員

2. 出席議員（16名）

1番 古 家 昌 和

9番 川 口 晃

2番 田 代 勘

10番 田 川 正 治

3番 杉 野 公 彦

11番 福 永 善 之

4番 宮 崎 広 子

12番 久 我 純 治

5番 末 若 憲 治

13番 本 田 芳 枝

6番 井 上 正 宏

14番 山 脇 秀 隆

7番 案 浦 兼 敏

15番 安 藤 和 寿

8番 鞭 馬 直 澄

16番 小 池 弘 基

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古 賀 博 文

議会事務局主幹 山 田 成 悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（11名）

町 長 箱 田 彰 副 町 長 吉 武 信 一

教 育 長 西 村 久 朝 総 務 部 長 山 野 勝 寛

都市政策部長 山 本 浩 住 民 福 祉 部 長 中 小 原 浩 臣

総 務 課 長 堺 哲 弘 協 働 の ま ち づ くり 課 長 豊 福 健 司

道路環境整備課長 安 松 茂 久
学校教育課長 早 川 良 一

健康づくり課長 古 賀 みづほ

(開議 午前9時30分)

◎議長（小池弘基君）

改めまして、おはようございます。

昨日は、粕屋町の新型コロナワクチン接種の予約が行われておりましたけども、今日、議会のほうに来まして、ホームページを確認いたしましたら、まだ少し枠が残ってるようでございます。最初の頃は、電話が全く繋がらないといった状況から始まりまして、今では、オペレーターの数も随分と増やしていただいたり、そういった形では、随分と予約のほうもスムーズに受け付けができるようになったのかなど。また、個別接種の方も随分増えたのかなということ、昨日においては非常に接種の日にも随分増えておりますので、そういった関係もあるかと思えますけど、枠が残ってるという状況でございます。議員の皆さまの中で、高齢の方、まだワクチン予約接種しておられない方等おられましたら、早めに申込みをしていただきたいなと思えます。

では、早速ですが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言発出中のため、密を防ぐ観点から、今定例会の一般質問における、町執行部の出席要請は、答弁予定者など最小限に留めておりますことをご了承願います。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議長（小池弘基君）

ただ今から、「一般質問」を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、更に文書通告の趣旨にのっとり、簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを議事進行上、強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう、声に出して挙手されますよう併せてお願いいたします。

それでは、通告順に質問を許します。

議席番号13番、本田芳枝議員。

(13番 本田芳枝君 登壇)

◎13番（本田芳枝君）

始まる前にちょっとお願いがございます。

実は、マウスシールドを忘れまして。やっぱり声をすると眼鏡で曇るので、ちょっと外させていただいてよろしいですか。

◎議長（小池弘基君）

はい。

◎13番（本田芳枝君）

13番、本田芳枝でございます。通告書に従って、これから一般質問をいたします。

◎議長（小池弘基君）

それと本田議員、換気の関係で、概ね30分ほどで休憩とりたいと思いますので、タイミングいいところで切っていただければと思いますので、よろしくお願いします。

◎13番（本田芳枝君）

予定では、1問が終わったところがちょうどいいかと思しますので、すみません、よろしくお願いします。それでは、始めます。

困窮家庭への支援としての生理用品の無償配布について、ということから始めます。

コロナ禍のもと、生理の貧困という言葉が注目されています。生活苦にあえぐ親の様子から、生理用品購入を言い出せなくて我慢している女の子がいるのではないかと、と以前から気になっていました。その少女たちを何とか救済できないかと、今日はこのテーマを取り上げました。

生理用品に関しては、昨年11月にスコットランドで生涯無償配布となり、英国でも今年の1月から、生理用品の購入は非課税になりました。国内でも、無償配布を行う自治体も現れています。福岡県も、災害備蓄品の生理用品を必要とする団体へ配布すると決められたようです。粕屋町でも、児童・生徒への無償配布を考えられたらと、次の2点を質問いたします。

まず、現状について。それから、小・中学校に一定程度の数を用意し、必要に応じての養護教諭による配布はどうか、ということをも最初に質問いたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

この生理の貧困という問題を筆頭に、北欧そしてヨーロッパのほうでは、非常にかゆいところに手が届く、本当に福祉の底辺で困ってある方に対しての手を差し伸べられるような福祉政策が、非常に完備してるというふうに私も非常に興味を持っております。

日本としても、この福祉問題については、そうそう、そのスピード感をもって対応はないとは思いますが、一歩でも前進するように、国としても考えられているというふうに私は理解しております。

粕屋町としては、国の施策、県の施策にのっとった形で、今後とも進めてまいりたいと思いますが、粕屋町の状況について、担当所管のほうから申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

議員お尋ねの現状という形で、ちょっと備蓄の観点から、私のほうからお答えさせていただきます。

粕屋町の備蓄基本計画の中で、家庭内備蓄や流通業界及び救援物資を考慮して、現在、お尋ねの生理用品につきましては、多量に備蓄はしておりません。しかしながら、この生理用品、衛生用品ということで、ある一定のやはり使用期限というか、そういうものがあるようでございますので、概ねそれが大体、5年ではないかというふうに考えております。そういうことを踏まえまして、ある一定年程度、3年ぐらいを考慮いたしまして、そういうことの経過をした分については、あと残った分について、使用期限が残っておりますので、その分を学校あたりに活用していただくような形で、今後、今年度から運用を開始するように今、予定をしております。

現状という形で、以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。次は、どなたですか。

◎13番（本田芳枝君）

次の2点も。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

本田議員のご質問ですが、昨日、田川議員のほうにもお答えしましたが、今現在粕屋町の各小・中学校では保健室に備品として常時配置をして、必要な方には無償で配布をしておる状況でございます。

それとあと、養護教諭にも確認しましたが、今現在、生理用品の入手に苦労しているような児童・生徒の報告っていうかそういうのは、今のところありません、というふうな回答を得ております。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

昨日の田川議員の質問と、それから事前にお電話をして伺った内容で、今おっしゃったことはある程度把握をしております。

それで私もどういふふうにこの議論を進めていったらいいかというふうに思いめぐねておりましたら、6月の2日の毎日新聞の政治欄に小さな記事を見つけました。

多分、町長も御存じなんじゃないかなと思います。それによると、政府は6月1日の男女共同参画会議、議長は加藤勝信官房長官で、女性活躍重点方針2021の原案をまとめた。経済的な理由で生理用品を購入できない、生理の貧困の深刻化を受け、地方自治体が地域女性活躍推進交付金を活用し、女性や女兒に生理用品を提供することなどを盛り込んだ。6月中の正式決定を目指すというものでした。実は目が点になるほどの衝撃を受けました。この生理の用品という言葉がマスコミを賑わすようになったのは、みんなの生理という運動を学生が立ち上げ、署名運動を始めた、つい最近のことです。私も、このことは大いに興味がありましたが、今回議場でこの問題を取り上げるのに、生理という言葉を公の場で口にするに抵抗があったので、勇気が要りました。

私は、4月の改選で、基本はジェンダー平等でという公約を掲げて、議席をいただきました。それで、この期間、任期中にはしっかりと男女共同参画推進を取り上げたいと、5期目最初の一般質問にふさわしいテーマを探していました。まとめて、一般質問をまとめて提出する。3週間前でさえ、心の隅には、それでも躊躇するものがあったのです。ところが、それほど身構えた内容を、政府は既に審議を始めていました。ほっと胸をなでおろしているところですが、世の中の流れも急ピッチで変わりそう。今後、大きく動く気配があります。

話は変わりますが、私は昨年の6月議会において、議場においての一般質問が中止となりましたので、書面による一般質問を用意いたしました。5項目でございましたが、地方創生臨時交付金でほとんどの項目が現在実現しています。そして今回です。提出前には予想もつきませんでした。今から調査検討すれば実現できるかもしれない。そんな予感さえ抱ける昨今の流れです。この問題を取り上げた3週間前は、養護教諭配布という施策が可能性のぎりぎりの線でしたが、私にとってですよ。今回の政府の動きで、勇気100倍。トイレに生理用品を入れた機器を設置、必要とする少女が、いつでも気兼ねなく利用する事業の提案をしたいと考えるようになりました。

初期投資に費用がかかりますが、後は補充するだけです。このコロナ禍の中で、トイレの手洗いにオートディスペンサーが設置され、液体石けんを補充するように、またトイレットペーパーを補充するように、自然にできないかなと思っています。そのためにも、現状把握、費用などの検討をしてほしい。それだけでもまずは行ってもらえないかと思っています。

いかがでしょうか、お願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

国もやっと男女共同参画という観点、それだけではないと思います。

男女で、当然生理的な差は、体の生理的な差はございます。その中で、このコロナ禍が非常にクローズアップさせたのが、生活の貧困差による生理用品の取得が非常に困難になっている女性、そしてまた子どもがいるということ、焦点を当てた形になったと思います。コロナが、逆にいいほうになったのじゃないかなという側面があると思います。

今、学校教育課のほうで調査した結果、今のところその申し出はないということですが、これは申し出がないのが全く需要がない、ニーズがないということじゃないとは私も思います。その辺は調査をしながら、気兼ねなく、誰でも気兼ねなく、女子生徒がそういったニーズを満たされるようなことになるのが私も理想だと思いますので、今、議員が意見をされました提案されました件については、真摯に受け止めて、今後の検討課題とさせていただきます。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

ありがとうございます。今の町長の言葉で、多分指示があれば、教育委員会も動かれると思います。小学校高学年、中学校の子どもたちによりよい結果が出るようにと、今後も私も調査を続け、提言をさせていただきたいと思います。

学校のほうでは特に問題になっていないということでしたが、昨日の一般質問で、ヤングケアラーについての質問をされた宮崎議員が質問されたときに、教育長は、不登校生徒の項目を増やして、調査をより詳しくしたいとおっしゃっておられました。月に一度迎える生理の日。痛みや気分の悪さから学校を休む子もいると思いますが、ひょっとしたら、経済的な理由で欠席する子もいるかもしれません。なかなか表面化しない、取り上げにくい問題ですが、丁寧な聞き取り調査を行っていただけたらと思っております。よろしくをお願いします。

次に、質問3に参ります。昨年3月に発表された粕屋町男女共同参画推進計画後期基本計画の基本目標4における、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ、（性と生殖に関する健康と権利）に関する理解の促進についての考えを問います。

生理の貧困には、二つの側面があると思います。一つは、経済的に困窮している家庭支援としての福祉政策。それは、先ほどから申し上げている施策のもととなっています。もう一つは、ジェンダー平等という側面です。町長も先ほど言及されておられましたので、私も心強いなと思っておりますが、生理という言葉を公の場で口にするためにためらいがあったと申しましたが、その意識の底に流れるものは何か。

それを突き詰めて、もっとフランクに生理について語れないかと思っています。日本では、生理にかかわらず性に関する様々な課題を、学校教育あるいは社会教育の中で、公にすることをためらう風潮があります。それはどういうことなのか。その意識を変えることこそ、今後の私に与えられた使命ではないかと思っています。それでは、まずこの項目の取組みについてお尋ねいたします。第3です。

男女共同参画推進計画後期計画基本目標4におけるリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に生徒に関する健康と権利）に関する理解の促進についての考えを問いますが、この基本目標4は、男女が安心して健やかに暮らせる環境づくり。その基本施策、生涯を通じた健康支援に取組みが二つ。その2番目に、このリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する理解の促進があります。昨年発表された粕屋町の計画書、本年は2年目になります。

そこで担当課の学校教育課、健康づくり課、協働のまちづくり課に啓発としてどのような計画、事業を予定してあるのかをお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今ご質問、三つの課でございますが、総体的には連携をしながら、この問題については行っております。

最初に、健康づくり課、そして学校教育課、最後に総とりまとめとして協働のまちづくり課、所管の各部署から答弁いたします。

◎議長（小池弘基君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

ただ今の質問のお答えをいたします。

健康づくり課では、主に女性のあらゆるライフステージにおいて、健康とその権利が尊重されるように、心身の健康に関する情報提供、啓発、相談等を行っております。

具体的には、検診を受けやすい環境づくりとして、レディースデイを設けることや、運動教室の中で、女性の心と体の変化など、女性の健康のためのお話を取り入れるなど行っております。また、妊娠・出産・子育て期にわたる、女性にとって心と体の変化が大きい時期は、特に妊娠期からの状況を継続的に把握をし、相談事業を充実させることによって、切れ目のない支援を実施しております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

学校教育課といたしましては、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する小・中学校での取組みといたしまして、思春期の授業として、まず小学校では、4年生が保健の授業で男女の体の違いを学びます。5年生は、理科の生命のつながりの授業で、母体の中での胎児の成長を学びます。そしてまた、5、6年生は、修学旅行や宿泊行事などの前に、月経指導を行っております。あと、中学校におきましては、1年生は、保健体育、心身の発達と心の健康の授業で。また、全学年で性教育に関する指導として、両中学校とも助産師による講演会等も行っております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

豊福協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（豊福健司君）

リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する理解の促進につきましては、前期の計画より取組みのほうを進めてきており、引き続き各分野におきまして、これらの施策を推進していくと共に、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの認識や理解を深めていくため、広報紙やホームページ等を活用し、住民に向けて分かりやすく周知や啓発を進めてまいりたいと思っております。

直近の具体的な取組みとしましては、男女共同参画週間を中心に、図書館におきまして、男女共同参画に係る書籍のコーナーを設けておりますが、本年度は、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの書籍の増冊を予定しております。また、講演会とか広報紙のコラムなどにも、周知を取り入れていきたいというふうに考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

なかなか取組みが難しいところはあると思います。

私自身も、この課題に対しては長いこと、思うように自分の考えがまとまらないという時期がありました。けれども、今72歳という年齢がそうさせるのか、女性の体、男性の体、様々なことにおいて総合的に、割と客観的に、子育ても終えたということもありますが、できるようになりましたので、この問題を今後取り組んでいきたい。やっぱり健康ということに関しては、とても重要な、しかもその視点を支える問題意識っていうのはとても大事だと思います。それで、何点かお尋ねいたし

ます。

健康づくり課の今、説明を受けましたけれども、健康づくり課は未就学児の子どもたち、それから出産をされるその女性、産前・産後の保健指導、それから高齢者の健康というところであると思うんですけども、私がお尋ねしたいのは、中学校までは教育委員会が担当しますが、中学校卒業した後の若い世代の女性に対する、あるいはこういう問題に対する施策って何かあるでしょうか。それをお尋ねいたします。そこがなかったような気がします。

それから学校教育課でございますが、男女一緒に教育をされている部分と、それから別々の部分があるようなお話だったと思います。私が覚えているのは自分の時は、生理に関しての説明を聞くときは、それこそ修学旅行の前に女性だけを集めてという話がありました。で、今もそのような話をされたような気がします。男女別にしてやっておられるということに関して、もうちょっと具体的に進めていただけたらというふうに思います。

その2点をちょっとよろしくお願いします。

◎議長（小池弘基君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

今おっしゃった、中学校のそのあとの年齢の方に対してなんですけれども、健康づくり課で特別その年齢の方に、お若い方にアプローチしてることは今ないんですが、たまに、若年の妊娠の方、お若い妊娠された方とか、そういった方のご相談を受けたりということがございますが、その方をターゲットに何か今はしているという感じのことはございません。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

すみません、本田議員さんのご質問は、男女別々にこういう教育をすることをもう少し増やしてくれということですかね。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

ちょっと分かりにくかったので、一緒にする分と別々にするのとあったような感じで、学年別におっしゃったこともあるので、もう少しちょっと分かりやすく、ちょっとお尋ねできますか。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

課長が申したのは、いわゆる座学っていいですか、机の上での知識の面で、教科とか道徳とか学級活動とか、そういったものの学び方を、こういった発達状態に応じて学んでますよということを教科名を出しながらお答えをしたもんなんです。

小学校まではある程度、男女一緒の活動っていうの多ございますけど、中学校になっていきますとやっぱ体育を別々にしてみたりとか、そういったことはやはり性差がございますので、そこは、分けてるところあります。

それから男女共同ということで議員、それからほかの議員も随分この件についてご質問が今までありましたが、今、やっと小・中学校、混合名簿っていいですかね。全部それが今6校とも実現しております。最近、入学式・卒業式もちょっとお呼びできませんのであれなんですけど、今もう入場・退場が男女一緒に、もう中学校も行っておりますので、そういった面では随分、活動として目に見える形で進んでるんじゃないかと。

こういう目標を作っておりますので、それにのっかって、教育委員会としては実践を行っております。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

健康づくり課のところ、特に今そういう施策はないということですが、実はここが一番大事。

今の社会問題で、妊娠して、思いがけない妊娠をして。子どもさんをどう対応していいかわからない。処理してしまったという事件も結構あります。それで、今から大人に向かう時期のこの時期の施策を、もしあれでしたら、協働のまちづくり課などのところで、健康づくり課のところ、それが範囲として、担当としてできないんだったら、全体的な流れの中で、それを今後、啓発できるような仕組みを考えていただけたらというふうに今、思いました。

それから、私が一番気になっているのは、生理ということ、今、取り上げてますので、今、生理について子どもたちにお話をするとき、男女一緒でしょうか。それとも、女性だけですか。

そこをちょっと確認させてください。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

小学校の段階、中学校の段階、それぞれですか、それともどういうことをイメージしてあるんですか。

特に、生理について今日は話しますよと、よーいドン形の指導というのはありません。ただ、始まるであろう今、低年齢化というんですかね。ですから、小学校のある年齢、学年になりますと、それは計画的に指導はさせていただいております。

ただ、それ以外であるかという、教室の前で、例えばそういったからかいとか、そういったことがありましたら学級での指導があつてみたり、またカウンセラーのほうにつないでみたりとかつていうことのケアは、やっておりますので。教科の時間と違ってそれだけを取り上げて話すということはないかと思えます。ただそれは今日、学級活動若しくは道徳の望ましい男女交際とかそういった意味の中で話すことはございますけどね。

それとあと、子どもがやっぱ誹謗とか中傷とか受けた場合、いじめに遭った場合、仲間はずれされた場合、からかい等がございましたら、その都度、学級指導なり学年指導なり、また、全校体制で指導やってるってことは、年に1件あるかないかぐらいですけども上がってはきます。

丁寧な指導を今やっただいただいとということでございます。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

子どもたちは今、様々な情報をスマートフォンとか、それに付随するような機器で手にすることができます。そういったときに、正しい知識を子どもたちがまず分かっていることが大事だと思います。

これは次の質問にも関わるんですが、私は生理とか、それから思春期の女性・男性のいろんな問題を、道徳ではお話をされると思うんですけども、生物学的にきちんと子どもたちに把握させるような教育がある程度必要なんじゃないかというふうに思っていますが、とりあえず、例えばそういった問題を話すときは、男女一緒に話して、男性にも、男の子にも理解をしてもらい、そういった機会が必要だと思っています。今後、少しずつそういう話をしていきたいなというふうに思っております。

思春期教育や性に関する情報提供を行い、若者や子どもたちが人権を尊重した、生涯に対する正確な知識と情報を得られるような啓発を是非、学校、協働のまちづくり課を中心にしていただけたら、随分、粕屋町の子どもたちにとってもいいことが続くのではないかなというふうに思って、最初の質問を終わります。

◎議長（小池弘基君）

お諮りいたします。

概ね30分ほどたっておりますので、換気のため5分ほど暫時休憩したいと思います。よろしいでしょうか。

再開を、短いですが10時5分再開といたします。

(休憩 午前10時00分)

(再開 午前10時05分)

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

それでは、次の質問に行きます。令和3年度福岡県男女共同参画推進課主要事業計画の活用について、ということで質問をいたします。

福岡県の第5次男女共同参画計画が今年の3月に発表されました。期間は令和3年度から令和7年の5年間です。その内容を反映した事業も始まっております。その計画施策体系の4に、防災復興における男女共同参画の推進をという施策が設けてあり、それに沿って、福岡県男女共同参画推進課が令和3年度の事業計画を発表しています。それでは、質問1に入ります。

福岡県男女共同参画推進課の主要事業に、男女共同参画の視点を持った災害対応人材育成事業があります。この事業は把握しておられますか。またそうであれば、実際の取組みをお尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

この人材育成事業、災害対応ということで、男女の差なく、女性は女性の立場での災害対応ということだろうと思います。

特に協働のまちづくり課のほうで、その辺については対応を考えておりますので、お答え申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

豊福協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（豊福健司君）

まず、ご質問の内容につきましては、6月20日と25日に実施予定の、地域リーダーのための災害対応向上講座の件でよろしいでしょうか。はい、につきましては、粕屋町でもホームページ等で周知募集を行っておりますし、チラシ等の配布も行っております。

一応、直近で言いますと、5月の28日時点で、福岡県下で100件程度の申し込みがあつておるといふことでお聞きしております。また、所管課の対応としましては、今回の講座対象が自治会の役員さんであつたりとか、地域の防災リーダー、市町村職員向けといふことになっておりますので、担当職員と女性消防団のほうに声をかけまして、講座のほうを受ける予定にしております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

よかったです。県のほうに問い合わせたら、オンラインで担当課の協議があつてみたいで、そこでお話しましたといふふうに話されていましてので。私はすみません、ホームページのうちの町の分を、まだちょっと見てなかったの。分かりました。

これは災害時の対応で、養成講座といふことなんですが、実は昨年12月の私の一般質問で、あらゆる立場の人のための避難所の設置運営はという項目でした。質問したときに山野部長が、避難所運営マニュアルの紹介をされて、その中に避難所の運営協議会の会長、あるいは副会長の選出にはいずれかに女性を置くように定めています、といふふうにおっしゃって答弁されました。いきなり女性をつていのは少し難しいので、日ごろからこういう研修を受けた方が地域におられたら、心強いと思いますので、今の協働のまちづくり課の取組みは、評価ができると思います。

粕屋町単独で災害向けの女性リーダーの育成は困難ですが、このような事業に参加する人を募り、その人たちが実際に粕屋町の各地域で活躍できるようになれば、粕屋町の男女共同参画もかなり進むことになると思います。それでは、質問2に進みます。

同じく推進課の主要事業計画に、若年層における交際相手からの暴力防止対策事業があります。この事業は把握しておられますか。またそうであるならば、実際の取組みをお願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

豊福協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（豊福健司君）

まず、私のほうより、協働のまちづくり課での取組みについて、お答えのほうをさせていただきます。

協働のまちづくり課におきましては、毎年中学校3年生へ向けたデートDVのチラシを独自に作成しまして、配布のほうをお願いしております。また、デートDV

防止講師派遣事業について、学校への情報提供を行っております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

情報提供を行っておられるということですが、今年はこの事業は、例えば派遣依頼をされるとか、そういった動きはあるんでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

学校教育課のほうで、福岡県で令和2年の4月1日から、性暴力の根絶条例に基づきまして、性暴力対策アドバイザー派遣制度を創設しております。

児童・生徒の発達段階に応じた性暴力の根絶や、被害者支援に関する総合的な教育として、令和2年度から3年度にかけて、先行実施という形で、専門家等を学校に派遣することになっております。それは、令和3年度が先行実施で、令和4年度から全校実施の計画が立っております。それで、今回、粕屋町でも小学校1校が先行実施の対象校になっております。それでまた、啓発活動といたしまして、小・中学校に、またこれも福岡県からリーフレット等が配布されております。それで、小学生の高学年と中学生全員には、それをもう配布しています。

そういう活動を行っております。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

福岡県と協力して、今のお話を伺うと、粕屋町でも少しずつそういう施策を取組んでおられるような感触を受けて、私もほっとしております。

どうなのかちょっと分からない状況もございましたので、男女共同参画計画を策定するのは、国民あるいは県民の義務として、それぞれの法律条例にうたっており、国や県は推進のために、計画に沿った施策を事業化して予算を確保しています。それをうまく活用して、粕屋町の男女共同参画の意識の啓発を図り、男性も女性も共に生き生きと活躍し、誰もが輝く活力ある粕屋町となるように、まちづくりを進めてほしいと切に願っています。

先ほど、教育長のほうから私、これ今年の目標と聞いていたんですけど、男女混合の名簿を現在作って、実際もその名簿を活用して教育活動を行っておられるということでしたが、本当にそれは嬉しい。昨年までは小学校までだったような気がい

たします。だから今後、男性と女性としてはっきりこう分けるんじゃないくて、いろんな名前で、あるいはそれぞれの特性を持った相手という形でお互いを尊重できたらいいなというふうに思っております。今後もよろしくお願いいたします。

それでは3番目に行きます。3番目の、粕屋町男女共同参画推進条例改正に伴う事業の進捗状況について、というところに行きます。

この間の3月定例議会で、粕屋町男女共同参画推進条例の一部を改正する条例の提案がありました。町が実施する施策についての苦情を処理し、男女の区別を理由とする人権侵害を受けた方の救済を図るため、条例の20条に規定する相談窓口を、男女共同参画苦情処理制度として新たに創設するものという議案の提案があり、全会一致で可決されました。今までは、「苦情の申し出があった場合の対応は、関係機関と連絡して、適切な措置を講ずるように努めなければならない。また、問題解決を図るために、相談窓口を設置する」という文言で終わっていたものが、明確な苦情処理制度の導入で、新しく生まれ変わりました。とても喜ばしいことだと思います。

それでは質問にいりますが、実際に業務を担当される苦情処理委員の紹介が、広報かすや6月号に載っていました。苦情処理制度とはどんな制度なのか、また人権侵害の救済とはどのようなものか。つまり、町の行政組織の一部なのかどうか。また、どのような資格を持った方が任命され、どんな仕事をされるのか。その権限は何か。

町民にとってなじみのない制度をどう具体化するかという視点から、2点質問をいたします。私が質問を用意するときは、まだ広報かすやが出てなかったんで、苦情処理委員の任命はっていうことを質問に入れましたけども。今実際、町民の手元にその情報入っているんで、更にちょっと掘り下げた形でお話を願いたいと思います。

それから、救済事業の周知及び今年度の事業計画について、この二つを質問いたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

広報とホームページのほうで既に発表しておりますが、改めてここでご紹介いたします。

苦情処理委員の方は、2名おられます。4月20日付で、この2名の方に委嘱を行っております。まず、お一人は、これ弁護士の先生でございます。牟田口裕史さんが男性の方お一人です。もう一人は、NPO法人の福岡ジェンダー研究所の研究者で

ございます、武藤桐子先生。この女性の方でございますが、この二名を4月20日付で委嘱を行い、今議員がおっしゃるように、広報6月号並びにホームページのほうでこれはご紹介をし、どういった役割の方かということで、紹介をしておるところでございます。

今後の、本年度の事業計画はということにつきましては、担当のほうからご説明申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

豊福協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（豊福健司君）

まず、ご質問の中にどういうことを処理をするのかっていうご質問がございましたんで、まずそちらのほうにお答えさせていただきたいと思うんですが。

苦情処理制度というのが、まず一つ目が、町が実施します施策に関して、男女共同参画に関する苦情などを受けることが一つと。またもう一つが、町内で受けました男女の区別を理由とする人権侵害の救済を目的としたものを受け付ける制度でございます。

今後の事業計画としましては、周知や啓発を図るため、先ほど町長も申しましたとおり、広報紙での掲載、ホームページでの掲載。できる限り若い方にも知っていただけるように、LINE及びフェイスブックなどを活用しまして、周知を図ってまいりますと思っております。また、啓発物資等の作成も行いまして、町内の施設や店舗のほうで配布のほうを進めたいというふうに考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

相談窓口の設置ということで、通常、例えば、行政機関の中に係を置くということが多いと思いますけど、今回わざわざこの専門家の方お二人、それにはやっぱり予算もかかっていると思います。

なぜ、こういう立場の専門家の方が苦情処理委員としていらっしゃるのか。

その辺をどういうふうに町民の皆さんにお伝えされますか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

男女共同参画に関するいろいろな問題点があった場合に、行政機関に直接、ご相談というのは非常にやっぱり垣根が高いといえますか、敷居が高いと思います。

身近な存在として、まず女性だったら相談がしやすいと。また、非常にこの男女共同参画問題については、お詳しい先生にも関わってもらってます。女性の先生です。そしてまた、法律的な見地から、これは法律的にこういう問題があるよとか、その辺の切り口は、我々素人といえますか、行政機関ではなかなか気づけないようなことについて、専門的な見地から相談に乗っていただけると。

相談しやすく、より深く相談できるっていう観点から、行政機関とは別個に相談窓口を設けているというのが、今回のこの相談、苦情処理委員さんの任命でございます。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

それで、このお二人の苦情処理委員の持たれる権限は、結構強いような気がいたします。

実際調査をされて、そのあと、例えば町とかあるいは事業者のトップの方にいろいろ対応を迫られるということがありますが、そこがとても重要なところでね。ただ相談してこしましょう、ああしましょう、これは云々っていうだけじゃなくて、実際に物事をきちんと処理するというそういう制度というところをどのように町民の皆さんにお伝えするのか難しいと思うんですけど。

この中には、要請、勧告、意見表明などを行いますというふうに書いておられるんです、かすや広報に。だけど、具体的にそれがどういうふうなものか。ある程度もう少し具体的に説明ができれば町民の皆さんも分かるし、自分が日ごろ抱えている問題が、苦情に当たるのか、あるいは人権侵害に当たるのか。それを意識されていない町民も結構いるんです。何回も例に出して悪いけれども、ヤングケアラーの問題で、本人がヤングケアラーかどうかというのは、子どもたちなので、余りその辺の意識を問うということはないと思うんですけど。

私は一番、町で生活していく中で一人の女性として、あるいは一人の人権を持った人間として、人権侵害を受けているのか、そうでないかというそういう意識を明確に持つことが必要であり、そのことによって、苦情処理とか救済をお願いするところがありますので。具体的にこの是正や改善のための要請、勧告、意見表明というのは具体的にどういうところなのか。このお二人の苦情処理委員がどういう形でそこを切り込んでいかれるのか。

その辺をちょっと、説明をお願いしますか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

4月20日に任命したばかりで、スタートしたばかりでございます。

今、議員がおっしゃるように、苦情処理委員さんの権限ってのは非常に多ございます。また、その苦情処理委員さんから提案されたご意見、そしてまた、今後の改善すべきような非常にその専門的な切り口は、我々も真摯に受け止めて、今後の男女共同参画問題の解決に向けて取組みたいと思っておりますが、まずは、この苦情処理委員さんがどういった苦情を受け付けられるか。また、その苦情について、行政機関は我々がどういったふうな対応をしていくかという啓発をすべきだろうと思うんです。

実際、その苦情処理委員さんを設置したとしても、やはり敷居が高い。その問題を抱えている方が、いやこれはもう言っているものかどうかっていう、これは本人にとっての当たり前の部分であって、大きな社会的問題じゃないような視点も持つてある方もおられると思います。いやそれは違うよと、これは、男女共同基本的な問題を含んでるんだというアドバイスをしながら、その解決に向けての啓発になると思いますが、行政機関のほうにそういった申し出とか、意見を申される。

我々はそれを真摯に受け止めながら、一緒にこの問題を解決に当たるといふふうに考えております。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

とても難しい問題であり、その難しいこの行政機関とは違う第三者委員会を設置されたという粕屋町の取組みを、私は高く評価しています。

福岡県でも60自治体ありますけれども、これを取組んで実際に行っている自治体というのは、そう多くないんです。ということはどういうことかという、このことを実際どのように取組んでいいか、アバウトなところで受け止めていたり、また、こういうことを取上げてもらえるという、そういうことが分からなかったり。いろんなことがあると思うので、実際この制度を運用されるにあたって、あまり活発にこれが制度運用されるということはいいことかどうか分からないんですけれども。

やはり、行政のほうに制度を導入したからには、それなりに研修を受けて、そして町民の皆さんに広く周知するということが大事じゃないか。こういうお二人が、粕屋町に依頼を受けていらっしゃるということが、現在は、6月号に出されてるだけですけれども、随時、発表されてあるいは具体的な事例なども挙げて、今後していかれたらいいと思いますが。

今年の事業について、もうちょっと何か先ほどちょっと聞き逃した点もあるので、

それも踏まえて、一応予定等あるいは今後の課題をお願いしたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

豊福協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（豊福健司君）

先ほどの答弁と重複するような形になりますけど、よろしいでしょうか。

まず、本年度の事業計画といたしましては、先ほど町長が申しましたように、周知啓発を図っていくことが重要と考えております。

周知方法としましては、先ほど申し上げました、若い方に向けたLINEとかフェイスブックを使った情報発信、また、本年度よりテレビデータ放送も導入しておりますので、使える媒体はいろいろ使って、情報発信を工夫した形で周知徹底を図っていきたいと思っております。また、啓発物資等の配布も含めて行っていききたいというふうに考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

3月に条例ができて改正されて、まだ始まったばかりということで、今年予算化もしていただいて、今、出発した状態。この苦情処理制度が、広く町民の皆さんに認識され活用されて、男女共同参画の推進が図られますよう祈念して、私の今回の一般質問は終わります。

（13番 本田芳枝君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

次の方の準備もありますので、暫時休憩いたします。

再開を10時45分といたします。

（休憩 午前10時27分）

（再開 午前10時45分）

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号6番、井上正宏議員。

（6番 井上正宏君 登壇）

◎6番（井上正宏君）

おはようございます。議席番号6番、井上正宏です。通告書に従いまして、一般質問をします。

まず初めに、産学官との連携についてということで、町長に質問します。

令和元年12月、新型コロナウイルス感染症が発症し、中国を中心に、瞬く間に世界中に感染が拡大する中で、粕屋町においても、令和2年1月30日に粕屋町新型コロナウイルス感染症対策本部が設置され、町長のリーダーシップのもと、様々な新型コロナウイルス感染対策をとられてきたのは承知しております。また、新型コロナウイルス感染の切り札として、粕屋町も新型コロナワクチン接種が5月11日からスタートしましたが、5月は9回の新型コロナワクチン集団接種が福祉センターで行われ、千人の町民が接種、かかりつけの病院での接種が1,400人と合わせて2,400人の接種が終わり、粕屋町の高齢者、65歳以上の約9千人を対象に、5月は26.7%の町民の皆さまの接種が終わったと、町から聞いてます。

先日、6月3日は、今年86歳になる私の母親が、新型コロナワクチン接種の予約がなかなかとれずに、この日、第1回目の新型コロナワクチン接種のために、午後3時20分頃、集団接種会場の福祉センターまで引率して行きました。母親は介護4の状態、当日強い雨も降ってしまっていて、車イスも必要だったので、おぼと2人がかりの介助も含めての引率でした。当日も、たくさんの町民の方の新型コロナワクチン接種が多く、駐車場も受付の近くの駐車場に停めたいと思いましたが、駐車場が空いてなくて、受付から離れたところに車を停めました。雨の中、車イスを取りに行こうとしたら、警備員さんから声をかけられ、車イスが必要でしたら近くの駐車場を案内しますと言われ、その駐車場に到着、降りた瞬間に、受付スタッフからの速やかな車イスの提供を受けることができました。介護が必要な人の対応だけではないと思いますが、スタッフ対応に何かほっとした一瞬でした。

また接種会場にも、私も母親の介助も含めてということで、接種会場に入り、受付をするまで待機場所の中で順番を待っていたところ、町民のある方が、いら立ち、何かいら立ち、スタッフの方に、役場の人なの、というような声が私の耳にも入ってくるなど、町民の皆さんのコロナ疲れ、自粛による感染不安、ストレスでの焦り、どうしようもない、やるせない、様々な表情を見て、今後、安心で安全での日常生活がいつ戻ってくるのかとの叫びがマスク越しの表情ではありましたが、目の当たりにしました。

この日、町の集団接種が12回目で、新型コロナワクチン接種率が37.4%。議会開会の当日、町長からの新型コロナワクチン接種率は42.8%まで上がっているとの報告を受けました。6月も土日を含めて、19回の集団新型コロナワクチン接種が続き、7月の早いうちに65歳以上が終わるのではないかと予想されていますが、町民の生活が毎日不安の中で、3回目の緊急事態宣言の状況で、新型コロナワクチン接種の加速化、社会経済の復活を願ひまして、最初の質問をします。

粕屋町都市計画マスタープランの78ページ、第6章、2の中に、産学官との連携

とありますが、都市計画にかかわらず、今後の新型コロナ感染対策については、国や県の指示待ちではなく、町民の安心・安全を守るために、産学官との連携に立った町独自の感染対策は何か考えてありますか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

議員今ご指摘の産学官との連携による、これは都市計画に限らず、行政全般にわたってこれは必要だろうと、そういう時代に入っているように思います。

ただ具体的には、産のほう、産業分野、企業分野のほうからの様々な提案、これは当然その企業がいろいろな開発をするためには、学術的な見地からの提案によって、新しい技術を開発し、その商品化してあるというふうに思います。そういった背景の中で、新たなコロナ対策についての様々な提案というのがございます。その一つとして、これ感染の拡大ではなくて、今回のコロナワクチンの申込みの際のツールとして、今までは、インターネットと通常の電話回線のみでしたが、ICTあるいはAIを活用した、大規模な電話の受付ができるような、新たな技術を導入したそういったシステムを、提案を、提案といいますか、我々のほうから様々調べまして、それを活用するように今検討しております。

こういったコロナの関係の分野では、様々な技術革新が行われております。今言いました電話の受付だけでも、数社のアイデアといいたいまいしょうか、新たな商品も生まれております。その中で、粕屋町に合ったいいものを選択しながら、採用していきたいと思っております。感染の関係では、幸いにも、住民の皆さまのご協力、そしてまた我々の行政的な施策の中で、感染の拡大を防いでおるというふうに私も思っております。特に、クラスターの発生が粕屋町では、病院のほうで、青洲会病院のほうでございましたが、それぞれの事業所、あるいは保育園、幼稚園を含めた学校も含めたところでは、クラスターの発生はあっておりません。それぞれの、その所管といいたいまいしょうか、のほうで、本当に徹底した衛生管理、感染の拡大防止管理をしていただいているというふうに考えております。

今後も、いろいろ新たな技術を導入した、様々なコロナ感染対策については、積極的に検討・研究してまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

井上議員。

◎6番（井上正宏君）

今の町長答弁で、様々な提案があるということでお話いただきました。2番目の質問に入る訳ですけれども、ここでは提案ということになります。

2番目の質問ですが、粕屋町出身で、現在、九州工業大学大学院工学研究院長、横野照尚教授が新型コロナウイルス対策として、今までとは違った世界唯一の光触媒、ナノ構造制御型、次世代光触媒技術を開発され、様々な施設で実験された結果、第三者機関で新型コロナウイルス不活化に効果があるとマスメディアで報告されています。

現在、粕屋町の福祉センターにおける集団接種会場での光触媒技術を利用した、無償の消毒の協力ができること、横野教授に言っていたと思いますが、その協力の申出に対する町長のお考えは。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

横野先生のほうの開発されましたこのナノシステム、ナノ構造を使った光触媒システムですが、九州工業大学のほうでもこれは正式に実証実験もされまして、効果はあるというふうに聞いております。

この光触媒というのは、御存じの方もおられると思いますが、以前ボタ山の開発の関係でもご紹介がされ、これは冷暖房の関係です、これに使うということですが、改めてこれ言いますと、紫外線によるその触媒が、その紫外線によりその効果が発揮されるということですが、このナノを使った、ナノシステムを使った場合には、蛍光灯の光でさえ、その触媒が発揮できるというふうに、この研究の成果がございまして。それを使ったところ、細菌、要するに滅菌ですね。細菌の感染を防げるというふうな結果が出ておりますが、直接、私どものほうに、そういったお話はあっておりません。

議員が非常にその、お知り合いということで聞いておりますけれども、まだ正式な詳細の提案はございませんので、それをお話をお聞きしながら検討はさせていただきたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

井上議員。

◎6番（井上正宏君）

横野教授は、この生まれ育った粕屋町のお役に立てれば嬉しいです、というところまでのお言葉をいただいておりますので、一日でも早く、そういう場所を議長を通じまして、そういう話し合いといいますか、一つ今後の粕屋町の安心・安全のために、何か産学官と協力できるものがあればということで、進めていってほしいと思います。

3番目の質問は、今までちょっと町長が答弁していただきましたものと重複する答弁になってくるかも分かりませんが、質問いたします。今後、町独自の新型コロナ

ナウイルス感染拡大防止及び町民の安心・安全策の具現化を図るためにも、変異型に対する研究を続けていくために、横野教授と町が行う産学官の連携について、先ほどの町長の答弁と重複するところもあると思いますが、町長のお考えをお聞きいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

反対にちょっとご質問させていただきたいんですが、今ご質問は変異型ウイルスに対する研究を続けていくためにということですが、これは実際今、製品化、横野先生のナウイルスを使った光触媒は製品化されて、Dr. OHNO という製品であると思います。このことでしょうか。あるいは、新たな変異株を使った研究の、何か新しい製品か何かがあるということでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

井上議員。

◎6番（井上正宏君）

町長にはしっかり勉強していただいております。ありがとうございます。

Dr. OHNO という商品の、商品といいますか、今言われました Dr. OHNO のそういう光触媒のお話であります。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

それでは、先ほど答弁させていただきましたが、そういう機会があれば、お話はお聞きしたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

井上議員。

◎6番（井上正宏君）

一日でも早く町民の皆さまが、普段の日常生活が送れるように、新型コロナワクチン接種以外にも、町民に安心してもらえるような取組みを今後、検討していただくことを提案いたしまして、次の質問に移ります。

次は、カーボンニュートラル宣言についてということで、町長と教育長に質問します。

今日、国際的な課題となっております。カーボンニュートラル温室効果ガス排出ゼロについて、昨年10月以降から菅義偉首相が定例会やイベント等において、2050年までに、我が国はこの実現を目指すことを宣言されました。世界中が新型コ

コロナウイルス感染でのパンデミックの渦の中にある中、宣言されたカーボンニュートラル宣言、国際公約に対し、私は注目しています。

カーボンニュートラル宣言、昨日の環境省のネットからの情報ですが、2021年6月7日時点、東京都、京都市、横浜市を初めとする402の自治体、40の都道府県、238の市、7つの特別区、97の町、20の村が2050年までに二酸化炭素排出ゼロを表明され、表明自治体総人口1億1,037万人となっております。その中でも、福岡県でも、大木町、福岡市、北九州市、久留米市、大野城市、鞍手町など6市町村がカーボンニュートラル宣言をしていますが、このような自治体の動きの中で質問をします。

今、盛んに叫ばれているカーボンニュートラルは、我が国の多くの自治体、町村レベルに至るまで、様々な取組みが表面化し始めてきましたが、町長は、この流れをどう考えておられますか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

冒頭おっしゃられたように、菅首相が2050年までのゼロを目指すと。そしてまた、その際、2030年までに温室効果ガス、これを減らすということで、今現在が非常に進んでないんですね、世界的にも。特に日本は進んでおりません。目標値には程遠い数値でございます。

そういった危機感の中から、菅首相が、カーボンニュートラル宣言をされたということですが、改めてこのカーボンニュートラル、ゼロを目指すというのはどうということかと、私のほうからちょっと御案内したいと思いますが、排出ガスをゼロにするということじゃございません。排出は当然、最低でもしないといけないという分野がございます。そのために除去、そしてまた、その吸収する、二酸化炭素を吸収するという作業、それでようするにプラスマイナスでゼロを目指すということでございます。当然それは、具体的に言うと、まずはその温室効果ガスを発生させる原因を、減らしていくんだということが、最初のファーストアクションだろうと思います。

従いまして、それぞれの国をはじめ、県、そしてまた、それぞれの自治体でもこれに取り組むべきという発言でございました。ご紹介されました、カーボンニュートラルゼロ宣言とおっしゃいましたが、実際にはゼロカーボンシティー宣言といいまして、ご紹介の県内でも6つの自治体がこれを宣言をしております。ただ、具体的な施策はございません。この福岡県についてはですね。

全国的に見ますと、そのためにはどうしたらいいかというと、例えば太陽光発電

の推進をやると。メガソーラーを設置するというような施策を積極的に打って出ている市町村もございますが、それはそれで反対側の、要するに、功罪といいたしよるか、デメリットもあって自然破壊に繋がるとか、災害を誘発するというようなことで、そこの自治体では悩まれて、反対に、太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例まで作って、その規制をしながら、この温室効果ガスの削減を目指すというようなことも今叫ばれております。粕屋町につきましても、政府の方針に沿った形でやりたいんですけども、まずはそのために国の施策、特に財政的には、例えば、太陽光発電を進めるならば、その補助金を手厚くする必要があろうと思います。

自治体単体では、その莫大な費用がかかりますので、そこはやはり国、県の財政支出を期待しながら、進めていきたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

井上議員。

◎6番（井上正宏君）

カーボンニュートラルにつきまして、町長のご見解をいただきました。

次の質問に移りますが、国、環境省や産業省からの、カーボンニュートラルについての粕屋町に何か具体的な通知は届いていますか。

◎議長（小池弘基君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

環境というように、町の中では、道路環境整備課というのがありますので、そちらのほうの内容でお答えさせていただきたいと思っております。

国や県などからは、カーボンニュートラルについて指示するような、具体的な通知は届いておりません。

しかし、国や県からの研修会等の案内や、脱炭素化の実現に向けた情報連絡会の情報であったり、クールビズの実施等の通知の中で、2050年、カーボンニュートラルを目指すことが表明されたため、より一層脱炭素社会を推進する施策を進めていく旨の内容は記載されております。

◎議長（小池弘基君）

井上議員。

◎6番（井上正宏君）

粕屋町もこのカーボンニュートラルについて考えたときに、小さな自治体でございますので、いわゆる国からとか、今、町長からの答弁の中で、到底小さな自治体でこのカーボンニュートラルを考えてみた場合は、やはり、今の状況は厳しいのではないかなというように思います。

そこで、つい最近ちょっと私もいろんなところを歩く中で、この二酸化炭素の削減に何かこう、自治体、小さな自治体でも何か取り組めるようなことがないのかなあ、というようなことで考えておりましたら、この粕屋町というのは、ある程度開発が進んだ地域ですが、まだそこそこの緑、そして農地があり、主に水田とかため池、更に JR 駅の数も多く、線路沿いは、雑草。草がはびこっていて、大きな河川も流れています。そのような町の中で、雑草を刈り取る草刈り機の音はよく耳にします。その刈りとった雑草をということで、ちょっと次の質問に移らせていただきたいと思うんですけれども。粕屋町も、地域周辺も、草刈りをした後の草を焼いたり、田や畑で野焼きをしている方が一部まだ見受けられます。

そのような対策など、粕屋町はカーボンニュートラルの趣旨に対して、具体的な策は何か考えてありますか。

◎議長（小池弘基君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

今、議員が言われましたように屋外で、野外で廃棄物を焼却する野焼きにつきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、こちらのほうで原則禁止されております。

一方、今、お話の中に出てきました、田んぼとか畑とかその草を刈った後、農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却に限りましては、焼却禁止の例外として取扱いとなります。ただし、やむを得ず草を焼く場合でも、風向き等を考慮し少しずつ燃やすなど、周辺に迷惑がかからないよう、対応していただくようお願いを、町としては行っておるところでございます。

その他の一般的な野焼きをされた場合には、町のほうから現場の確認をしまして、指導のほうに当たっている状況でございます。

◎議長（小池弘基君）

井上議員。

◎6番（井上正宏君）

カーボンニュートラルの宣言という中で、今、お話を説明させていただいてる中で行政の方は、その取り組みを知ってあるかどうか分かりませんが、以前、粕屋町で大手の企業が、カーボンニュートラル対策のため、地表の温度の上昇抑制、二酸化炭素削減、雑草抑制効果、周囲への影響を及ぼさない草をもって草を制する特殊なカバーを用いて、雑草防除の技術を研究されておりましたが、残念ですが、途中で断念されたということで、そういうお話聞いてますが、その断念、なぜ断念されたかというところで、更にこの研究が進み、成功していたら、粕屋町がカーボンニュ

ートラルを宣言するヒントがここにあったのではないかなと思います。

しかしその後、地元の企業が断念された研究を更に工夫、努力を重ね、カーボンニュートラル、温室効果ガス排出ゼロに繋がるヒントを十数年、実証実験を繰り返された結果、その技術が粕屋町にあるとのこと。カーボンニュートラルは、小さな自治体ではできないのではなく、小さな自治体でもできると考えることが、今後の町を発展させていくには必要不可欠なことではないかなと思います。

現在、カーボンニュートラル宣言をした自治体には、国の補助金もついているようですが、検討されてみてはどうですか、町長お伺いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

それは特にあぜの草の防除ということで、開発されたお話は聞いておりますが、今議員おっしゃるように、それからあとちょっと具体的には進んでおりませんし、また、進んでおるといことも私の耳に入っておりませんが、これは実用化されれば、これは非常に農業者にとってもいいことだろうし、農協とその辺は連携しながら、その商品の研究とか調査を進めたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

井上議員。

◎6番（井上正宏君）

ここで大切なことは、カーボンニュートラル、その技術が粕屋町にあるという宣言をどこよりも早く発することであり、それこそがユニークなカーボンニュートラルの取り組みを世に知らせた自治体として、粕屋町を全国区にアピールできる手段として考えて、今後も考えていってもらいたいと思い、次の質問に移ります。

最後の質問になります。粕屋町の将来のまちづくりを担っていく、児童・生徒たちに一歩も二歩も踏み込んだ、カーボンニュートラルの教育を教育長はどう考えられますか。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

現在、コロナ禍ではございますが、これはSDGsの考え方、それからやっぱり後世に現在の環境を継続させるという意味では、私は、やはりやるべきことだろうと思いますし、現在も学校教育の中でいろんな課の中で取り組んでいただいとるんですが、省くことなく推進していただきたいというふうに思っておりますし、指導はしていきたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

井上議員。

◎6番（井上正宏君）

このカーボンニュートラルは、時の総理大臣が、カーボンニュートラル宣言をしましたが、子どもたちにはカーボンニュートラルって聞いても知らない子どもさんが多いですね。

また、それ以上に、大人の方も知らない人が多くいるように感じます。今後起こり得る様々な問題を日ごろの学習の中で、グローバル化や情報教育が進む中、英語教育やICT教育など、同時進行で、電子黒板や書画カメラの副教材などを有効に活用されて、避けては通れない環境問題を少しでも改善できるカーボンニュートラル教育の推進の取組みを再度、教育長にお伺いいたします。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

私は、カーボンニュートラルっていうのは、最終的な目標ではなくて、やはり目標というのは環境教育、いわゆる地球温暖化、それから異常気象の変動を早く無くしていく、それから全世界の人たちといいますか、生物も含めてですけど、やはり幸せに暮らせるような社会を作っていく、そのための一つの手段として、カーボンニュートラルというのはあると。

で、カーボンニュートラルという言葉は、非常に私、これよくできた言葉だなと思ってます。脱炭素社会と言われてまして、二酸化炭素の軽減、これは0（ゼロ）にはならないだろうというのがもともとの基本でございます。先ほど町長が申しましたように、ニュートラルっていうのは、そこで、どうしても0（ゼロ）にはならない炭素を、どうやってこれを処分していくか。いわゆる回収しながら、地球深く、何て言いますかね、とどめ置くというか、送り込んでしまうということもございまずし、またそれをCCUとかCCVSとかという言葉があるみたいですけど、そういったものの技術はこうやって使われてるんだよ、こうやってやってるんだよということ、子どもたちに知らせることは十分あると思います。

ただ、今カーボンニュートラルがどこまで浸透してるかっていうことを今聞かれましたけど、この言葉自体が浸透するのが目的ではなくて、やはり日常のごみ問題を、家庭のごみを減らすとか、または節電、ただ、今はこういう暑さでございまずので、節電して熱中症になったらどうしようもないんですが、節電の意識を持つとか、そういったことは今までもやってきたはずですよ。これがカーボンニュートラルの考え方に繋がるんだよ、ということの繋ぎは、やはり学校がすべきだろうとい

うふうに思っています。

従って、新しくカーボンニュートラルっていうのはこういうもんだから、こういう生活をしないといけないんだよということじゃなくて、やはりカーボンニュートラルってのは一つの手段として、こういうふうな考え方、差引き0（ゼロ）の考え方でいいんだから、もっとマイナス、すなわち回収したり、処理したりできるようなことを増やしていこうねということ、将来の子どもたちに考えさせていきたいし、そういった夢を持たしたいなということは考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

井上議員。

◎6番（井上正宏君）

教育長の答弁よく分かりました。

小さな自治体、カーボンニュートラルに対して、粕屋町には、どのような取り組みが可能であろうか。自治体として何ができるのか。なぜ、カーボンニュートラルを日本は目指しているのか。

将来のまちづくりを担う子どもたちには、様々な場所で教えていただきたい、ということをご提案いたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。

（6番 井上正宏君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

ただ今、井上議員の「一般質問」が終わりました。

本日の予定では、あと1名の方の一般質問がございます。続けてとも考えましたが、お昼休みに随分食い込みそうでございますので、少し長いとは思いますが、暫時休憩いたします。

再開を12時50分といたします。

（休憩 午前11時24分）

（再開 午後0時50分）

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号11番、福永善之議員。

（11番 福永善之君 登壇）

◎11番（福永善之君）

議席番号11番、福永善之です。通告書に従い、一般質問を行います。

先の4月の改選で、私、またこの場に議席をいただいたということになります。町民の皆さんから負託を受けて、投票所に足を運んでいただいて、私の名前を書い

ていただいたという責任ですね。責任に対して、議会の中で私がどのような立ち位置でこの4年間を執行部の皆さんと対峙していくかというところを、真剣に考えさせていただきました。で、私の立ち位置としては、言論の自由、表現の自由、これはもうすべてにおいて、私は認めるという立場です。そういう立場を、私自身肝に銘じて、今後の4年間を活動していきたいというふうに考えております。

では今回、3問質問をさせていただきます。

まず、消防団の在り方についてということです。今回、新しく議会の中に入られた議員さんもいらっしゃることで、少々かいつまんで、質問、説明をさせていただきます。

まず、この事案は、令和元年9月議会で一度質問をさせていただいております。内容的には、現役の消防団員の方から匿名で、私のメールのほうに通知が入ったということです。その方のメールの内容からすると、まず地元で生まれ育った方、その方のお父さんも消防団に入られてた方、ということで、その方もおのずと消防団の中に入っていったということです。その方は今、子育てをされてるんでしょう。小さなお子さんだと察しられます。その中で、消防団活動を行うに当たって、いろいろと時代と共に何ていうか、行事関係が前例踏襲みたいな感じで進んでいくことに対して、例えば子育てをしながら子育てができないで、すべて母親のほうに負担が行っているような状況で、消防団活動のほうに時間をとられるというようなことの疑義。社会的に今そういう状態でいいのかという疑義を、私のほうに投げかけられてきたということで、一度質問をさせていただいております。

では今回、さきの議会答弁の中で、消防団員に対する報酬に関しましては、今、分団長のほうに一括してお支払いになっているということで伺っております。先の議会答弁では、その運用方法を変える必然性は今のところ考えられないというふうな感じで答弁があったと思いますが、現在もその方針に変わりはないか、お答えください。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

詳細につきましては、担当のほうからお答えしますが。

まず、議員が以前からご質問の分に関して、今年の7月13日付で消防庁長官から支給方法について、団員個人に対し、活動記録等に基づいて市町村から直接支給すること、という通知が正式に出されております。それに基づいて様々な対応を行っておるところでございます。

詳細につきましては、担当のほうからお答えします。

◎議長（小池弘基君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

私のほうからお答えをさせていただきますが、議員おっしゃいますように、冒頭に消防団の方からご相談があったということを申されました。

消防団もいろいろな活動をしていく中で、やはり時代に合った消防団というのを、今後、やはり今現在、消防団の団長を頭として活動の内容とかそういうものを、各分団にお聞きしながら改革というのもやっていると途中でございますので、その件も含めてご理解していただきたいというふうに思っております。

質問の内容ですけれども、消防団の報酬等につきましては、平成20年に通知のとおり、その性格上、本人に直接支給されるべきのものであるということ踏まえて、先ほど町長も申しましたように、適正に処理することとしております。しかしながら、団員の了解のもとに各分団へ適正に現在、支給を行っているところでございますけれども、先般、去年の12月だったと思います。国の有識者による消防団員の処遇等に関する検討会の中間報告において、先ほど町長が申しましたとおり、支給方法については、団員個人に対し、活動記録等について、市町村から直接支給をされることというふうに報告があつて、それを受けて消防庁長官より、同様の内容で各市町村に4月13日付で同様の通知が発出されたところでございます。

町といたしましても、本通知の内容を受けまして、今年度内に消防団員の処遇改善等と併せまして、消防団との協議を行って、このことについて議論をして、まずは協議を図っていききたいというふうに思っております。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

続きまして、これは粕屋町だけではない全国的な消防団員の団員確保について。

難しいという感じで現実的な流れになってるかと思えます。粕屋町として、団員の確保は順調に進んでいるのか。もし、そうでないならば、どのような対策、計画をお持ちですか。

お答えください。

◎議長（小池弘基君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

団員の確保についてでございますけれども、現在、女性消防団という団員も設置いたしまして、その部分については、年々増加の道をたどっているところでござい

ますけれども、全体の団員数で見ますと、横ばい状態というのが現状維持というところで、増加には至ってないというところが現実的な数字でございます。

現在は、団員確保に関する具体的なこれといった具体的な方策っていうのは、お示しする報告することがございませんけれども、今後、団員を確保いたしまして、激甚化していく災害等に対して、消防団の一層の強化を図っていく必要がございます。

先ほど申しましたけれども、処遇改善、消防団の処遇改善等々併せまして、消防団とこの件についても議論し、十分な協議を図って、団員確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

昨日、子ども未来課長の答弁の中で、ニーズ調査という文言が出てきたですよ。今、総務部長のほうも、そのニーズ調査のことを団の内部で解決していこうということだったお話だと思います。それが当たり前だと思います。ただ、現実的になかなか今まで長い歴史の中で培った組織の中で、これは消防団だけじゃないと思うんです。いろいろな組織の中で発言をすることが、かなり勇気が要る。例えば、場の空気を読んで、みんなこう思ってたらなど。こういうことを言わないといけないだろうな、という空気を読んでなかなか自分がやっぱり発言できない。

例えば、冒頭に私が申しましたように、匿名のメールをいただいた、自分の名前は明かせない。ただ、自分としてはやはり時代の流れの中で、自分はやっぱりここは無駄だと思っている。ただ、面と向かってやっぱり発言できないとか、やっぱりそういう方、もうそこでそこは恐らく大方の方が思ってるのかなという感じ。私もそう思います。実際、私がそういう組織の中に入って、組織の今までの使われた歴史の中で、それを改革するようなことを発することに対するみんなの目っていうのは、やっぱりそれは確かに相当な度胸がないと言えないことだと思うんです。

山野部長のほう言われました、内部で改革していくと。ただ、そのやり方を例えば、まず、匿名性のあるニーズ調査を投げかけて、そこにいろいろ書いてもらおうと。書いてもらったやつを、出てそれをまとめたやつを、みんなで叩いていくとかそういうやり方のほうは、現実的に物事が今のニーズに合った組織の在り方になっていくのかなというふうなやり方と私は思うんですけど。そのやり方に関していかがでしょうか。ニーズ調査をやるということに対して、私は全然否定しないんですけど。

そのやり方が、どのようなふうを考えているのかというのを、お答えください。

◎議長（小池弘基君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

ありがとうございます。

やり方っていうのはいろいろあると思いますので、議員がおっしゃったようなやり方も一部だろうと思いますので、今後、そういうことも踏まえて、消防団との中でいろいろ協議をしていきたいというふうに思います。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

続きまして、清掃センターの解体工事についてということです。

この事案に関しましては、昨年末に契約の議案が出て、それはもう議決されておりますので、工事自体は進んでいます。その中で、疑義がちょっと、町民の皆さんからありましたので、改めて質問させていただきます。

まず、粕屋町は、建設工事に関する予定価格を事前公表してるというふうに、公表しております。今回の事案に関しましては、清掃センターの解体工事、これ8億7,340万円が、税込です。これが予定価格ですよというふうになっております。これ事前公表です。事後公表である最低制限価格を、7億8,6006万円というふうになっております。この工事に関しましては、指名競争入札を導入したというふうになっております。

まず一つ目、要綱が設置されております。今回の事案に関しましては、要綱の基準どおりに8つのジョイントベンチャーを、指名したということになっております。最終的には3つのジョイントベンチャーが辞退をして、5社による応札になったということになっておりますが、3つのジョイントベンチャーが辞退した理由は何なのか。

それから、8JV以外に、基準に適した業者いなかったのか、お答えください。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今のご質問に対しては、それぞれ入札の担当所管、そしてまた発注の所管のほうからお答え申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

最初の辞退した理由についてまずお答えしますが、その前に、8社のこともお尋

ねされてるようなので、少し触れながらお答えさせていただきます。

粕屋町建設工事等競争入札参加者指名基準要綱というのがございます。その基準に基づきまして、実施設計額が3億円以上の場合は、指名する業者の数でございませうけれども、共同企業体8社以上というふうに、この中で定めております。そういうことで、この中で定めているために構成員2社、これは代表となる構成員と、その下というか、その付随する構成員。その構成員2社で、共同企業体が結成できるように、合計16社を選定しております。また、この共同企業体の結成につきましては、自主結成ということにしております。

この6社の辞退した理由ということでございますけれども、3社が、入札に向けてJVの結成に至らなかったというところで、ほか3社は、技術者の配置が困難なためというところで辞退の理由になっております。また、8JV以外に基準に適した業者はなかったのかというふうなご質問でございますけれども、今回の解体工事につきましては、煙突をはじめ、特別管理廃棄物の処理処分及び特定有害物が基準値を超える土壌の掘削除去等が含まれております。そういうことを踏まえまして、総合した高度な技術が要求されるというところで、解体工事、それからとび・土工並びに土木一式工事の総合評点が上位の業者、ごみ焼却施設の解体実績のある業者の中から、16社を選定しております。

以上で、この選定の根拠という形で報告させていただきます。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

今の答弁で、8JV16社ありますよね。おそらく、ランクAとランクB以外という感じの組み合わせだと思うんですけど。今、自主結成というふうに言われましたが、通常の粕屋町の公共工事に関する発注というのは、そういうやり方をとられておるんでしょうか。

お答えください。

◎議長（小池弘基君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

今までも、ほかのところの工事、学校関係とか、その他の工事でも、8社と8社、例えばその中で、組み合わせをご自分方で決めてくださいという形で説明会をしております。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎ 1 1 番（福永善之君）

分かりました。

いろいろな廃棄物の許可等のお話もされましたが、16社以外には、粕屋町に登録している業者というのはなかったという認識でよろしいでしょうか。

お答えください。

◎議長（小池弘基君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

基本的には16社以上あった。

しかしながら、この中で8社以上という形で決めておりますけれども、この8社でとどめたという形で、要綱どおり指名したという形でご理解していただければいいかと。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎ 1 1 番（福永善之君）

それでは、続きまして、応札に参加したJVは、すべて予定価格の90%で応札をしております。

応札、最低制限価格率が90%ということです。5JVが、事後公表の最低制限価格で応札することに対し、粕屋町として、工事発注者として、どのようにとらえておりますか。

お答えください。

◎議長（小池弘基君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

この質問でございますけれども、お答えさせていただきます。

最低制限価格の設定につきましては、公共工事を施工する者が担い手を育成、あるいは確保するために必要となる適正な利潤を確保することや、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、また、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、公共工事の品質確保に支障を来す恐れがある、などのダンピング受注を防止するため、適正な最低制限価格を現在設定をしているところでございます。

そういう中で、令和2年度中の建設工事に係る最低制限価格の設定につきましては、平成29年3月14日付で、中央公共工事契約制度運用連絡協議会において定められました「工事請負契約に係る低入札価格調査基準 中央公共工事 契約制度運用連絡協議会モデル」、いわゆる29年4月の「中央公契連モデル」というものを採用

してありまして、これにつきましては、ホームページ等で公表しております。

情報を公開しておりますので、見られて、業者のほうで応札する金額辺りを決められて、応札した結果、皆さん5JVともこの最低制限価格の価格になったというところでは、町としてはお答えすることはできないと思います。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

今、山野部長のほうから答弁ありましたように、平成31年の3月の中央公契連モデル、これ確かにホームページのほうに公表されておりますね。

その中で、最低制限価格率、これを75%以上、それから92%以下っていうふうな範囲を決めてみたいのです。この最低制限価格率の算出を出すに至る過程の計算式が載ってるんですけど、ものすごく、例えば、直接工事費の97%、共通仮設費の90%、現場管理費の90%、一般管理費の55%を足したやつを、設計価格で割っていくという結構複雑な計算式の中で、5JVがそれぞれ最低制限価格の90%で出してきたということに対して、町としては、ちょっとやばいぞとか、そういう感じでは考えておられないということよろしいですか。

お答えください。

◎議長（小池弘基君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

まず、福永議員、今言われました中央公モデルの31年版の率を言われましたので、このとき29年なんですけれども、今、ホームページでは31年版に改正しておりますが、このときは、一番下が76%、一番上が90%という形で情報を流しておりました。これちょっと訂正させていただいております。

これで皆さんが、このJVが90%で応札してきたということについて、確かに、この中央モデルのこの表。表の中では、自分ところで設計金額を算出して、そのいろいろな率から算定するようにしておりますので、その結果、この最低制限価格に達したとしか町では、お答えすることができない。まあ、やばいというか、何かおかしいんじゃないかというふうな形で福永議員おっしゃいますけれども、この基準書を私どもは公開しております。

他町でも、どこもこの基準書というのは公開しておりますので、これに基づいて業者さんが適正に自分ところで設計した金額を全部はじいてやった結果としか、町としては言いようがありません。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎ 1 1 番（福永善之君）

では、ちょっと3番を通り越して、まず4番からちょっと入っていきましょかね。今、予定価格を事前公表ということでこれに関しましては、地方公共団体の判断に委ねられているということになっております。

総務省が、予定価格の事前公表に関するデメリットということじゃないですけど、不具合を、文面で通達が恐らくそれが出てると思います。各地方公共団体にです。その中で、基本的には、入札前には、予定価格の事前公表はしない。ただ、それは、それを禁止することではないので、これは先ほど申しましたように、地方自治体の判断にゆだねると。ただ、弊害が生じた場合に関しましては、各自治体で、やはり、事前公表をどうするかというところを考えてくれというような、通達を出しておるとは思います。

この通達に関しましては、町としては把握しておられるでしょうか。

お答えください。

◎議長（小池弘基君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

把握しております。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎ 1 1 番（福永善之君）

今回のこの入札に関して、町としては、最低制限価格は事後公表、90%ですよ。業者としては、複雑な計算式の中で、すべて90%の最低制限価格率で出してきたということに対して、第三者的に見て、これが通常あり得るのかという疑義が生じてくると思いますが。それでも、町としては、疑義はない。予定価格を事前公表することに対しては、別段問題ないという認識でとらえておられるでしょうか。

お答えください。

◎議長（小池弘基君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

それにつきまして、予定価格については、業者が工事受注のために、職員に対する不当な働きかけを防ぐための事前公表を実施しております。

これは、福岡県内においても、同様の理由で予定価格を事前に公表する自治体が、県を初めとして、福岡市、北九州市等、多数を占めている状況でございます。県内

60市町村ありますけど、県を含めて61ですね。その中で48市町村が、事前公表を行っております。78%ぐらいになります。そういうことで、私も福岡市のほうの受注とか、制限で、もう何社も一緒の価格になって、くじ引き。そういうのが多いというのは聞いております。そういうことで、議員さんのほうから、皆さんから、見直してはどうかというような意見も、以前からございます。

不当な働きかけを防止する別の対策等も含めて、周辺自治体の動向なども見ながら、今後、継続的にどういうふうにするかという検討を図っていくように、思っているところでございます。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

今、副町長が答弁された中のメリットの部分ですね。

今、職員への不当な働きかけをなくすための事前公表制だよと。これも、総務省が出してるやつの中にメリットとして確かに書いてありますね。で、デメリットとして、これはもう誰でも予想できる談合が可能になるよと、やりやすくなるよということと、能力がない積算能力、積算する能力がない業者が簡単に応札して、入札じゃなくて応札して落札する可能性を否定できないと。そういうデメリットも確かにありますので、今回の事案を、これは一つの疑義が町民の皆さんから上がったということであるので、それは続くようであれば、やはり町として、また別の角度から対応を考えていただきたいというふうに考えております。

では、戻りまして三つ目です。町が指名した業者、今回8JVの中で3JVが辞退したということです。入札前に指名を辞退し、落札した業者の下請けで工事を請け負うことに対して、町としてはどのようにとらえておるか、

お答えください。

◎議長（小池弘基君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

建設工事の下請けにつきましては、建設業法のほうで、一括下請等は禁止されておりますが、同一の工事に係る入札に参加した者同士、いわゆる相指名業者での下請負については、望ましくない下請負関係との考え方もございますが、明確な禁止の定めではありません。

ほかの自治体の例も見てみましたが、相指名業者への下請発注は原則認めないとしているものの、今回のように入札を辞退したものについては、除外というような取り扱いを定めておるところもございます。議員がご質問されました、今回除外と

判断された入札辞退した業者。こちらについて、辞退理由ですが、自社で請負えないといったものではなくて、JV を構成できなかったことによるものでございます。下請けに入ることに問題はないと。そういった理由での構成できなかった参加できなかったということですので、下請けに入ることに問題はないというふうに考えております。また、今回、解体工事においては、アスベスト除去、ダイオキシン類の処理・処分、汚染土壌の掘削除去など、専門性の高い工事になり、全国規模で焼却炉施設解体の工事実績があり、直近の福岡市で行われました焼却炉施設解体工事の実績もありますので、下請けに入られたというふうに確認をしております。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

今の説明で、私は分かりました。

ただ、発注者として、情報発信がやっぱり抜けてるのかなというところを感じます。今のように、例えばJVを辞退した業者が、JVの構成ができなかったよと。そのために辞退に至ったんだよと。そういうところ、私たちは議員として議会人として、皆さんのほうから入札参加資格、入札の実際のもろもろの情報が書いたやつをもらえますよね。そこには、業者の固有名詞とか、予定価格とか最低制限価格とか落札額とか、出てきますよね。その中に例えば、何でこの三つの業者が辞退したのかというところを、やはり同業者というのはそういうところをやっぱり知りたいたところではあると思うんですよ。なぜとかですね。私も実際に見て、何で辞退したの。何で辞退したところが落札業者の下請けに入ったのと、それやっぱり疑義が出てきますので、今みたいな情報を、やはり書けないものかなという感じですね。

思っていますが、いかがでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

入札、指名の辞退というのは、様々な理由がございます。

今のJVでの結成ができなかったという理由が、今回のことですが。例えば、現場代理人がいないとか、その会社の特殊事情、例えば従業員がそんなに少ないのってというようなことも、いろいろな理由を列記すれば考えられます。

その業者さんの、なんていんでしょうか、その名誉に関わることもあろうかと思えます。

これは一概にそれはできないということじゃございませんが、今後、検討させていただきたいと思えます。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎ 1 1 番（福永善之君）

恐らくこういう町の情報を入手する場合は、私たちもそうなんですけど、情報開示請求をしないといけないという、そういうちょっとややこしい。

例えば、一般町民の皆さんが情報開示請求するためには、役場に来ないといけない。役場で紙に書いて提出して、結果が出るまで待つとかならないといけない。そういう手間暇のかかる、時間的ロス等が出てくると思うんです。そういうところをやっぱり住民サービスという観点から、前もってその疑義が生じるような案件に関しましては、自分たちから進んで情報を出していくと。わざわざ情報開示しなくても、出していくと。

そういうやり方というか、を進言しておきます。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。換気したいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、35分に再開いたします。

（休憩 午後 1 時26分）

（再開 午後 1 時35分）

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。福永議員。

◎ 1 1 番（福永善之君）

議長ちょっとお願いがあります、発言の訂正です。

消防団のところで、私、ニーズ調査でアンケート調査のところ、匿名性のないアンケート調査というふうに発言しましたが、匿名性のあるアンケート調査ということで、発言の訂正をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

はい。

◎ 1 1 番（福永善之君）

では、最後にこれは区費・組合費についてということで質問させていただきます。

まず、昨年3月、日本では、実際体感できたのが、小、中、高校。粕屋町でいうと、小・中学校の町立の小・中学校の一斉休校が、政府の発令ですかね、で、そういう至ったと。そのときに町民の皆さんも、これはただ事ではないぞというふうに感じられたのかなというふうに考えてます。

私自身は、3月の2日ですかね、に、そういう一斉休校まで至ったということで、これ、大変なことだなというふうに感じた次第です。で、その中で、各行政区・各

組合が年間の計画で予定していた行事も、中止や延期が余儀なくされ、これは、今現在も現在進行形で進んでいるということです。で、行政区や組合の運営費に関しましては、これは区民。世帯ごとに、恐らくどこの24の行政区でも同じように区費・組合費として徴収して、行政の運営が恐らく成り立ってるのかなというふうに感じてます。

まず、質問です。町は、行政区の運営には関与していないということで、区費・組合費についても把握せず、という立場でよろしいのか、お答えください。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

この項目についてお答えをする前に、まず今回のコロナの関係では、各行政区の役員の皆さま、非常にご苦勞をおかけしております。

その都度、総務課のほう窓口となってご相談にも応じておりますが、区の行事運営、いろいろその会議も含めて、本当にご苦勞されております。非常事態宣言の最中、やっていいものかどうか。会議そのものも、やっていいものかどうかと。ましてや、その計画されておりました各種事業について、これは中止を決断されるには相当の協議をされ、最終的には行政区長さんが非常に大きな決断をされたりっていうのもお聞きしております。その中で、できる限りの区のこういった列挙されてます防犯灯とかというのを、できる限りの事業をされたということに対して、本当に敬意を表したいと思います。

詳細につきまして、各担当のほうからお答え申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

区費・組合費のほうを把握しているかというご質問でございます。

総務課のほうで、行政区の区長様を集めました会議を定期的開催をしております。そういった中で各区、やはりいろいろ悩まれておまして、区費・組合費等の金額ですとか、あるいは徴収の仕方とか、そういったところをよそはどうされてるだろうかというような形で、意見交換なんかをされたりすることがございます。

そういうレベルで、横でお話を伺ってるというところでの把握はしております部分もございますけれども、基本的に、金額を幾らにするとか、どういうふうを集めてくださいとかいうことに関して、町から指示をする訳でもございませんし、そういった意味では、把握はしていないという言い方のほうが正しいかなと思います。

◎議長（小池弘基君）

いいですか、ほかは。

福永議員。

◎ 11 番（福永善之君）

はい、分かりました。行政、自治体としては区費・組合費が幾らかというのはいま把握しないと。運営に関しても関与しないという、そういう立ち位置でよろしいですね。

では、続きまして行政区の決算、毎年ありますよね。4月に総会という感じで決算の承認とか、次年度の事業計画とか、次年度の予算とか、そういうところを総会でやっていくと思いますが。もし仮に、次年度に繰越金が発生した場合、町としては、先ほど関与してないということなので、基本的にはもう関与しないということになります。

ただし、私が、例規集の中から拾い出した中で、行政区に関連する町からの補助金、補助金が出てくるやつがこれぐらいあるのかなということを一覧をさせていただきました。これは、すべてに答える必要はございません。代表的に、ちょっと答えていただきたいやつを答えていただくという感じで、お願いします。

一番、行政区の中でも要望が多いだろうと思われる、①の防犯灯の設置に関する補助金に関して、答弁をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

町からは、行政区に関して、各種補助金を行っております。

ここに四つほど議員書いていただいておりますけれども、これは基本的に原則として行政区が実施した後、その事業に対して、ある一定のパーセントで補助をしております。議員おっしゃいますこの防犯灯につきましては、設置した金額の95%を、うちのほう、協働のまちづくり課から補助をしておりますので。

以上でよろしいですか。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎ 11 番（福永善之君）

確かに要綱の中に、行政区が支払いになった額の95%を目処に、やると。

要は、町としては、行政区の運営には関与してませんよと、そういう立ち位置ですよ。ただ、行政区としては、繰越金が発生しましたと。その繰越金は、その行政区のもろもろの運営費の中に含まれていきますよね。ということは行政区の、何ていうか、手持ち資金が、かなり楽になったというかですね。かなり使い道の幅が

広がりましてよ、という感じに受け取れることもできると思うんですよ。その中で、行政区は、繰越金出ました。で、防犯灯の買い換えもして、これだけ町に補助金を求めますということの、町として、いや、ちょっと待てよと。これだけ行政区の運営として、繰越金も貯金もあるじゃないかと。貯金があるのであれば、95%というのはいかがなものかと。そういうところの考えはできないのですか。

お答えください。

◎議長（小池弘基君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

確かに行政区の決算の中では、一定の繰越金が発生する場合はあるとは思いますが。しかしながら、この繰越金と、今現在、例えばその防犯灯を設置していただいて20万かかりましたと。そのうち95%を私どもの要綱の中で、補助しますよという取り決めをしておりますので。その部分は、やはり切り離して考えないといけないというふうに私は感じております。

行政区は、いろいろな活動をした中で、節約したりとか、いろいろな感じで、たまたま繰越金が出たということも考えられますので、全くこの補助金が95%を削減するとか、例えばそういう形でお考えになっているかなと思いますけども。

そういうところは、全く切り離して考えるべきではないかなというふうに思います。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

はい、分かりました。先ほど、総務課長のほうから、区の役員さんが集まった会議の中で、役員さん同士の区同士のいろいろな、例えば区費いくらぐらい取ってるのとか、そういう話が小耳に挟めるような、会話はありますということであったと思いますが。

例えば、今回のコロナウイルスにより、計画した行事等ができなかったということは、イコール、何らかの活動資金が支出されなかったということも出てきていると思うんですよ。その中で、その会議の中で、例えば、そういう余剰金の取り扱いをどうしようとか。そういう相談事というのは、なかったんでしょうか。

お答えください。

◎議長（小池弘基君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

決算後、そうですね、ちょっとコロナの緊急事態宣言の関係で、最後に会議を開いたのが確か4月だと思いますので、決算のお話自体が、今現在出ておりませんし、過去にも、繰越し余剰になった金額をどうしようかというようなお話があったことは、ちょっと私が総務課に来て以降は記憶にございません。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

これは、これもなかなかそういう意見を持つてるなら、おまえが総会に出て発言すればいいじゃないかとか。そういう、恐らくそういう感じでも受け取られることと思います。

ただ、これは、複数の町民の方からこれ聞きました、私も実際に。で、一つ事例を挙げますね。これは、全国の地方自治体の中では、例えば島根県にある津和野町とかあるんですけど、もう自治会費が、新型コロナウイルスの関係で行事ができませんよということで、もう行事で支出するであろうという費用が繰越しになりますと。いう感じで繰越した額を、現金というか商品券で、地元で金を落とす商品券で配っていくというやり方をされてるところもあるんですよ。そういうところの事例もあるんですけど、私が町民の方々から聞いた中では、確かに行事がもうできなくなったということで、繰越金が出るとというのは恐らく当たり前と思うんですよ。その中で、自分としてはもうそう思ってるんですけど、その総会の中でそれを発言する勇気がないとか、そういう方がいらっしゃるんですよ。だから、なかなか繰越金に対することに対して還元するとか、そういう発想までが及ばないというのが現実的にあるのかなという感じで考えてます。

町として、繰越金が出るということに対して、例えば、今回のやつは恐らくもう、いずれの期間で終息するでしょう、コロナウイルスは。ただ、繰越金がかこれだけ出てることに対して、各区に判断をお任せするということは、恐らくかなり区としての難しいんじゃないかなと。町として、ある程度の方向性を指し示してやったほうが、区としても動きやすいんじゃないかなというふうに私は思います。その方向性というのは、余剰金が発生した場合は、何らかの手法でちょっと還元していきましようというか。そういう方向性がもし出れば、区の役についている方たちも、恐らく何らかの手法で対応できるのかなと。

自発的に恐らくそういうやり方をするのは、なかなか難しいんじゃないかなというふうに私は考えておりますが、いかがお考えでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

様々な区長さん、また若しくは、その役員の皆さん方々からのご相談の中にあるんですが、特にコロナの関係での行事をどうしたらいいかというようなご相談は、非常に多くなりました。

ただ、その中にあっても、それぞれのコミュニティーといきましょうか、自治組織、行政区、自主運営をされてあります。区費・組合費あたりを徴収されて、その運営はあたられてますが、それをどうしたらいいかっていうご相談は、今まであっておりません。総務課長が答えましたように、今後、そういった相談があれば、いろいろ協議をする必要がありますが、今、ことさら何もないのにこうしなさいよとか、こういうふうな指針を示すことは、自治組織に対する行政のちょっと強制的な介入につながりかねないということで、今現在は、その様子を見ている状態ということでご理解をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

今の町長の答弁で、話がないのにというのは、誠にそうですね。ただ、話があった場合は、そのときに考えていくというところだったと思いますが、よろしいですか。

続きまして、最後。これはですね、これは、ちょっと私は、もう今の時代にはやってほしいな。これは、役場も含めてやってほしいなというところで、今回いい機会だなと思って、提案をさせていただきたいという案件です。

自治会にしる、すべての役場に関連のある組織団体。補助金をもらってるところに関しましては、3月に締めて、4月で決算報告等をやっていくと思うんですけど。今まで、恐らく紙ベースでやってるのが実情と考えてます。今、この時代、紙ベースで、例えば自治会の総会資料にしる、確かに紙じゃないと対応できない方もいらっしゃると思いますので、それそういう方に関しては今までどおり。ただ、利便性を追求して、使えるものはすべて使っていくぞという、そういう流れです。

例えば今、スマートフォンを使ったSNSで、もう情報が瞬時にもう飛んできますので、人を動かさずに、そういう決算・予算資料を投げていく。その中で、総会であがった議案の決をとっていかとか。そういうやり方のほうが、より区民・組合員の意見が反映されてるのかなど。恐らく、ほとんどの若い人たちとか、よそから移り住んできた人たちとか、総会資料そのものを見ていない。総会の議決、どういうやつがあるのかということも分かっていないという方がほとんどだと思うんですよ。

ただ、それでは区の自治としては、やはり今後まずいんじゃないかなど。やはり

知った上で、一応情報は流していく。その情報に対して、答える、答えないは、本人の判断。ただ、情報開示をやっていくという、そういう姿勢を示していくというやり方をやったらいかがかなというふうに、私はちょっと提案を投げかけている質問ではあるんですけど。

この自治会の総会資料に関して、いかがでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今回のコロナ禍にあって、その非接触型の要するに交流手段といたしますか、コミュニケーション手段として、オンラインによる通信、あるいはその会議等が非常に叫ばれ、これが、どうも今のコロナ禍が、コロナによるその変革をもたらした、というふうに私も理解しています。

以前から、行政のDX化、デジタル化というのを国のほうからも叫ばれていますし、私自身もその行政の中で、デジタル化を積極的に進めるという気持ちが非常に多ございます。ただ、これはあくまで、その構成員の総意に基づいたものだろうと思います。行政のデジタル化というのは、ここに議員さんを目の前にして言うのものはばかられますが、議員さん全体の総意があれば、例えば議案書のデジタル化も可能だろうと思いますし。我々行政のほうは、幹部のほうで話し合っただけで、その方向性に突き進むことができます。

ただ、この各行政区、自治区の中で、総意がないのにどんどんやってくださいよというのは、側面、反面的には取り残された方々、全くその家にパソコンもない、インターネットのツールもないような方々を置き去りにしてしまう。我々はどうなるんだと。逆に、そういった方々が紙ベースで残したとしても、紙ベースのものがあることについて、差別といたしまししょうか、そこまで言うのはちょっとはばかられますが、みんなデジタル化すべきじゃないかというようなこともやはり議論されて、ここは総意に基づいた格好で結論を導くべきだろうと思います。

従いまして、行政的にこれを指し示すことは、今の段階では、ちょっとはばかられるかなと思います。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

そうですね。役場組織としては、できることはできると、やっていくということの気持ちがあるということだったと思いますが。

これは、今回の区費・組合費については、かなり地元というか、小さな自治体が

あるがゆえに、やはり、もう誰でも近所で知ってるよというところの中の濃ゆい人間関係のある中で、これは消防団の組織とも関連性というのはいないんですけど、ただ、そういう地域のコミュニティーがものすごく小さいところは、もうそういう誰でも知ってるというところで、なかなかそういう小さなコミュニティーの中で、今までと違った意見を発することに対する、やはり拒否感というか。かなり勇気が要ることだと思います。

ただ今回、私はこれを公にちょっと一回取り上げさせていただきました。それによって、いろいろな議会の中にもこういう考えを持つ人間がおるんだということ、これを突破口として、今までこうだったからこうあるべきということではなくて、今までこうあったけど、やはり時代の流れとしては、今、町長も答弁されましたように、このコロナという外圧を利用して、やはり変えるべきところは変えていくという、そういう流れを町の中で作っていければいいなという感じで、今回この質問を入れさせていただきました。

これで私の一般質問終わります。

(11番 福永善之君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

これにて、予定しておりました本日の「一般質問」を終結いたします。

議会運営委員会における協議結果によりまして、本日は3名をもって終了いたします。明日9日水曜日にも3名の一般質問を実施いたします。

なお現在、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、福岡県に緊急事態宣言が発出されておりますので、密を防ぐ観点から、粕屋町議会では、6月定例会におきましては、傍聴自粛をお願いしております。よって、傍聴希望者におかれましては、明日も引き続き、インターネット中継を視聴いただきますよう御案内申し上げます。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

(散会 午後1時58分)

令和3年第2回（6月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

令和3年6月9日（水）

令和3年第2回粕屋町議会定例会会議録（第4号）

令和3年6月9日（水）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

8番 議席番号 1番 古 家 昌 和 議員
9番 議席番号 15番 安 藤 和 寿 議員
10番 議席番号 14番 山 脇 秀 隆 議員

2. 出席議員（16名）

1番 古 家 昌 和	9番 川 口 晃
2番 田 代 勘	10番 田 川 正 治
3番 杉 野 公 彦	11番 福 永 善 之
4番 宮 崎 広 子	12番 久 我 純 治
5番 末 若 憲 治	13番 本 田 芳 枝
6番 井 上 正 宏	14番 山 脇 秀 隆
7番 案 浦 兼 敏	15番 安 藤 和 寿
8番 鞭 馬 直 澄	16番 小 池 弘 基

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古 賀 博 文 議会事務局主幹 山 田 成 悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（13名）

町 長 箱 田 彰	副 町 長 吉 武 信 一
教 育 長 西 村 久 朝	総 務 部 長 山 野 勝 寛
都市政策部長 山 本 浩	住 民 福 祉 部 長 中 小 原 浩 臣

（兼新型コロナウイルスワクチン接種事業事務室）

総務課長	堺 哲 弘	協働のまちづくり課長	豊 福 健 司
都市計画課長	田 代 久 嗣	道路環境整備課長	安 松 茂 久
介護福祉課長	石 川 弘 一	健康づくり課長	古 賀 みづほ
		(兼新型コロナウイルスワクチン接種事業事務室)	
学校教育課長	早 川 良 一	社会教育課長	新 宅 信 久

(開議 午前9時30分)

◎議長（小池弘基君）

改めまして、おはようございます。

本日は、6月定例会最後の「一般質問」でございます。3名の方が予定されておりますけど、通告書に従いまして、簡単明瞭にお願いしたいと思いますけど、今日の西日本新聞をちょっと見ておりましたら、粕屋町大川小学校の運動会の記事が掲載されておりましたので、少しご紹介したいと思います。今月2日に運動会や体育会が一斉に開かれた粕屋町では、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言を受け、全6小・中学校と保護者の見学が見送られたその中で、同町戸原東の大川小学校では、保護者の応援メッセージをグラウンドわきのフェンスに掲示した。大川小PTAが学校に提案、保護者は、縦16cm・横20cmの不織布に人気漫画のイラストなどと共に、「小学校、最後の運動会楽しんでね。」、「見に行けなくて残念だけど応援してるよ。」、「コロナでいろんなことを我慢しながら頑張ってるね。」などと記していた。同小の運動会は、2・3・5年生が前半の部、1・4・6年が後半の部に出場と。異なる部の演技や、表現運動は教室でライブ中継を見て応援した。騎馬戦や綱引きなど、接触がある競技は取りやめたといったような記事が載っておりますのでご紹介いたします。

なお、新型コロナウイルス感染に伴い、緊急事態宣言発出中のため、密を防ぐ観点から、本定例会の一般質問における町執行部の出席要請は、答弁予定者など最小限としておりますことをご了承願います。

ただ今の出席人数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から、本日の会議を開きます。

◎議長（小池弘基君）

ただ今から、「一般質問」を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、更に文書通告の趣旨にのっとり、簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを議事進行上、強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるように、声に出して挙手されますよう、併せてお願いいたします。

それでは、通告順に質問を許します。

議席番号1番、古家昌和議員。

(許可のない発言あり)

◎議長（小池弘基君）

一番最、あ、起立でございます。一番最初に行っておりますけど。はいブザーと

ともに、はいそれは。何か勘違いされたかなと思いますけど。

それでは、一般質問を続けたいと思いますので、古家議員、お願いいたします。
古家議員。

(1番 古家昌和君 登壇)

◎1番(古家昌和君)

改めて、おはようございます。

議席番号1番、古家昌和でございます。まずは、この度、コロナワクチン接種にあたり、町長を始め、担当行政所管、医療従事者及びその関係者の方々に、最大限のご尽力をいただいておりますことに対し、心より感謝申し上げます。また、現在もコロナウイルスに苦しんでおられる町民の皆さまへの心よりのお見舞いを申し上げますと共に、一刻も早い回復と、日常生活を取り戻されることを心より祈るばかりでございます。

さて、改選後初の定例会ということで、私にとって、本日が初めての一般質問になります。余談ではありますが、今朝のテレビでの私の星占いの運勢を見てまいりました。10月生まれの天秤座でございます。「チャレンジ精神を持って、向き合うことが大切です。不安はあるでしょうが、今日のあなたなら上手に対応することができます。自分の成長を実感する一日となるでしょう。」となっております。今日の私にとってもふさわしい内容でした。ちなみにラッキーアイテムは、デオドラントパウダーとなっておりますので、恐らくここで、冷や汗まみれになることを予感するラッキーアイテムでございました。しっかりと体の至るところにデオドラントパウダー、まぶしてまいりましたので、今日しっかり頑張っていきたいと思えます。本日に向け、しっかり予習はしてきたつもりではございますが、小学校のPTAの会長挨拶以来、極度に緊張しております。大変不慣れでございますが、皆さま、少々温かい心で受け止めていただければと思います。

それでは、通告書に従い質問を始めてまいります。

4月の選挙中、私、今は時代が潮目というキャッチフレーズを連呼しながら、選挙活動を行ってまいりました。その時々で、潮目となっている事案について、ここで一般質問をこれからも行ってまいりたいと考えております。今の潮目は何といたっても、ワクチン接種のことだと思います。しかし、この話題については、先輩議員がたくさん質問をされておりましたので、あえて今回は、その潮目の裏で、今現在表面化してきた事案について、少し違った角度で一つの大枠、三つの質問をさせていただきたいと思っております。

では、最初の質問です。粕屋町文化芸術推進基本計画についてです。

この質問するに当たり、先日私、九州国立博物館の、文化に触れてまいりました。

その中で、いろんなことを感じてまいりました。文化というのは、すごく人間にとって大事なものだなと思ひながら、慣れない博物館の中を1時間余り見てまいりました。文化芸術について、質問させていただきます。

平成29年6月に文化芸術振興基本法が改正され、文化芸術基本法が公布、施行されました。それに伴い、本町では、令和2年3月に粕屋町文化芸術推進基本計画が策定されています。その中で、「期間を令和11年までの10年間計画（5年間で見直し）で、中長期的な方針を明記し…」という記述があります。現在、コロナ禍において、粕屋町の文化協会、各団体の活動が停滞していることは、誰もが御存じのとおりだと思います。しかしながら、文化芸術は人を豊かにします。

昨今、多発する自然災害や緊急事態宣言下においても、文化芸術の役割は重要視され、多くの人々の心を救っています。この件については、令和元年12月、令和2年9月定例会において、山脇議員も質問をされておられますが、社会状況が急変しております。ここで、改めてお尋ねいたします。小さな質問三つをまとめて質問させていただきます。

- 1、現在のこの計画の進捗状況と、10年計画の具体的な予定をお聞かせください。
- 2、現在の粕屋町文化協会の会員数と団体数併せて協会内の課題等ございましたらお聞かせください。
- 3、粕屋町文化芸術協会の団体内のデジタルやメディア関連の芸術に関する団体数と会員数について、お尋ねいたします。

教育長お願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

まず、古家議員におかれましては、これまで社会教育委員長として、また長く、社会教育委員としてもご尽力いただいたことに感謝を申し上げたいと思います。

ただ今ご質問で取上げていただいております、粕屋町文化芸術推進基本計画につきましては、今おっしゃられましたとおり昨年の3月に策定いたしまして、本来でしたら、昨年の4月から実施をする、10年間の実施をする予定でございましたが、こういったコロナという状況でございまして、感染防止、または感染拡大防止ということで、昨年はほとんどできてない状態でございます。

ただ、推進計画、これの中身について、なかなか町民の方に紹介する機会はありませんでしたので、今回取上げていただいて、またこういった場で、きちっと説明をさせていただくこと、こういった場をいただいたことにも改めて感謝を申し上げます。本当に巣ごもり状態、若しくはなかなか人の動きを止めないと

いけない状態。しかし、文化芸術というのはやはり人が集まって、共に共感をするという、そういった共通の目的もごございますので、なかなかその目的が達成できてない部分がございます。

そんな中で、社会教育課として本当に苦勞をかけておるんですが、第一線で今、音頭を、リーダーシップを発揮していただいております社会教育課長のほうから、今、三つの質問について、ちょっと順番は前後するかもしれませんが、回答させていただきたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

お答えをさせていただきます。

まず、今教育長も申したように現状の把握という観点から、2番、3番を先にお答えをさせていただきます。

2番目の文化協会の会員数と団体数、併せて協会内の問題点についてということで、令和3年度の文化協会の団体数は49団体、一般会員が323名、子ども会員101名となっております。

この質問が出て、会長ともお話をさせていただきましたが、現在の問題点につきましては、役員のなり手がおらず人材確保が難しい点。それと、事務員さんと運営資金の面で苦勞されている点。会員自体が高齢化してきている点。またこういうコロナ禍にあって、活動自体ができておらず、年間の発表会なども、なかなか見通しが立てづらい点で、高齢者の方で活動を休止されてる方がおられる点ということをお伺いしております。現在活動上の問題として、会員数がやや減っておられるということで、やっぱりアピールする場がないという形で、今会員が減少しているという現状をお伺いしております。

3番目の、デジタルやメディア関連の芸術に関する団体数と会員数について、ということではありますが、計画の中で位置づけておりますメディア芸術とは、文化芸術基本法第9条に明記をされております。その中で映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術の振興を図るために、製作、上映、展示等への支援、芸術祭の開催等の施策を講じているものを総称して、メディア芸術というふうに、大きなくくりがございます。その観点から言えば、今文化協会の団体内には、メディア芸術と直接結びつくような団体は、今のところございません。

それで1番に戻りますけれども、現在の進捗状況と10年計画の具体的な予定についてということで、先ほど教育長も申したんですが、なかなか昨年からコロナの状

況で、私どもも施設の利用閉館等を行っております関係上、なかなか思うに任せない部分がございます。一刻も早い終息によって、心おきなく活動できる平穏な日々が来ることを願っております。

文化の推進が短期間ではできないという観点から、この推進基本計画、「ふれあい 育み 支え合う 文化芸術のまち かすや」ということで、10年間の計画期間を定めております。中に六つの柱を列記しておるんですが、その中で現在の進捗状況では、去年はコロナ禍でもあったんですが、文化祭が不特定多数を招かなければならないということで、ちょっとそれは難しいという観点から、去年は代替事業として芸術祭、展示部門のみを開催をいたしております。それと糟屋地区の美術展。文化芸術応援プロジェクトということで、3月に実施をいたしております。今年度は、特に子どもたちが昨年夏休みがなかった関係もございまして、夏休み期間中に、今年は子どもたち向けに、サンレイク、こども館、フォーラムで、合同企画事業として、「かすやこども文化芸術ウィーク2021」と題して、例えば花火づくり体験、星空教室、お話し会ステージ発表、展示部門で未就学児から一応18歳、まあ高校生あたりまでの方々を対象にした文化芸術を開催する予定にしております。そのほかにも、今文化協会のほうとお話ししてできる分野では、感染予防対策を実施しながら実施していこうということで、会長さんとお話をさせていただいております。

今後の展望なんですけど、10年間の展望としては、先ほど文化協会の中でもお答えをさせていただきましたけれども、やっぱり将来の人口増加とか市制を見据える中で、やっぱり今糟屋地区の中でも、文化協会自体がNPO法人化をしている協会もございまして。それで、やっぱりNPOの法人化とか財団法人、これは社団法人なのか、公益財団法人なのか、手法はいろいろあるかと思っておりますけれども、そういった文化振興財団みたいな、核となる団体を創出していくべきであろうというふうに考えております。

やっぱり文化振興を図る中では、行政や地域、企業が財政的な面でも、相互に協力し合いながら文化を担っていく。人材の育成とかこれは前回、山脇議員が企業を誘致してはどうかということ、この場で発言がございましたけれども、私も、やっぱりそういった企業の誘致とか、そういったもので、地域ブランドとか、そういったものの創出が期待できるということで、今後は10年間の中で、そういったものに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

古家議員。

◎1番（古家昌和君）

活動が制限される中でも、できることをこつこつとやっていってあるということ、すごく今実感いたしました。

私も長い期間10年間、社会教育委員として、粕屋町の社会教育に携わらせていただいていたので、是非、この粕屋町の文化、そして新しいメディア文化。デジタル文化、こういったものを、また粕屋町のよさこいのような伝統的な文化として発信していけるような町に、是非なっていければなど。私もその一端を担えればなど思っておりますので、引き続き、よろしく願いいたします。

今のご答弁の中で、次の質問にもちょっと繋がる場所があるかと思っておりますので、二つ目の質問をさせていただきます。

令和2年11月に、NPO法人さいたま市民ネットワークが、スポーツ・福祉・ICT政策として、シルバーeスポーツを、国会とさいたま市に、コロナ禍の新しい振興政策として全国的に認知されるよう要望を提出、その後、日本各地の新聞やインターネットやテレビ、各種メディアで紹介され始めています。

コロナワクチン接種の予約で顕著に表面化している、高齢者のデジタル端末の利用の低迷は、今後のマイナンバーカードの申請を始め、各種デジタル申請にも困難をもたらすことが予想されます。高齢者でも、まずはデジタルに興味を持っていただき、遊び感覚でデジタル端末になじみを持っていただき、文化芸術活動などを通じ、デジタル化の浸透を促していくことも必要かと思われまます。そのような状況を踏まえ、お尋ねいたします。

粕屋町文化芸術推進基本計画の文化芸術の範囲の中に、メディア芸術とありますが、本町での具体的な取組みの予定、または実績についてお尋ねいたしますという質問、先ほどもご答弁の中にもあったかと思っておりますが、よろしければ、再度その内容についてご答弁いただけたらと思っております。

お願いします。

◎議長（小池弘基君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

先ほどご説明申し上げたように、計画の中で位置づけるメディア芸術では、現在はコロナ禍で実施ができておりませんが、サンレイクでの上映会でありますとか、図書館の上映会、こういうものが該当するというふうに考えられます。

今後、サンレイクの自主事業として、例えばイラストレーターとかアニメ作製などに関わる方の講演会や、可能かどうか分かりませんが、例えばその体験教室あたりも今検討をしている状況です。将来的に、例えばお子さん方が職業選択の一つに結びつくような企画ができないかなというふうに今のところ考えております。

それで先日、西日本新聞の中でメディア芸術の分野の中で、今、紙芝居というのが、どうも、やっぱり上映するのと一緒にメディア芸術の中に含まれてくるという趣旨の文面がございました。そういう中では、今、図書館でおはなし会と申しますか、やられてる中で、布絵本を用いたお話会をやられてる団体がございますので、そういったものも今、メディア芸術の中に含まれるのかなということでは感じております。

それともう一つは、議員ご指摘のさいたま市民ネットワークのシルバーeスポーツのほうです。今、デジタルのお話をされましたけども、やっぱり、これ全く新しい高齢者の福祉政策として、私も初めて知見を得まして、こういったことをされてるのかなということで、今、サンレイクのほうでも、やっぱ高齢者向けにパソコンの基礎講座とか、ワード・エクセル講座には、大変人気があつて、そういう講座を開いておりますので、例えば、議員ご紹介のシルバーeスポーツ、こういった分野で取組みが可能なのかなとは思いますが、うちのほうでそういった分野も、ちょっとマルチメディアルームを備えておりますので、今後、研究調査していきたいというふうに考えてます。

◎議長（小池弘基君）

古家議員。

◎1番（古家昌和君）

シルバーeスポーツのことについてお調べいただき、本当ありがとうございます。

私もこのニュース聞いたときに、やはり今の若い子たち、小学生・中学生、私たちも含めて、一番最初にメディアに触れ始めたのは、恐らく遊びからだっただろうと思います。

私たちは、身の回りに小さな頃からデジタル機器があつた時代で育ってますが、やはり高齢者の方というのは、なかなかそういう機会がなかったと思いますので、これを機会に、遊びの中からデジタル端末慣れていただくというような活動が、今後、広がっていくといいなという思いで質問させていただきました。ちょうど6月2日のニュースでちょっとあつてたんですが、ちょっとお話しさせていただきます。恐らく皆さまも聞かれてあると思います。

中学生がワクチン予約のお手伝い、ワクチン予約ができない、そんな高齢者をお手伝いすべく、太宰府市の中学校でユニークな事業が行われましたというニュースでした。恐らく皆さんも聞かれてあると思います。そのニュースの中で、子どもたちのコメントの中に、高齢者には難しいデジタル端末で予約は難しいかもしれないけど、日ごろから端末に触れている僕たちなら簡単にできました。自分のおじいちゃんやおばあちゃんの役に立ちたい。これくらいのことなら私にもできる。近所の

高齢者の役に立ちたいというような中学生のコメントが、テレビで放映されておりました。これはすぐに実行できる共助と公助、更に中学生自身の自己肯定感の向上にもつながる活動だ、と私はこのとき実感いたしました。テレビの前で本当、これはすばらしい取り組みだなと思いながら、そのニュースを見ておりました。

コロナが生み出したいろんな新しい触れ合い。こういったものを、マイナスにとらえるんじゃなく、前向きにとらえていけるような活動につながっていけばいいなというふうに思っております。そのなかでのお話の中で、また次にもちょっとつながるお話なんですけど、三つ目の質問をさせていただきます。

本町において、令和3年3月31日付、「小学生のための粕屋町の歴史〔令和版〕」、恐らく、皆さんのお手元にもあると思います。この本、たまたま広報の表紙にもなっております、本当びっくりしました。このタイミングで広報に載ったんだと思って。ちょうどいいタイミングで質問ができたなあというふうに思っております。

私自身、数か月前まで、社会教育委員を務めていたこともあり、大変興味を持って拝読させていただいております。全文にわたり、漢字にはルビが振られ、フォントと文字サイズ、写真やイラスト、文章とのバランスなど、すべてにわたりかなりの配慮が見られます。今後、この冊子を教育の現場や、町民へどのような形で普及、利用していく予定があるのか、お尋ねいたします。

また、制作に当たり、様々な思いがあったことだと思います。

このことについて、町長と教育長にお尋ねしたいと思います。

よろしく申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

私も、この「小・中学生のための粕屋町の歴史〔令和版〕」、これを見て非常に感動しました。

行政の中での発案で、これは文書、そしてまたイラスト、そしてその編集等についても全くの手作りで職員がすべて行なって、印刷は印刷屋さんのほうにしたわけですが、まず表紙を見て驚きました。このイラストはどっから来たんだと。そして、職員が考えたんです、表と裏のこのイラスト。やっぱりよく言うのはつかみが大事と思うんですよ。で、これを見るだけで、ああこれ粕屋町のドームだ、駕与丁公園だ、そしてまた裏を見ると、様々な粕屋町の歴史をこう物語るイラストがあるということで、それから中を見るとななお一層の驚きで、読むにつれ、非常に興味を持って、もう時間がたつのも忘れるぐらい読んでしまいました。

同じような感想を私の耳にも相当数届いております。これはどうしたんだっていう。26年ぶりの改定で全く違う視点、そして切り口で、この歴史の本ができたものですから、住民の方々も非常に関心を持っていただいて、それがこの粕屋町の歴史を見返す、改めて見直して、そしてこの粕屋町の郷土、ふるさと、ふるさとに対する愛着。よく言うシビックプライドと言いますけども、それを醸成するようなものになったなということで、身内ながら職員の方々には、そのご労苦に対して、お礼を申し上げたところでございます。

今後、この歴史の令和版をどんなふうにご利用していくかについては、所管のほうからご説明申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

今回の取上げていただいておりますこの粕屋町の歴史、これにつきましては、今、図書館が休館となっておりますので、ちょっと行きにくいかと思いますが、町民の皆さん方にはこれを販売しております。

本来でしたら、フォーラムのほうで販売するんですが、なかなか今ちょっといけない状態です。社会教育課のほうで、これ在庫がありますので、是非買い求めているなというふうに思っております。また、この歴史については、今町長お話しされましたけど、やはり過去、こういった分厚いほうのあれが、各、それぞれの家庭にもあるかと思うんですが、非常にこれも詳しい、それぞれの土地の地名の由来とか風習とかは詳しく載っております。これを、現代版で本当にメディアで育てる子どもたちですので、やはりカラーでイラストで、そして分かりやすく伝えるということができないだろうかということが今回の発端になっております。

こういったことで粕屋町の歴史資料館のほうには、ほかにもいろんな長卯平さんの話とか、こういった本も実際作って販売もしているところなんです。これがなかなかコマーシャルするときはないので、今ちょっと最初にコマーシャルをさせていただいたんですが、事の発端は、教育大綱のほうを町長と教育委員とで、新しい令和の学校教育、社会教育について意見交換をするっていうか、協議をする場を持ちました。そのときに町長のほうから、シビックプライドって今ちょっと奇しくも言われましたけど、やはり郷土を愛する子どもたち、それをやっぱ作ってもらえないだろうかということを話し合っ、ある教育委員のほうから、そしたら子どもたちにもう一度粕屋町の歴史というものを、新しい視点で、そして阿恵遺跡が、阿恵官衙史跡のほう国指定もなったということもいいチャンスなので、今回作ってみたらどうですかというような、そこがもともとの発端でございました。そして、そ

こから本当に歴史資料館、フォーラムの2階にあります。あの職員が、自分たちでパソコンを駆使しながら、実際写真を撮りに行ったり、取材をされたり、過去のこういったあの粕屋町史も全部また読み返されたりとかいうご苦労されて、作られたというふうにお聞きをしております。

これについての今後の活用、それからどういった趣旨でこれを利用したいかということについては、やはり、一番関わっていただきました社会教育課長のほうから回答させたいと思っております。

本当に今回取上げていただいたこと、心より感謝申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

教育長のほうから経緯は申しましたんで、私は作成の経緯について若干触れさせていただきます。

それで今回の作成に当たりましては、特に教育長から指示があったのが、教科書ではなく、やっぱり地域の郷土史になるような工夫をなささいということで指示を受けて、この冊子を作成をいたしております。

それで写真、イラストキャラクターを用いて視覚的に見て理解が得られるように配慮したつもりでございます。小・中学生に限らず、誰もが読みやすくなるように、先ほど議員もおっしゃっておられましたけど、ルビとかフォントとか、そういったことも工夫を凝らした次第です。今まで問合せが多かったもの、例えば粕屋町の粕の字、糟屋郡と粕屋町の字が違うもんですから、そういった問合せが多かったものについてトピック的に豆知識とかそういった形で、目を引くような形で抜き出して、是非町民の方々にご理解が進むような形で配慮したつもりでございます。

将来的にこの本がいつ刊行されたか、今度は令和版というこれはもう、教育長のアイデアで令和版とさせていただいたんですが、将来的にこれ前のこれ作ったのが、平成7年でもう四半世紀がたっております。将来的にも、いつの時代にこれを作ったのかが分かるよということで、令和版というタイトルで付ささせていただいております。

今、工夫を取り入れながら作成を行ってきたんですが、小学校・中学校には既に150冊ずつ、図書館のほうにこちらのほうから配架をしております。先ほど教育長のほうにもあったんですが、図書館のほうでも販売も実施いたしております。もう一つは、これも教育長のほうから指示を受けまして、実は先月末、これ全ページをPDF版化しまして、既にその準備終わって今月、各学校に配布する予定にしております。今、学校のほうでタブレット端末を使って、用いておりますので、教職員の

方が取捨選択しながら、授業の中で活用できるようにということで、そういったものも学校の中で、今後、活用していただけるんじゃないのかなということを思っております。

最後になりますけども、小・中学生とは銘打っておりますけれども、町民の方々に、多くの方々に読んでいただきたいなという思いがございます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

古家議員。

◎1番（古家昌和君）

本当に、私も何度見ても令和版の郷土史、ちょっとすばらしいものができたなどというふうに関心しております。また、これをPDFに落として、今度はデジタル化して、子どもたちにももっと見やすく、そして触れやすくしていただいていることに本当に感謝したいと思います。でもう、ますますメディア化が、この粕屋町にも進んでいくことが進めばいいなと思っております。

私の長い社会教育委員生活の中で、少し思い当たったことがあり、このことについては思い当たることがありましたので、ちょっとお話しさせていただきたいと思えます。私の10年間の社会教育委員時代、そしてPTA、九州一円、様々な地域の研修会や事例発表会に参加させていただきました。私に多くの学びの機会を与えていただきましたことに対して、本当に深くお礼申し上げます。本当にありがとうございました。そのような研修会で毎回思うことなのですが、その研修会、それらはすべて私の町、私の学校のいいところ、すばらしいところの自慢大会が研修会の内容でした。発表される皆さん、初めは最初緊張の中に発表が始まるんですが、もう中盤ぐらいで、もう台本も見ずに目をきらきらさせながら、自分の町、自分の町の取組み、学校の取組みをしっかりと印象に残るようにお話をされていたことが私の心の中にすごく残っています。私ももちろん発表、経験したことがあります。皆さんにうまく伝えられるかなあと、緊張しながら、そういう経験をした思い出がありません。私が出席させていただいた研修会の中で、一つ思い出深いことが今の話と関連してありましたので、最後にちょっとその話を聞いていただきたいと思えます。

それは、福津市のお話です。福津市には、郷育カレッジという取組みがございます。御存じの方も多いかとは思いますが、福津市では、町を挙げて取り組んでいる社会教育の試みの一つに郷育カレッジというものがあります。ここは郷育推進課という課が所轄しております。粕屋町でいうと社会教育課に当たるところだと思えます。これは平成15年に始まり、平成25年に10年間を迎えております。これがちょうどチラシというのがあります。またそこから更にネクスト10年、そこからまた10年

を取組みましょうというこれ、福津市のチラシなんですけども、これまでの10年間を振り返り、これからの10年間を更に発展、深化、深化は深く変化するってことで、深化できるよう、郷育カレッジ、郷育の郷の字はふるさとの難しいほうです。郷育カレッジ運営委員会が、みんなの郷育カレッジネクスト10年宣言とスローガンを掲げ、次のことに取り組んでいますということで、もう18年の取組みがなされています。

私、簡単に一言で言うと、今ちょうどご答弁ありましたように、郷土愛を深める、そういったところにもものすごく力を入れている取組みでありました。小学生・中学生、そして福津市というのは、市外からたくさん移り住む方、そして今のコロナ禍で、リモートワークが進んで、更にまた、町外の方が住むようになってきて、人口もすごく粕屋町に似たような増加率を誇っておる町であります。その中で、やっぱりこういう郷育カレッジ、これちょっと細かいお話をしますと、入会金を500円取って、年会費大人千円、高校生以下300円をとって、町が開催しますいろんな講座、大学の先生等呼んで講座を行っておるんですけども、その講座に参加ができると。そして、その町の郷土のことについて触れてもらうという取組みが行われておりました。

この今回のこの歴史の、粕屋町の歴史の本が、そのような取組みのきっかけになることを、私は祈りまして、今回の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

(1 番 古家昌和君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

それでは、換気のため暫時休憩といたします。

再開を10時20分といたします。

(休憩 午前10時09分)

(再開 午前10時20分)

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号15番、安藤和寿議員。

(15番 安藤和寿君 登壇)

◎15番（安藤和寿君）

議席番号15番、安藤和寿です。通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、LED化推進について、学校のグラウンド照明についてでございます。

まず初めに、LED化推進について。

LEDとは、光る半導体の意味。また光を放つダイオードとも言われ、今年度当初予算において、町内全域に設置している街路灯及び駕与丁公園の照明のLED化により、省エネルギー化の推進とランニングコストの大幅な削減が見込まれております。従来の水銀灯からLED灯に更新することにより、電気料金を3分の1に、CO2排出量を4分の1に削減から、機能性の向上、メンテナンスの手間まで軽減。特に、スポーツ施設で使用するハイパワーの照明は省エネで高性能であり、LEDは紫外線や熱線の放電がほとんどなく、虫がよりつきにくいことで清潔な環境を維持すると。また、熱を持ちにくいことから、空調の効率も上がるものです。水銀灯や投光器では難しかった、瞬時点灯が可能であり、こまめに消点灯ができるので、節電効果が大幅に向上し、無駄のない照明環境を作ることから、自治体を含め、積極的に省エネタイプの照明を採用していることと思います。

LEDにつきまして、ちょっと簡単に説明をさせていただきました。また、粕屋町のこの庁舎も、昭和58年12月12日に開庁され、早38年が経過しております。コロナ禍の中に、巣ごもりの状態の中で、私も自宅の整理だとかしておりましたところ、こういった粕屋町の庁舎。もう、当時38年前の多分に全世帯に配られたパンフレットが出てきました。その中で、昭和58年の12月12日に開庁しておりますので、町長は昭和54年の4月に、役場の方に入庁されておりますので、4年後に新しく建ったということだと思います。その中で、工事の概要等が載っておりましたけども、当時の庁舎の電気設備工事費は9,554万2千円と。総工費16億8,731万2千円というものを拝見させていただきました。先ほども、古家議員のほうから町の歴史の本のことがありましたけども、役場の庁舎の歴史を振り返ると、38年間、今現時点でたったということだろうと思います。庁舎内も、順次新しい明かりへと移り変わっていくことだと思います。このことから、今回、町の明かりを取上げて、屋内照明及び屋外の夜間照明について質問をいたします。

まず初めに、1問目ですけども、公共施設における屋内・屋外運動場を含む、LED化が進んでいない残りのすべての灯数ということで通告出したんですけども、分かれましたら答弁をお願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

詳細につきましては、それぞれ所管のほうからご説明いたしますが、まず庁舎全体。この庁舎が一番基本でございますが、庁舎のほうは、今議員がご紹介のとおり昭和58年12月に開庁以来、非常に各設備、施設が老朽化しております。

その一環として、やはり職場環境を整備するために、蛍光灯を含む室内灯の整備を行っております。実際その室内灯につきましては、蛍光管のLED化も大分進んでおります。併せて、町内の防犯灯を含めた街路灯をLED化するように、公園も含めたところですが、LED化するように、取り組んでおるところでございます。ただ、やはり高額なものですから、なかなか一挙に劇的には進まないものでございます。

しかし、このSDGs並びに省エネルギー化、そしてまた、電力の省エネ化ということは、すなわち地球温暖化の防止にも繋がるという大きな観点から、これは粕屋町としても、精力的に進めていきたいものでございます。

詳細につきまして、所管のほうからご説明申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

私のほうからは、庁舎の点と、先ほど町長の申しました、防犯灯の関連をご報告させていただきます。

庁舎につきましては、約1,000灯当たりの庁舎の照明がございしますが、なかなか一挙に替えることが難しいので、調子の悪い部分とか、そういうものを交換時期にLED化という形でしておりますので、庁舎に関しましては、まだ半数ほどの物が、LED化してない状態で、まだ残っている状態でございます。

あと、協まちのほうで所管しております、防犯灯に関しましてですけれども、今年度、予算をつけまして、全灯LED化を目指して予算を計上し、各行政区にもその周知をお願いをしているところでございますが、現在、令和3年の5月末現在の数字でございますけれども、総数が、約2,246灯でございます。その内、LED化がまだしてない分、約250本ぐらい。250灯ぐらいでございますので、概ね8割以上の物がLED化という形でなっております。

この残ってる部分については、先ほど言いましたように予算化もしていただいておりますので、各行政区に改めてまたお願い等もしまして100%のLED化という形で、区長様のほうにはお願いしていくような状況でございます。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

都市政策部のほうで所管しております三課ではございますが、その内容について説明させていただきます。

道路環境整備課のほうでは街路灯、今年度実施するようになっております。灯数

といたしましては658灯、現在5%程度しかLED化が進んでおりませんでしたので、今回、取り組みを行うことで、こちらのほうについては100%になるかと思っております。

都市計画課のほうでは、公園の街灯、それからトイレに電気がつけられております。それと駐輪場、駅等に設置しております駐輪場、こちらのほうにも街灯が設置しております。大体、公園の街灯については、352灯ほどありますが、大体20%強ぐらいが今、LED化されております。駐輪場については、335灯ありますがこちらは80%以上が、今もう既にLED化をしておるところです。この公園の街灯、トイレにつきましては今回の事業でLED化を進めるというふうに取り組んできております。

上下水道課におきましては、浄水場施設、それから再処理施設、こちらのほうの施設が2か所ございます。ほかにもあるんですが、何か所かございますので、そちらのほうで全部で297灯ほどあります。こちらのほうは、今、浄水施設については30%、再処理施設については16%ほどのLED化を進んでおるところでございます。

都市政策部として所管しております照明につきましては、1,642灯になりますが、現在のところ27%ほどのLED化ということで、令和3年度にLED化事業をすることによりまして、78%程度のLED化が進められるということになっております。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

教育委員会としては、各課長のほうから数を申し述べさせますが、一応ここにおりません給食センターのほうの数を述べさせていただきます。

給食センターは、今年で5年目の給食供用になりますが、現在のところ23%がLED化をしていると。あとの蛍光灯につきましては、Hf球といまして効率のいい、電気も余り食わない蛍光灯ではありますが、LEDではございません。ただこれは、調理室あたりの、やはり調理のでき具合が正確に把握できるような光が欲しいということで、そういった電灯をつけているというふうに聞いております。ただ2030年までの製造中止、蛍光管のですね、それに向けては、やはり対処しないとイケないなということで、話し合いは進んでおるかと思えます。

それぞれ学校教育課、社会教育課のほうから申し述べたいと思えます。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

学校教育課所管では、小・中学校。

まず、6校の体育館に関しましては、もう概ねLED化が終わっております。あと、

各学校の教室のLED化を調査しております。それは現在6校合わせて約2,000灯ぐらゐの照明がございます。そのうち約600灯が終わっていて、LED化率は約30%でございます。

残りにつきましては、今年ですが大規模改造工事で、順番に2030年までには対応していく予定でございます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

社会教育の所管では、屋内施設、ドーム、サンレイク、フォーラム、合わせて2,845灯でございます。

LED化済みが313灯で、LED化率が11%になっております。所管しますグラウンド照明については、156灯ございますが、こちらのほうはLED化はまだ行っておりません。

◎議長（小池弘基君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長（中小原浩臣君）

住民福祉部の所管について。

まず、子ども未来課所管分の保育所、幼稚園、かすやこども館ですけれども、保育所では、LED化が進んでない灯数が431灯、幼稚園では447灯がまだLED化してない。こども館につきましては、まだ5年前ですかね建ったのが。すべてLED化になっております。

次に介護福祉課所管でございますが、これもLED化になってない灯数は、福祉センターが459、上大隈公民会館が98、柚須文化センターが167ということでございます。

最後に健康センターにつきましては、LED化がなっていない灯数につきまして345灯ございまして、こども館以外は、ほぼまだLED化進んでないということでございます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。

◎15番（安藤和寿君）

大変、この灯数につきましては、確認等々お手数おかけしたなというふうに思っております。やはり、今後の課題としては、大きな課題なのかなというふうに今、

認識いたしました。

次に、これ先ほど答弁の中で、地球温暖化の意味からっていう形の部分もありました。これ2013年10月に行われた国連環境計画。UNEP の外交会議で、水銀灯による汚染防止の対策に向けた、水銀灯に関する水俣条約が採択、署名されました。

規制対象となっている製品には、一般的な工場、倉庫、体育館、スポーツ施設、屋外などの、天井が高いところの施設の照明に多く使用されていることから、高圧水銀ランプ、HPMV も含まれていることから、次の質問をさせていただきます。

2021年以降、水銀に関する水俣条約によりまして、製造・輸出入が規制をされます。現在使用中及び国内の在庫は、2021年以降も使用はできることになっておりますが、国内の在庫がなくなれば、調達できなくなることから、公共施設における、PCB 使用安定器照明の現状を、先ほど大きな今後の課題だというふうに私も認識したんですけども、現状と課題についてお伺いさせていただきます。

◎議長（小池弘基君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

では、まず総務課のほうからお答えをさせていただきます。

PCB につきましては、大まかにではございますけれども、国内メーカーで昭和32年から昭和47年に製造されました機器。こちらについて使用されていると考えられております。

昭和51年頃までに建築あるいは改修とかされました建物について、使用されている可能性があるというふうに思われます。しかしながら、メーカーや製品によっても使用期間にばらつきがありまして、また例えば製造期間が5年単位とか10年単位とかでしか把握ができないようなものとか、いうものもあるようでございます。そういったことから、正確に把握をするためには一つ一つの機器について、調査機関に送って調査をしないといけないということで、非常に手間また費用がかかるということがございまして、この調査については今現在、行っておりません。

現在の対応としましては、交換等が必要になりました際に、PCB が使われている、あるいは使われている可能性があると思われるものにつきましては、もう PCB 廃棄物として扱うという形での対応をさせていただいておるところでございます。

◎議長（小池弘基君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

都市政策部のほうで所管しております、現在お尋ねの PCB 使用安定器。こちらにつきましては、先ほど総務課のほうの説明でもありましたように、昭和47年に製造

のほうで中止されております。

道路等の街路灯等、こちらの設置につきましては、大体10年から15年で交換というようなことで行ってきておりますので、現在残っております街路灯等におきましては、使用していないというふうに確認しております。

◎議長（小池弘基君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

社会教育課所管で屋内施設では、該当するものはございません。

屋外のナイター照明に使用する安定器につきましても、照明灯具を交換する際に、安定器自身も、すべて交換を実施してきた経緯がございまして、先日も製造番号を調べましたけども、PCBを含んだ使用安定器の使用はございません。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

学校教育課所管でも、学校施設でのPCB使用安定器の使用はございません。

◎議長（小池弘基君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長（中小原浩臣君）

住民福祉部の所管でありますのは、先ほど総務課長が申しました内容と同じになると思います。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。

◎15番（安藤和寿君）

令和元年12月に福岡県のほうから、各事業者のほうにこういったものが出ました。2021年3月31日までに処分をということで、要は調査をしてくださいということです。

倉庫関係のところは、私その時、倉庫に携わっておりましたので、調査をさせていただいて、すぐに撤去、LED化という照明を交換した経緯がございまして。そういった中で現状、粕屋町の公共施設においては、PCB関係の安定器を保有するのはないというふうに確認をさせていただきました。政府は昨年、2050年までに温室効果ガスの排出を0（ゼロ）にするということを発表いたしました。0（ゼロ）にするにはどんな取組みが求められるのかということ、例えば家庭用分野では、2030年までに照明をすべてのLED化など、消費電力の少ないものに置き換えるということです。

車に関しましては、ハイブリッド車や電気自動車は、5割から7割程度までに引き上げる必要があると言われていました。

先ほど答弁もありましたように、残りの照明器具につきましても一日も早くLED化の推進をする、しなくてはならないかなというふうに思いました。

それにつきまして、次の3番目の質問ですけれども、政府が推進をしてるLED照明の導入について、公共施設で活用できる補助金というものはあるのか、お尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

全般的には、このなかなかLEDの導入に関しての補助金は少のうございます。

ただその中に、社会資本整備総合交付金、社交金とよく言いますが、それがございます。これは補助率45%ということになっておりますが、令和3年度で一応終了するということが決定されておりますので、この3年度内に協働のまちづくり課所管でしております、防犯灯のLED化、これ全LED化ですが、これ予算計上し、事業を進めておるところでございます。

その他にはなかなか探しましたけれども、直接の補助金はございません。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。

◎15番（安藤和寿君）

私も補助金、助成金につきましては、ちょっと調べてみました。

なかなか政府のほうもちょっと複雑で、通産省のエネルギー使用合理化事業者支援事業、エネ合だとか、環境省の先進対策の効率的実施によるCO2排出量大幅削減事業だとか、国交省の既存建築物省エネ推進事業だとか、様々なものでちょっと分かりにくい形になります。先ほど町長の答弁ございました、公共施設の補助につきましては、なかなか現状はちょっと難しい中で、自力で交換していかなければいけないのかなというふうに、分かったところであります。

次に、自治体の次の質問になります。

自治体のLED化が進んでおるわけですが、導入事例として、大手照明器具メーカーのホームページの中で一つございました。福岡県の大野城市の事例です。LED化に当たっては、市内全域の防犯灯約5,900灯、農地蛍光灯防犯型が5,600基が対象となりました。一般にLED照明は、従来の照明器具と比較して、高いというところでもあります。1年に250基ずつ、20年、23年かけて取替える予定だったところ、リース方式を採用したことで、市内全域の蛍光灯型防犯灯一斉にLED照明に変

えられ、加えて、低コストでの導入を実現できたことが大きな収穫でした、ということでもホームページに載っております。

照明のメーカー側の事例の問合せにつきましては、全国20か所以上の自治体から問合せがあり、主な内容は、リース契約は照明器具メーカーとリース会社のどちらと締結するか。また、すべての器具取替えまで期間はどの位かかるのか。修繕工事は、市とリース会社どちらが請け負っているのか、などの質問をいただいたところでもあります。

そこで、4番目の質問をいたします。町内を含む指定工事業者などが、経済振興から雇用促進、経済の活性化ができていた従来型のスタイル、工事請負型契約があります。リース方式で進められるということでもありますけれども、町内の業者並びに現在の指定業者への受注の機会が、このリース契約というものによって、失われるのではないかなと思ったところでもあります。

これにつきまして、お伺いいたします。

◎議長（小池弘基君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

今回、道路環境整備課並びに都市計画課のほうも関連しておりますが、今月下旬に予定しております公募型プロポーザル方式における、粕屋町街路灯及び公園灯LED化賃貸借の募集要項、こちらにおきまして、審査の重視事項といたしまして、地域経済への活性化に貢献できる提案であること、ということを明記しております。

リース方式ではありますが、現地調査、設置工事、維持管理、修繕等においては、本町の入札参加資格名簿登録業者を活用することを前提というふうなことで、要綱のほうでうたって、そういった配慮をさせていただいておるところでございます。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。

◎15番（安藤和寿君）

今の山本部長の答弁聞きまして、私ちょっと安心いたしました。

行政のコストの削減、削減だけでなく、経済振興の、今まで携わってこられた業者の皆さま方の観点も大切だと思っておりますので、リース方式を採用しても町の経済の振興に繋がるように、事業を進めていただければと思っています。

それでは、次の2問目。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。少し換気休憩取ってよろしいですか。

それでは換気のための暫時休憩といたします。

再開を10時55分再開といたします。

(休憩 午前10時46分)

(再開 午前10時55分)

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

安藤議員。

◎15番（安藤和寿君）

では、続きまして、学校のグラウンド照明についてお伺いいたします。

昭和52年旧粕屋中学校、現在、粕屋中央小学校になっておりますけれども、昭和59年、粕屋東中学校のグラウンド照明設備が完成しております。現在に至って、防災、スポーツ振興の観点から聞きたいと思えます。

まず初めに、学校グラウンドの照明を設置推進した経緯につきまして、昭和59年になりますので、これも、かれこれ30数年前のことになりますけれども、経緯につきまして分かりましたら、答弁をお願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

昭和52年に旧粕屋中学校に、グラウンド照明設備が設置された経緯に関しましては、当時、体育活動が盛んに行われておりまして、体育団体からの要望が非常に多かったことで設置したと、ちょっと考えられると思えます。

次に、粕屋東中学校の経緯に関しましては、旧粕屋中学校が移転しまして、中央小学校が建て替わりまして、その時に校舎の配置場所が変わりました。それで、結局、今まで設置していたグラウンドの照明が使えなくなって、それで、やはりまた、当時のスポーツ団体等からの要望が多かったことから、東中学校のグラウンドに設置をしたと聞き及んでおります。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。

◎15番（安藤和寿君）

30年前の件につきまして、答弁いただきました。

私もこのことにつきまして、調べさせていただきました。これは昭和51年、文部事務次官通知によりまして、子どもたちの安全な遊び場の確保や生涯スポーツの振興を図るため、学校教育に支障のない範囲で、学校体育施設を開放するというのが始まりだというふうに思っておりました。その当時、いろんな体育団体等の要望が

あったかと思えますけども、次の2問目の質問に移りたいと思います。

まず、公立小・中学校における夜間照明の設備は、誰もが身近なところでスポーツに親しめるハードな面、ソフトの面が必要だと考えております。防災の観点になりますけども、町内の小・中学校は緊急避難場所に指定されてます。

グラウンド照明の防災計画の位置付けにつきまして、また、グラウンド照明におきます生涯スポーツの振興の位置付けについて、一括して質問をいたします。

◎議長（小池弘基君）

豊福協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（豊福健司君）

まず、防災の観点からお答えのほうをさせていただきたいと思います。

小・中学校のグラウンドの照明設備につきましては、地震の際の倒壊や停電、水害時の水没等による停電により使用できなくなるリスクがあるため、現在のところ、地域防災計画上の位置付けは行っておりません。

地域防災計画では、指定避難場所や避難所、捜索現場等での照明が必要になる場合に備えて、投光器や発電機等の資機材の備蓄や民間事業者との協定締結によりまず資機材の提供等を位置付けております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

グラウンド照明における、生涯スポーツ振興の位置付けはということで、これは各グラウンドの照明設置、2グラウンドございますが、毎月グラウンド抽選会を実施して、駕与丁グラウンドでは、軟式野球やソフトボール、東中では、主にサッカーやソフトボールなどを、ナイターとしてご利用をいただいております。

年間の稼働日数は、天候とか時期にも関係するんですが、平均で年間190日程度の稼働日数が可能となっております。東中のナイターにつきましては、90日ほど。そこで約100日ほどずれておるんですけども、まだ稼働枠がございますので、ナイター利用でも可能な団体につきましては、是非ナイターを、東中を使っていただいて、ご利用いただければというふうに考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。

◎15番（安藤和寿君）

防災の観点なんですけども、京都市では、スポーツ振興の観点だけでなく、阪

神淡路大震災の経験から、防災計画に夜間照明の設置を位置付けて、整備を進めた経緯がございます。設置率が82.1%、全国3位ということになっております。

また熊本地震における、先日も、熊本のほうで震度4の地震がありましたけども、熊本地震における施設面の課題として、地震による特徴として車中泊が大変多かったと。ナイター照明が安心感を得られる理由からも、役に立ったということがありました。このことから、次、設置されてない4校のグラウンドがあろうかと思えます。これにつきまして、お伺いしたいと思えます。すみません。次の4番目の質問ですけども、5番目の、すみません。

5番目の質問ですけども、グラウンド照明におきます、LED化の計画は、屋外のナイター照明等、計画はございますでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

その前に今言われた防災面での、このナイター設備という観点でございますが、先ほど協働まちづくり課課長が言いますように、停電のリスクが非常に高いと。地震、そして、大雨等について、停電があるだろうという可能性高いです。

従いまして、町内外の防災設備を、防災設備を取り扱ってある企業との連携、これ防災協定をどんどん今、粕屋町結んでおります。その中で優先的にその資機材をお借りして、買うという観点もございますが、基本的にはお借りして、それを使うというふうに考えております。

これは非常にフレキシブルに、例えばナイター設備がないところについてもすぐ設置できるという利点がございます。

そういったことで、防災面の対応を考えておるところでございます。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。

◎15番（安藤和寿君）

町長のほうから防災面の対応につきまして、ということで答弁いただいたわけですけども、その中で、防災の観点から、停電時の非常用電源、バックアップシステムが、今、各自治体でも新たに整備をする必要があるのではないかということも言われております。

当町において、非常用電源バックアップシステム、避難所です。避難所に指定されてるところの計画はお考えなのかっていうのは分かりますでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

豊福協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（豊福健司君）

今現在のところ、避難所のバックアップ電源、非常用発電機等の設置につきましては、多大なるコストが見込まれますので、先ほど町長が申しましたように、今現在は、発電機等を備蓄計画に基づきまして、補充の上バックアップ電源に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。

◎15番（安藤和寿君）

次の5番目ですけれども、政府が推進するLED照明の導入で、補助金ていうのはあるのか、お伺いいたします。

◎議長（小池弘基君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

先ほどもお答えを申し上げましたが、政府が推奨する中でLED化に特化した分はございません。

ただ、社会教育課所管の中で、グラウンド照明をLED化した時にスポーツ振興くじ助成金、これは日本スポーツ振興センターが実施しておるんですが、一昨年度、総合体育館のフロア改修にも活用させていただきましたけど、そこでは一応該当するという事です。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。

◎15番（安藤和寿君）

分かりました。次に6番目ですけれども、設置されてない4校のグラウンド、照明の設置計画はありますかということでお尋ねしたいと思います。これも多くの町民の方からご意見をいただく内容ではあります。

東中学校、中央小学校にはついておるんですけれども、4校については、保護者の方、お仕事から帰ってからキャッチボールをしたい環境が欲しいということも要望を多く受けます。このことから、4校グラウンド照明の防災の観点もあろうかと思えます。

そういった中で計画があるかどうか、お尋ねいたします。

◎議長（小池弘基君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

今、4校のほうにそういった計画があるのかということについては、グラウンド照明を取り付けることによる夜間の光の影響。今、各校ともやっぱり宅地化が進んできておりますので、そういった光の影響、また照明には、先ほど議員のほうがちらっとおっしゃったんですけど、LED化は虫害が少ないということでありながらも、やっぱり殺虫灯を付けなければならないということがあるようです。虫害がやっぱり少ないといいいながらも、そういった音による影響もございます。

もう一つ一番大事なのが、やっぱり大きなコストがかかりますので、今のところ4校については照明設置は考えておりません。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。

◎15番（安藤和寿君）

現状、ちょっと予定がないということでもありますけども、スポーツ振興の観点、防災の観点から是非、ちょっと前向きに検討していただきたいというふうに思っております。

次に、最後の質問になります。スポーツ省が推進する熱中症事故防止の観点から、ほかの学校では全国探しますと、夏休みにグラウンド照明を使っての運動会を実施するなど、その際、数発の花火を打ち上げるなどの記事がありました。新型コロナウイルス感染症の感染防止をするためにも、新しい生活様式で運動、スポーツを行う際、3つの密、密閉、密集、密接。グラウンド照明の今後の有効な活用について、お伺いしたいと思います。

熱中症の予防、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から密を防止するため、分散利用をする必要があると思います。

新しい生活様式における、学校グラウンド照明の必要についてお伺いたします。

◎議長（小池弘基君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

分散利用による団体同士の密を防ぐ観点は、非常に重要であるというふうに私も考えております。

今議員ご指摘の、例えば夏休みグラウンド照明を利用したイベントごととか、そういうので、もし、ご利用になられたい場合は、是非社会教育課のほうに言っていただいて。もう一つ大事だと思いますのは、やっぱり各競技団体が、競技別のガイドラインというのがきちっとありますので、それに従って、やっぱりうまく利用していただければというふうに考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。

◎15番（安藤和寿君）

今回、町の灯りのほうにつきましてお伺いいたしました。これ、今後また再質問等でお伺いしていきたいなという形の非常に大きな、町のLED化についての課題だなというふうに思ったところです。

冒頭にも議長が言われましたとおり、今日の朝刊で、粕屋町の大川小学校の運動会の記事が掲載されておりました。これも私朝、新聞を見た時に、非常に喜ばしいことだなというふうな形で思ったところでもあります。

粕屋町も、常にやはり明るい話題で、なってほしいなというのを願ひまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

（15番 安藤和寿君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

次の方の質問の準備もありますので、暫時休憩といたします。

再開を11時20分といたします。

（休憩 午前11時10分）

（再開 午前11時20分）

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号14番、山脇秀隆議員。

（14番 山脇秀隆君 登壇）

◎14番（山脇秀隆君）

14番、山脇秀隆でございます。通告書に従い、質問いたします。

今日で、私が最後の質問者となりますので、どうか皆さんよろしくお願ひいたします。それでは、早速始めたいと思います。ワクチン接種後における高齢者の働き方について、質問をいたします。

世界で猛威をふるっております新型コロナウイルスが変異株に変わり、いまだ終息の見えない中、日本では、福岡県を含む10都道府県に対して、3回目となる緊急事態宣言が発令され、6月20日まで延長されることになりました。店舗などを経営する雇用主や、それに関わる多くの従業員は、休業などを余儀なくされ、国、県、町の支援があるものの、長引く休業要請に、今後の経営や生活に不安を抱いております。

そうした中、ワクチンの供給量もようやく安定してきており、新型コロナウイルス

スワクチン接種が粕屋町でもようやく始まりました。すべての人に一刻も早いコロナワクチン接種を進めなければなりません。人口の3割にワクチン接種を終えれば、感染率は極端に減少し、現在の感染率を5%程度に抑えることが実証されております。全国で3千万人と言われる65歳以上の高齢者に、ワクチン接種を7月末までに優先させたのうなずけるところであります。それ以降は、国は、ワクチン接種優先順位にかかわらず、一般に対しても早急に接種を進めるよう求めています。

粕屋町においても、基礎疾患のある方と並行して、64歳以下の一般を含めた対象者に加速度的にワクチン接種を実施しなければなりません。高島福岡市長は、5か月後にすべての対象者にワクチン接種を終えると宣言しております。そして、6月30日までに60歳以下16歳までの約100万人分のワクチン接種券を配布するとしております。順次、予約の受付が計画されております。こうした福岡市民への発信は、医療崩壊や経済の停滞、事業者などの不安を払拭することに効果的であります。粕屋町においても、町民へ希望ある発信が大事であると思います。

そこで、粕屋町の新型コロナワクチン接種の現状と今後の見込みを、町長に聞きます。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

まさに今、議員がご指摘のように、このコロナワクチン接種が、このコロナの撲滅、終焉に向かつての特効薬ということで、感染が拡大しておりますけれども、市中免疫率が高ければ、やがてこれ終息する。これは科学的、医学的に証明されるところでございます。

その意味から、最初は、手探り状態の中でこのワクチン接種を行ってきましたが、一昨日来、私も申し上げておりますように、接種は加速度的に進んでおります。最新の数字を申し上げます。昨日までの接種率は、65歳以上の高齢者対象の接種率は48.09%まで進みました。なお、今月の1日から集団接種で2回目の接種が始まっておりますけれども、7.77%、約8%の接種を完了しておるところでございます。

ちなみに、国平均で、これは6月7日、1日前ですけれども、1回目の接種率は23.7%。福岡県の平均が25.67%程度でございます。2回目の接種にあたってはもう、もっと少ない2%、1%というような接種率で、粕屋町が今っております医療機関に対する協力、本当にご尽力いただいております。そしてまた、それぞれのスタッフのその対応について、非常にこの接種率を向上させるために、正しかったなと私は思っております。今後もこの接種率を高めていくための方策を今検討しておるところでございますが。

議員ご指摘のように、次の段階。基礎疾患の方々、そしてまた64歳から60歳までの方々についても、早い時期に始めたいと思います。7月の、できればもう並行してやるぐらいの気持ちで考えております。なお、それに加えて、非常にクラスターが発生するような、リスクがあるような場所、例えば保育園学校等につきましても、先生方、保育士の方々に対しても、優先的な接種を今検討しておるところでございます。

併せて、これも今、ちょうど梅雨の最中でございます。防災関係で、いつ、洪水、大雨等が降って、住民の方々の避難を促すような、避難指示を出すような事態にもなりかねませんので、その最前線に立つ防災担当職員、避難所を設営とか、避難所でお世話するような職員に対しての優先接種も、含めて考えておきたいと思っております。そういったことで、60歳から65歳を含む次の接種の順番の方々のあと、これから先の接種もどんどん進めまして、今の概算のペースでは、1月ぐらいには終わるように頑張りたいと思っております。

ただ、年齢的な順番、あるいは若年層からするのがいいか、あるいはその職域接種、その辺の推測も含めまして、今、最大限の努力をしながら、検討を行っている最中でございます。やがて、様々な見込みが立つと思います。これはリアルタイムで、ホームページ等の情報発信を行ってまいりたいと思っております。

いずれにせよ、この糟屋地区でも、最速の格好で福岡市に近いということもございますので、福岡市に負けないぐらいの速さで、この接種は進めてまいりたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

町長のほうから1月中に接種をすべて終わるという、強い意気込みがございました。

それに対して、ワクチン接種券を福岡市は6月30日までに、すべて配布終わることとありますので、ワクチン接種券の配布につきましても、早期に終えて、全員がすべて、接種が行えるようにしていただきたい、そういう思いでいっぱいあります。それでは、今回のテーマは高齢者の働き方でございますので、それに関連して質問を続けていきたいと思っております。

長期にわたるコロナ禍により、経済的、精神的にダメージを受けている方が町内でも多く見受けられます。特に、町内で事業を行っている事業者は、気が気ではありません。日本政策金融公庫のホームページでは、コロナ禍で、様々なアイデアで、この難局を乗り越えようとしている企業を紹介しております。コロナ禍

だから、できることをいち早く手を打ち、実行している企業のたくましさを感じます。多くの事業者は、ワクチン接種後の経済の復活を誰しもが願っております。しかし、度重なる緊急事態要請に疲弊している今、従業員の確保や店舗の維持に苦慮をしております。がしかし、その裏では、倒産や雇い止めなど、避けられない状況があります。転職を余儀なくされ、雇用の喪失が続き、いざ再開するにも人材の不足が足かせとなり、人材不足が事業再開の大きな壁となると言っております。

こうした状況下では、高齢者の雇い止めが優先され、高齢者の働き口は皆無に等しくなるだろうと思えます。働き口を探そうにも、どこに相談したらいいか分からず、たとうまく働き口があったとしても、年齢で落とされてしまう現状があります。高齢者の唯一の働き口であるシルバー人材センターの役割は、どれほどの高齢者をカバーしているのか。人材の確保ができているのか、職種は多岐に渡るのか。

高齢者の受け皿であるシルバー人材センターの役割を改めて聞きます。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

粕屋町の中では、高齢者に対する就労の機会は、民間企業では若干なりとありますが、マクロ的に、相対的に、やはりシルバー人材センターの存在というのは非常に大きゅうございます。

ただ、シルバー人材センターに登録されてある方々、これは労働者派遣事業というのは一つございます。これは2年度事業では6件、延べ人数が1,613人でございます。高齢者の豊富な知識や経験を生かし、シルバー人材センターと、様々なそのサービスを提供される、期待されるような、例えば草刈りあるいは植木の剪定等のこの委託を中心として、シルバー人材センターが行っておる状況でございます。

ちなみに、シルバー人材センターの会員登録者、これは2年度末で180人、延べ就労人員は2万1,741人でございます。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

ここにシルバー人材センターの募集要項っていうか、あるんですけど。それには職種とか既書いてませんし、シルバー人材センターが60歳以上になっておりますので、また、今、町長言われましたように、剪定とか、草刈りが中心になっていると思うんです。で、今、シルバー人材センターの役割は非常に大事なものであるし、また、高齢者の受け入れ先としては一番に挙げられる部分だと思います。

私、民間の65歳以上の高齢者の雇うアルバイト先を検索してみました。そうする

と、もうほとんどがガードマンとか、そういったものに限られてるんですね。当然、70歳以上も検索してみました。もう、ガードマンしかないですね。で、やっぱり中には女性もいらっしゃいますし、高齢者の方には。そういった流れを見ると、シルバー人材センターの職種が限られている。高齢者のニーズに、必ずしも応えられていない。働くのに躊躇してしまう、そういう感じがしております。また、シルバー人材センターが雇用者との間に入っているため、雇用者と労働者が間接的になり、仕事の形態によっては、この与えられた仕事をこなすだけになり、長く続ける仕事にはなり得ないというふうに思ってます。ほとんど、短期の仕事に特化しているというふうに感じております。高齢者は、持続可能な仕事、生きがいや働くことへの喜びを感じるものを強く求めています。シルバー人材センターで、シルバー人材センターだけでは、抱え込めない高齢者の行き場を考えなければならないというふうに思ってます。

町長はこうした状況をどのように考えてらっしゃるかな。

もう一度、聞かせていただいてよろしいでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

表面的にはシルバー人材センターは、草刈りとか軽作業、あるいはその剪定等を中心とした事業が主ですので、それが非常にそちらのほうに目が行くんですが。

実は、町内の企業からの就労の要請というのがございます。シルバー人材センターのほうに。これ事実、シルバー人材センターの方とお話ししても、あってるというふうに聞いてます。ただ60歳、定年されて登録されてある方々のライフスタイルといいまじょうか、それがやはりゆっくりしたいとか、例えば長時間、月曜から金曜まではフルタイムではなかなか働く、体力的にもないとか、そういった様々な事情から、企業側のニーズと、就労者側の労働を希望してある労働形態がマッチングしないというのがどうもあります。

ただ、町としては、これはその辺をうまくマッチングしていただくように、企業側からにも、働きやすい環境づくりをお願いしなくちゃいけないなど、私も強く思います。

従いまして、今シルバー人材センターと企業、事業所側からそのマッチングを強く結びつけるための周知あるいは啓発を、今後、精力的に積極的に行いたいなと思っております。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

今、就業要請が企業側からあるっていうふうに言われましたよね。

これ、多分人材派遣法では、基本的には、要請はできるんですけど。これは、少し、形態としてちょっと問題があるっていうか。できないというふうにちょっと思ってるんですけど。今さっきも申したように、シルバー人材センターが派遣主なんです、契約形態として。直接の契約じゃない訳ですよ。だから、どうしても短期的になったり、業種が限られてしまうという傾向性があると思いますんで、今、町長がいみじくもマッチングさせたいということがございましたんで、後でそのことについて、お話をさせていただきますが。

ここで問題なのは、令和3年3月には5か年計画で、粕屋町高齢者福祉計画第8期介護保険事業計画が作成されております。5年ごとに作成されますが、「高齢者が安心して幸せに暮らせるやすらぎのまちづくり」を基本理念、町長も言われておりますね、挨拶の中で。高齢者をサポートする地域包括ケア事業では、自立した日常生活を目指しておりますが、高齢者の働き方では、シルバー人材センターを唯一の働き口として、掲示してるんですね、この計画の中で。高齢者の働き方は当然、多岐にわたりますので、これから高齢者、先ほども雇い止めとか、また働く機会が限定されてしまうとか、そういうことがあると思いますので、このコロナ禍において、このポストコロナ、ワクチンが進んで経済が段々に動いていくときに、この働き方を町としてどういうふうに位置づけてるか、考えているか。

その辺をちょっとお聞かせ願えますか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

そのお答えの前に、先ほど私がちょっと説明不足でございました。

マッチングと言いましたが、シルバー人材センターのほうに、非常にその人材バンクがあると。登録されてる方が非常に多いです。その中でも、企業からの要請、ニーズによって、マッチングできるだろうという方がおられれば、派遣じゃないです。もうこれはシルバー人材センターの中から派遣を切って、もうその単独雇用、紹介をします。こういった企業がありますよっていうふうな紹介をして、シルバー人材センターからの派遣じゃなくて、もう要するに雇用の関係で、個人が企業に雇用されるという、紹介という格好でございます。

従って、シルバー人材センターの事業としてっていうことではございませんで、ちょっと私は説明不足でございました。そういったこともありまして、シルバー人材センターの活用というのは、直接のそういった人材派遣だけではなくて、そうい

った就労機会を得るための人材バンクという格好にもとらえられると思います。まさにポストコロナの高齢者の働き方を考えるにあたっては、今後のシルバー人材センターの活用というのは、やはり発展的に飛躍的に利用といいたいでしょうか、活用する必要があろうと思います。

そのほかにボランティアとか、地域ではそういった生活上必要なサービスを組み合わせた格好で必要だろうと思います。高齢者支援系のほうでは、かすサポ、粕屋町サポーターというようなこともございまして、社会福祉協議会との連携をとりまして、生活上必要な軽作業を依頼されればそういったサポーターをご紹介するというような仕組みもとっております。

特に、高齢者のご家庭の方々は、なかなかその自分ではそういった仕事ができないというようなことに対して、派遣する、サポーターとして活動していただくというような機会を設けておるところでございます。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

人材バンクという言葉いただきました。この人材バンクっていうのまた後で、お話をしたいと思いますんで、そのときに、またお話ししていただければというふうに思ってます。

2040年には、第2次ベビーブームの団塊の世代が、団塊のジュニアというふうに言われてますけど、高齢者の仲間入りをいたします。粕屋町の高齢化も一気に進むと考えられております。定年延長も視野に、70歳が起点となり、働き続ける社会に変容しております。というより、生産労働者が減少し、働き手不足の懸念が言われております。高齢者にも、働けるうちは働いていただくことが求められております。年金受給開始にもそのことが表れております。これからの社会は、高齢者が働く必要性が出てくるのではないのでしょうか。

あるご婦人のお話でございますけども、年齢は72歳、見た目も若く、元気で、子どもさんも結婚をしており、お孫さんもいるとのことでございます。私は、今でもこの方は現役で働いているというふうに思っておりました。しかし、話を聞くうちに、ここ2年間働いていないということであります。理由を聞くと、働きたいが、書類審査で年齢で落とされると言われました。面接まではいかないということあります。平日5日間、1日4時間程度でも働きたいと、胸の内を明かしてくださいました。私は、こうした方が粕屋町には、多く潜在しているのではないかとこのように思っております。

介護事業は、介護予防で認知症の予防や健康寿命を延ばす生きがいがづくりに力を

注いでおります。そのためには、やっぱり働くことが一番の解決策だというふうに考えます。人が働く理由は、経済的、健康維持、生きがい、様々であろうと思います。働けるうちは働きたい高齢者は、山ほどいると思います。こうした要望に、町としてお役に立てることがあるのではないのでしょうか。

ジョブカフェとよく耳にします。これは、若者と企業をマッチングさせ、先ほど町長がマッチングということがありました。これがシルバー人材センターで行われるという答弁でもありました。希望の企業に就職することによって、離職率を低くするための役割が、このジョブカフェというのには、県の事業であります。主にハローワークと併設されております。こうした機能を活用して、全国には35歳以上、中高年、高齢者までを対象としたジョブステーションを開設している自治体もあります。こうした高齢者のためのジョブカフェの役割をする事業を、町に設置してはと考えます。

町長は先ほど、シルバー人材センターがその役割をしているというふうに言われてましたけど、実際、どこに行けばそういうことができるのかということも分かりませんし、やはり、先ほどもお話ししましたように、働きたいけど働けないっていう方が粕屋町いっぱいいらっしゃるんで、やっぱり受皿として、粕屋町自体がそういうことをやってるんだよっていうものがあれば、非常に相談しやすい。このジョブステーションというのは、先ほども言いました、企業と働き手をマッチングさせるっていう話でございますので、別に斡旋するっていう話でございませぬ。だから、こういう役割はシルバー人材センターが担ってるっていうふうな言い方をされましたんで、そこはそこで問題があるんじゃないかと思えますんで。

これはやっぱり、しっかり町がデジタル化を進めた中で、そういった企業との連携、調査を行いながら、スムーズに、役場に行けば働くところが何とか見つかるんじゃないかというようなことで、やっぱりマッチング、自分の行きたいところに、自分の能力にあったところに、やっぱり働きが行けるような、そういったことが、町でできたらいいなっていうふうな提案でございますので、町長の考えを聞きます。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

まず、議員がご指摘の、要するに就労意欲の関係でご説明申し上げますと、令和2年度の高齢社会白書、これ内閣府からの分ですが、現在仕事をしている60歳以上の方のうち、約4割が働けるまで働きたいと。そしてまた70歳ぐらいまで働きたい、若しくはそれ以上も働きたい方は約9割と、非常に高い勤労意欲がございませぬ。そういった基礎的なデータがございませぬ。

しかし、令和3年4月の労働力調査、これは総務省の統計局の分ですが、労働力人口に占める完全失業率は2.8%と、これは失業率が高いということでございます。就労の機会が失われておると、コロナの関係でございますが、そういった状況もございます。従いまして、しわ寄せは高齢者の方々に行くという現実的な問題は、今でございます。将来的に、コロナが解決すれば、これは好転していくものと私も期待したいところでございます。

議員ご指摘のジョブカフェの提案でございますが、これは実際問題点が、大きな問題点の一つ。これは議員が先ほど申し上げました中の一つでございますが、企業側からの、要するに、働いていただきたい方々の制限、年齢的な制限、あるいは能力的な制限が、やはり足かせになってるというのは、もう現実的にはございます。従いまして、それについては、町としても町内の企業側には、これをもうちょっと緩和してくださいよと。これから高齢者が働く社会になっていくんです、という啓発を積極的には進めたいと思っております。もちろんその媒体としては、商工会を初めとする経済界のほうに、私も積極的にアナウンスをしたいと思っております。

そういったことをクリアしながら、就労の機会を広げて、そして、その斡旋とか就労するような場所、場を作るためには、議員はちょっと否定的なことを言われましたが、やはりシルバー人材センターを活用して、それをもっと飛躍した形。非常にシルバー人材センターというのは、何かこう、今の固定観念で冒頭申し上げましたように、草刈りとか、軽作業等の概念がございまして、それをもうちょっと発展した形で、本当に気軽にお茶を飲みながら、いろんな就労斡旋するようなお話もできるような場を作れるようなことに昇華したいと、私も思っております。

これは、シルバー人材センターの方々とも協議しながら、今後検討してまいりたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

今、町長の答弁をお聞きしてますと、シルバー人材センターでこのジョブステーションの役割をさせたいという思いでよろしいですか。

ちょっと、そこだけ確認をさせてください。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今はシルバー人材センターの方々も、やはりその登録してある方々が就労できるような、提案といいましょうか、斡旋をしてあります。非常に意欲がございまして。

やはり、働きたいという方々ばかりですので、やはりそこをマッチングを含めたところで、派遣ではなくて、紹介するという形での意欲は非常に持ってあります。それは私は大事にしたいと思います。ただ、それをそのままずっと将来的にやっていくかっていうのは、これは検討する余地がございます。

今現在は、そういった媒体といいましょうか、シルバー人材センターがあるから、そこの協議をまず進めたいなと思っております。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

これ募集要綱で、仕事をお任せくださいみたいなチラシなんですけどね。

今言われたようなことが、これを見て分かるのかな。分かんないと思うんすよね。で、シルバー人材センター自体が、今町長が言われるように、協議していきっていくお話なんでしょうけど、受入れられるのかなど。自分たちが何でそれをやんなきゃいけないんだ。じゃ、その手当はくれるのかとか、何かそういうふうになってくるんじゃないかなっていうふうになんて懸念してます。これは、あくまでも町長がそこに今あるものを活用しながら、そこで進めていきたいというふうな今とらえ方をしたんですよね。だけど私が言ってるのは、そういうことじゃなくて、今までもう何回もこれ質問したこともあるんですけど、高齢者のための働く場がやっぱり少ない。それは原因は、企業側に努力してもらうような話もしましたけども、今からの時代は、社会が変容してるんですね、社会の形態が。

そういった中で、働き手が不足してるんですよ。当然、若い人みんな欲しいですよ。だけど、高齢者でもできるっていうことが、よく見ればあるんですよ。だから、それが分からないですよ、企業側も。そういった募集要項、こういう方でもできますよっていうのが示されれば、そういうのを登録して、当然来た方にそこをマッチングさせていくっていうやり方は、僕はシルバー人材センターじゃできないんじゃないかなと思うんですよ。忙しくて。こういうことまでできない。ただ企業があれば、当然そこに対応は一部はできるでしょうけど。常日ごろから、常にそれはできないと思うんですよ。だけど、役場は、毎日開庁してるわけですから。そこに行けば何とかなる。今日、明日働かなきゃいけなくなったとか、いろんな状態があると思うんですよ、高齢者には。だから、そういった自分の力を発揮したいんだけど、そういう場合は、誰がシルバー人材センターに行けばそれができるみたいに思わないですよ。

シルバー人材センターが、各企業から聴取はしてないわけですからね、言われて初めて動くわけですから。町は聴取をしなきゃいけないですよ。自ら、職員が出向

いて。よく町長言われますよね、職員が打って出ると、出ていこうと、動こうと。言ってますよ。そういうふうに企業を回って、雇用はございませんか。働き手を一応、うちで高齢者ジョブステーション持ちましたんで、登録しませんかっていう仕事は、これは町の仕事だと思ってるんですよ。シルバー人材やんないですよ。できないと思います。だから、そこに、起点を置くんじゃなくて、町にやっぱり起点置いてほしいんですよ。だから、そういう形で、これからは高齢者のためのそういうものが、町、これから市政を行う上で、そういうのも必要になってくると思うんですよ。当然、市としてのハローワークも必要になってくるでしょうし。

だから、今後、先を見据えて、私はポストコロナで、これからみんなの変容した気持ちの中で、社会が大きく変わった中で、そういったことをやっていこうというようなことが、私は求められているというふうに思います。マッチングすれば当然お互いがWin・Winでなるわけですから、大変満足のいく事業にはなるんだろうというふうに思っております。人材バンクってなりましたけど、当然町に登録をしていただく、お互い企業もそうですけど、働き手も高齢者も、そういった方は登録されるわけですから、どういった能力、どういった経歴、ていうのは分かるわけですから、ここもやはり人材発掘になってくると思うんです。町の公的な、例えば委員会であるとか審議会であるとかいう方が、ここの中に何人かやっぱり出てくると思うんですよ。そういった流れにも、つながるんじゃないかなというふうに思っております。

もう30分過ぎましたんで、今回、感染拡大、緊急事態宣言もございますので、質問は短めということで言われておりましたんで。

町長に最後はもう聞かないで、このまま、町長言いたいことあれば当然言っただいで結構なんで。私の、執行部のやっぱ質問、答えは必要だと思いますんで。

じゃあ、町長。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

私が、否定したというふうにとらえられたら非常に心外でございます。否定したわけじゃございません。

今あるものとまず協議して、将来的にジョブカフェっていうのは、これは町が単独でやるというのは非常に、またやればいいたろうということありますが、いろんなその手段とか方法がございます。知見も必要でございます。今、実際、職業安定所、ハローワーク等のやり方についても学ばなくちゃいけない。確かに市制を見据えたところでは、これは必ず必要になってきますので、それはもちろん気持ちでは

ございますが、今現在、例えば今の陣容とか財政的な規模辺りを考えて、いや、しますよっていうことはなかなか言えないんです。だから、これは確かに、劇的な変化はございませんけども、これからの高齢化社会、そしてまた、高齢化の労働者を必要とするような社会の形態に合わせるべきだろうというのは、私も全く共感するでございます。

貴重なご意見ありがとうございました。

◎14番（山脇秀隆君）

ありがとうございます。

一応、作っていただけると、いうことだろうというふうに今、逆に思いましたんで。市制に向けた中でまだ時間ありますんで、しっかり協議、各ところで協議していただいて、やっぱ求められてるものがあるということをやっぱり認識していただいて、手を打っていただきたいなというふうに思ってますので。それが僕、町長の役割だというふうに思ってますんで、リーダーシップをとっていただくっていうのは非常に大事なことだし、今回も初めに、コロナ禍に対する、町民の皆さんへのアピールをしていただいたのも、そういった意図もございますので、町長の動向が今後の粕屋町を作るということでございます。

市制に向けてしっかり働いていただければというふうに思っておりますんで、よろしく願いいたします。

これでちょっと長めになりました。質問を終わります。

（14番 山脇秀隆君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

これにて、3日間にわたりました「一般質問」を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

（散会 午前11時56分）

令和3年第2回（6月）

粕屋町議会定例会

（閉会日）

令和3年6月15日（火）

令和3年第2回粕屋町議会定例会会議録（第5号）

令和3年6月15日（火）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. （追加）発議の上程
- 第2. （追加）発議に対する質疑
- 第3. （追加）決議の上程
- 第4. （追加）決議に対する質疑
- 第5. 委員長報告
- 第6. 委員長報告に対する質疑
- 第7. 討論
- 第8. 採決
- 第9. 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査

2. 出席議員（16名）

1番 古 家 昌 和	9番 川 口 晃
2番 田 代 勘	10番 田 川 正 治
3番 杉 野 公 彦	11番 福 永 善 之
4番 宮 崎 広 子	12番 久 我 純 治
5番 末 若 憲 治	13番 本 田 芳 枝
6番 井 上 正 宏	14番 山 脇 秀 隆
7番 案 浦 兼 敏	15番 安 藤 和 寿
8番 鞭 馬 直 澄	16番 小 池 弘 基

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古 賀 博 文 議会事務局主幹 山 田 成 悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（14名）

町 長 箱 田 彰 副 町 長 吉 武 信 一

教 育 長	西 村 久 朝	総 務 部 長	山 野 勝 寛
都市政策部長	山 本 浩	住民福祉部長	中小原 浩 臣
総 務 課 長	堺 哲 弘	経営政策課長	今 泉 真 次
税 務 課 長	吉 村 健 二	都市計画課長	田 代 久 嗣
上下水道課長	松 本 義 隆	総合窓口課長	渋 田 香 奈 子
介護福祉課長	石 川 弘 一	学校教育課長	早 川 良 一

(開議 午前9時30分)

◎議長（小池弘基君）

改めまして、おはようございます。

6月定例会が本日閉会を迎えます。後ほど、追加議事日程をお諮りいたしますが、「新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に敬意と感謝の意を表する決議」を、粕屋町議会議員全員で提出される予定です。新型コロナウイルスにおける緊急事態宣言中ではありましたが、小・中学校の運動会が開催できました。開催が大変難しい状況下で、運動会実施のために様々な感染対策と、ご労苦をされ、開催していただきました。教育委員会や町執行部、各学校の校長先生を始めとする先生の皆さまには、心よりお礼を申し上げます。児童・生徒の皆さんには、よい思い出になったと思います。

なお、新型コロナウイルス感染に伴う緊急事態宣言発出中のため、密を防ぐ観点から、町執行部の出席要請は最小限としておりますことをご了承願います。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から、本日の会議を開きます。

◎議長（小池弘基君）

本日、委員会発議が提出されましたので、日程の順序を変更し、追加日程第1。「発議の上程」とし、発議第1号を議題といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

異議なしと認めます。

よって、日程を追加し、追加日程第1。「発議の上程」とし、発議第1号を直ちに議題とすることに決定いたしました。

お手元に配付いたしておりますように、本日追加で提出されました発議は、1件であります。

発議第1号「粕屋町議会会議規則の一部を改正する規則について」、提案理由の説明を求めます。

山脇議会運営委員会委員長。

(14番 山脇秀隆君 登壇)

◎14番（山脇秀隆君）

発議第1号、「粕屋町議会会議規則の一部を改正する規則について」であります。

規則案をお手元に配付のとおり、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに粕屋町議会会議規則第14条第3項の規定により、議会運営委員会より議長に提出いた

しました。内容の詳細については、先の全員協議会で協議しましたので、お手元に配付の改正文でご確認ください。発議理由を説明いたします。

本発議は、近年の町村議会の成り手不足が喫緊の課題となっており、その解消に向けて、議会の機能強化を図ると共に、女性や若者を始め、多様な層の住民が議員に立候補し、活躍できる環境整備を進めるため、町村議会議長会などあらゆる場において、政府、国会に対して要請を行ってきたところであり、更に、三議長会の代表メンバーが審議し、第32次地方制度調査会で答申並びに総務省の地方議会議員の在り方に関する研究会の報告書において、出産、育児、介護等の議会への欠席事由の整備を図ることが求められております。

このような中、令和2年12月25日に、第5次男女共同参画基本計画が閣議決定され、同計画の中において、出産に関わる産前産後期間にも配慮した会議規則の整備や、育児、介護等の欠席事由としての、会議規則への明文化が促進されるように、三議長会に対し標準会議規則の改正が要請されました。

こうした状況を踏まえ、議員活動と家庭生活との両立支援策を始め、男女の議員が活躍しやすい環境整備として、出産、育児、介護など、議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、標準町村議会会議規則第2条が改正され、第1項において、育児、介護など議会への欠席事由を整備すると共に、第2項において、出産については、医学的知見を踏まえ母性保護の観点から、出産に係る産前・産後の欠席期間を規定したものであります。また、現在、政府においては、規制改革実施計画等に基づき、すべての行政手続における、押印義務を廃止する方向で検討が行われているところであり、こうした動きも踏まえ議会への請願手続についても、請願者の利便性の向上を図るため、押印を義務付けている、標準町村議会会議規則第89条が改正されたため、今回改正するものであります。更に、今回の改正と共に、会議規則第103条中のつえの削除と各条後の小括弧内の見出しを削除するものであります。

以上であります。

◎議長（小池弘基君）

追加日程第2．「発議に対する質疑」ですが、この案件は、案の段階で、議員全員協議会において、既に説明及び質疑が行われておりますので、質疑を省略いたします。

発議に関する討論、採決は後ほど行います。

◎議長（小池弘基君）

本日、決議が提出されましたので、日程の順序を変更し、追加日程第3．「決議の上程」とし、決議第3号を議題といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

ご異議なしと認めます。

よって、日程を追加し、追加日程第3、「決議の上程」とし、決議第3号を直ちに議題とすることに決定いたしました。

お手元に配付いたしておりますように、本日追加で提出されました決議は、1件であります。

決議第3号、「新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し敬意と感謝の意を表する決議について」、提出者に趣旨説明を求めます。

提出者を代表し、安藤副議長。

(副議長 安藤和寿君 登壇)

◎15番（安藤和寿君）

決議第3号は、「新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し敬意と感謝の意を表する決議について」でございます。

決議理由は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、我が国の医療体制は各地でひっ迫しており、自らの危険を顧みず、献身的な努力を続ける医療従事者に対し、敬意と感謝の意を表することについて、決議するものでございます。

令和3年6月15日提出、粕屋町議会議長小池弘基様。提出者、粕屋町議会議員、安藤和寿。同、末若憲治、同、杉野公彦、同、山脇秀隆、同、川口晃、同、鞭馬直澄、同、案浦兼敏、同、田代勘、同、井上正宏、同、宮崎広子、同、本田芳枝、同、久我純治、同、田川正治、同、福永善之、同、古家昌和以上15名、粕屋町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり決議案を提出いたします。

以上でございます。

(副議長 安藤和寿君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

追加日程第4、「決議に対する質疑」ですが、この案件は、議員全員協議会において、既に説明及び質疑が行われており、議員全員の連名をもって、提出者となっておりますので、質疑を省略いたします。

決議に関する討論、採決は後ほど行います。

◎議長（小池弘基君）

議案第37号、「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

末若総務建設常任委員会委員長。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 登壇)

◎5番(末若憲治君)

議案第37号、「専決処分の承認を求めることについて」、付託を受けました、総務建設常任委員会での審査の経過と結果についてご報告いたします。

議案の内容といたしましては、粕屋町税条例の一部を改正する条例でございます。主な内容は、固定資産税、土地の負担調整措置に関する事、個人住民税に関する事、軽自動車税に関する事でございます。

委員会での質疑の内容でございますが、固定資産税の負担調整措置について、本来、令和3年度が評価替えの見直しの時期であったものを前年並みとし、令和4年度より評価替えの税額で行うということなのか。また、個人住民税のセルフメディケーション税制についても、時限的なものということで、5年間延長ということになっているのか。これに対しまして、令和3年度に評価替えを行い、課税標準額が上がったり下がったりするが、上がったものについて税額として令和2年度に据置き、令和4年度は今回評価替えをした課税標準額となること。セルフメディケーションは、現行が平成29年1月1日から令和3年12月31日となっていたものを、令和4年1月1日から令和8年12月31日までの、5年間延長するものであるという答弁がありました。

ほかにも、住宅ローン控除の延長について、令和4年12月31日までに入居すればよいとなっているが、この確認はどのように行うのか。また、その年の所得1千万円以下というのは、世帯全員の所得か、建主の所得なのかという質問に対し、入居の確認は基本的には、自身の申告によるものである。また、建主の収入である旨の答弁がありました。

付託を受けました、総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、欠席者を除く全員賛成で、原案どおり承認すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 降壇)

◎議長(小池弘基君)

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長(小池弘基君)

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第37号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第37号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、承認であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。よって、議案第37号は、委員長の報告のとおり承認いたしました。

◎議長（小池弘基君）

議案第38号、「粕屋町教育委員会委員の任命同意について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

井上文教厚生常任委員会委員長。

(文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 登壇)

◎6番（井上正宏君）

議案第38号は、「粕屋町教育委員会委員の任命同意について」でございます。

付託を受けました文教厚生常任委員会の審査の経過と結果について、ご報告いたします。

現在、粕屋町教育委員会委員をしていただいております原田安紀氏が、令和3年6月23日をもって任期満了により退任されることに伴い、その後任として青木知香氏を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求められたものです。同氏は、昭和54年4月に粕屋町役場に入職、粕屋町保育所保母・保育士、幼稚園教諭、園長としてご活躍され、平成30年3月定年。4月に粕屋町再任用職員仲原幼稚園教諭、平成31年3月に任期満了により退職され、現在、福岡県幼児教育アドバイザー、福岡県教育庁教育振興部義務教育課研修指導員としてご活躍されており、人格、識見共に優れた方です。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成にて同意すべきと決しましたことをご報告いたします。

(文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は人事案件につき、先例（申し合わせ）事項により討論を省略し、これより、議案第38号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、同意であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。よって、議案第38号は、委員長の報告のとおり同意いたしました。

ここで、先例（申し合わせ）事項により、新しく教育委員に選任されました青木知香氏に御挨拶をお願いいたしたいと思っております。

(教育委員 青木知香君 入場)

◎教育委員（青木知香氏）

失礼いたします。青木と申します。貴重な時間をお借りいたしまして、御挨拶申し上げます。

本日は、教育委員の任命にご同意いただきまして、誠にありがとうございます。大変光栄に思いながらも、身の引き締まる思いでございます。私は、粕屋町の保育所・幼稚園に勤務した経験、また、子育て応援団などボランティア活動で得たことを生かしながら、粕屋町の教育の充実と発展に努力していきたいと思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

新しく教育委員に選任されました青木委員におかれましては、粕屋町の教育行政のためにご活躍されますことを心よりご祈念申し上げます。

それでは、ご退場ください。

(教育委員 青木知香君 退場)

◎議長（小池弘基君）

議案第39号、「粕屋町手数料徴収条例の一部を改正する条例について」、議案第40号、「粕屋町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部

を改正する条例について」、議案第41号、「粕屋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、以上、3件を一括して議題といたします。

これらの案に関し、委員長の報告を求めます。

井上文教厚生常任委員会委員長。

(文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 登壇)

◎6番(井上正宏君)

議案第39号から41号まで、付託を受けました文教厚生常任委員会の審査の経過と結果について、一括してご報告いたします。

議案第39号は、「粕屋町手数料徴収条例の一部を改正する条例について」でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、マイナンバーカードの再交付手数料の徴収事務に係る規定が改正されたことに伴い、所要の規定を整備されるものです。

マイナンバーカードの普及率が低いことや、紛失した時の手立てなどの対応についての質問があり、文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成にて可決すべきと決しましたことをご報告いたします。

議案第40号は、「粕屋町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」でございます。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正されるものです。主な改正内容としましては、感染症対策の強化及び高齢者虐待(防止)の推進について、改正省令との整合性を図るため、所要の規定を整備されるものです。

ハラスメント対策の条文が入っているが、そのような事案があるのかなどの質問がありましたが、文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成にて可決すべきと決しましたことをご報告いたします。

議案第41号は、「粕屋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」でございます。

指定サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正されるものです。主な改正内容としましては、感染対策の強化、高齢者虐待防止の推進及び質の高いケアマネジメントの推進について、改正省令との整合性を図るため、所要の規定を整備されるものです。

利用者が不利を被るのではという質問がありましたが、事業者が適正なケアプランを、利用者に対して行うべきの条例を明文化したと執行部からの答弁をもらい、文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成にて可決すべきと決しましたことをご報告いたします。

◎15番（小池弘基君）

井上委員長。先ほど、議案第40号の報告の中で、感染症対策強化及び高齢者虐待防止の推進というべきところを、虐待防止が言われなくて、虐待の推進と言われたので、訂正をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

◎6番（井上正宏君）

失礼しました。感染症対策の強化及び高齢者虐待防止の推進について、改正省令との整合性を図るため、所要の規定を整備されるものです。

◎15番（小池弘基君）

ありがとうございました。議事録のほうも、訂正させていただいておきます。

（文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は、一括議案番号順をお願いいたします。

質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第39号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第39号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。よって、議案第39号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

続いて、議案第40号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これで討論を終結いたします。

これより、議案第40号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。よって、議案第40号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

続いて、議案第41号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第41号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。よって、議案第41号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

30分ほど経過いたしましたので、換気のため暫時休憩といたします。
再開は10時10分といたします。

(休憩 午前10時02分)

(再開 午前10時10分)

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議案第42号、「令和3年度粕屋町一般会計補正予算について」、議案第43号、「令和3年度粕屋町水道事業会計補正予算について」を一括して議題といたします。
本案に関し、委員長の報告を求めます。

末若予算特別委員会委員長。

(予算特別委員会委員長 末若憲治君 登壇)

◎5番（末若憲治君）

議案第42号、「令和3年度粕屋町一般会計補正予算について」、議案第43号、「令和3年度粕屋町水道事業会計補正予算について」付託を受けました、予算特別委員会での審査の経過と結果について、一括してご報告いたします。なお、審査の経過については、議員全員によります審査でございますので、要点のみご報告させていただきます。

議案第42号の議案の主な内容は、歳入・歳出の総額に、それぞれ7,412万7千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を167億3,878万6千円とするものです。歳入の主なものは、国庫支出金6,673万5千円、財源不足を補うための財政調整基金繰入金663万2千円です。歳出の主なものは、町有財産管理事務費487万3千円、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外）給付事業費が6,625万円、感染症予防事業費125万円です。

議員からの質疑、個別計画との関連性について、町有地の管理が含まれていないようだが、町有地の管理計画との関連は。公共施設等総合管理計画の改定、総務省はどのような意図があり、指示を行ったのか。支給該当者の中で、令和3年分の住民税均等割が非課税であるもの・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税であるものと同様の事情にあると認められたものがあるが、具体的な説明を求める。対象者が1,191人、家計急変者が何人になるのか分からない状態だと思うが、その予算はどうなっているのか。

次に、議案第43号「令和3年度粕屋町水道事業会計補正予算について」は、基幹管路布設工事の期間中、福岡地区水道企業団から受水量の増量が必要となったため、収益的支出の営業費用を2,790万円増額し、9億812万1千円とするものです。

委員からの質疑、工事期間中は水が不足するという認識でよいのか、また、なぜ

基幹管路の工事に関連があるのか。基幹管路当初予算で組んであった導水管をストップする期間はどれぐらいか。導水管の工事費は別途かからないのか。工事期間中、企業団から水を購入するというのでよいのか。供給単価は、現状の企業団からの単価なのかなどの質疑や意見が出ましたが、予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、議案第42号は、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

また、議案第43号につきましても、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(予算特別委員会委員長 末若憲治君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

本案は、委員長の報告のとおり全員での審査でしたので、質疑を省略し、これより議案第42号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第42号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。よって、議案第42号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

続いて、議案第43号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第43号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。よって、議案第43号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

議案第44号、「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

井上文教厚生常任委員会委員長。

(文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 登壇)

◎6番（井上正宏君）

議案第44号は、「工事請負契約の締結について」でございます。

付託を受けました文教厚生常任委員会の審査の経過と結果について、ご報告いたします。

仲原小学校第2期大規模改造工事を実施するもので、小学校校舎は昭和41年に建築され、その後昭和45年、昭和63年、平成23年、平成29年に増築され、その内昭和41年、昭和45年、昭和63年に建築された建物は老朽化が進んでおり、3期に分けて大規模改造工事を計画しています。令和元年度に第1期大規模改造工事が終わり、本年度から第2期大規模改造工事が始まり、校舎の内装改修工事、電気設備改修工事、機械設備改修工事を行い、児童が今後も長期間、安心して授業を受けることができるようにするものです。

この工事を実施するに当たり、令和3年5月25日に共同企業体7社の指名競争入札が行われ、因・オーリーブ特定建設工事共同企業体 代表者 因建設株式会社 代表取締役 因善嗣が、工事請負金額2億8,307万4千円で落札したもので、この者と契約を締結するにあたり、条例の規定により議会の議決を求められたものです。

環境に対する配慮や安全配置に関する質疑が多く出されましたが、文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成にて可決すべきと決しましたことをご報告いたします。

(文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第44号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第44号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。よって、議案第44号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

議案第45号、「和解及び損害賠償の額を定めることについて」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

末若総務建設常任委員会委員長。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 登壇)

◎5番（末若憲治君）

議案第45号、「和解及び損害賠償の額を定めることについて」、付託を受けました総務建設常任委員会での審査の経過と結果について、ご報告いたします。

事故の概要ですが、令和3年1月30日、土曜日、午後5時30分頃、粕屋中央スポーツ公園砂場において、砂を20cmほど掘って遊んでいたところ、鉄筋棒が露出し、足を滑らせた際に、右足に鉄筋棒が刺さり負傷したものであります。

議員からの質疑や意見については、鉄筋棒は、以前の建物の基礎部分ではないかということだが、気付かずに砂場を作ったのか。これに対しまして、昭和60年購入当時は更地であり、また、砂場としては、平成9年に整備を行った。今回、購入以

前の航空写真と照らし合わせたところ、建物があつたことが分かつた。鉄筋棒自体が何らかの要因で持ち上がったのではないかと、説明があつたが砂場の整備時、また、砂の入替え時などに重機が引っかけたのではないか。今後、整備時、また、そのほかの公園で同じことがないように願う。これに対し、そのほかの公園施設でも、過去の航空写真と照らし合わせ、職員による現地での目視確認を行った旨の答弁がありました。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第45号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第45号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。よって、議案第45号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

発議第1号、「粕屋町議会会議規則の一部を改正する規則について」を議題いたします。

これより、発議第1号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、発議第1号を採決いたします。

本案に賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。よって、発議第1号は可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

これより、決議第3号、「新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し敬意と感謝の意を表する決議について」を議題といたします。

本決議は、議員全員の連名による提出となっておりますので、討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより、決議第3号を採決いたします。

本決議を、原案どおり可決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。よって、決議第3号は、原案のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

ここで議会を代表し、議長をして、「新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し敬意と感謝の意を表する決議文」を読み上げます。

新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し敬意と感謝の意を表する決議。新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威をふるう中、我が国では令和2年4月7日に改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく初の緊急事態宣言が発令され、人々の生活や経済活動は大きく制約を受けている。本県においても、これまでの国の緊急事態宣言の発令を受け、県民生活はもとより、特に検査・医療・救急搬送の現場は、これまで経験したことのない危機に直面している。

全国的に特に医療従事者が、いわれなき偏見や差別を受けているとの不本意な報道がある中、本県において感染者数が減少傾向に向かっているのは、感染リスクにさらされながら緊張が続く現場でのワクチン接種など、医療従事者の方々の自らの危険をかえりみぬ献身的な努力によるものが大きい。

よって、本町議会は、医療従事者をはじめ、新型コロナウイルス対策に携わっているすべての人々に対し、最大限の敬意と感謝の意を表すると共に、その活動を全面的に力強く支える議会活動を展開していく。

以上、決議する。令和3年6月15日、粕屋町議会。

◎議長（小池弘基君）

次に、陳情第2号、「辺野古基地建設のために沖縄戦犠牲者の遺骨の残る沖縄本島南部からの土砂採取中止を求める陳情書」を議題といたします。

陳情に関し、委員長の報告を求めます。

末若総務建設常任委員会委員長。

（総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 登壇）

◎5番（末若憲治君）

陳情第2号、「辺野古基地建設のために沖縄戦犠牲者の遺骨の残る沖縄本島南部から土砂採取中止を求める陳情書」について、付託を受けました総務建設常任委員会での審査の経過と結果についてご報告いたします。

委員会でのご意見を紹介させていただきます。沖縄県議会がどういう動きをしたか調べたが、全員一致で意見書を採択している。しかし、多少内容が違う。遺骨が混入した土砂を埋立てに使用しないということと、政府が主体となって遺骨収集をするというもの、当議会への意見書案には、後半部分がない。確かに、遺骨収集という遺族の思いは大切。この団体は、大阪をはじめ全国に10ほどあるようだが、このことを政治的に利用されてもいけない感じがする。「遺骨が混じっていると考えられます」とあり、「混じっています」とは書いていない。埋立て土砂の中に遺骨が混じっているということは、問題があると思う。しかし、土砂採取の中止とだけある。辺野古の基地については、普天間基地の問題もあり、進めざるを得ないのかなという考えがある。

土砂採取の中止では、どうするということがはっきりしていないなどの意見があり、総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、欠席者を除く全員反対で、不採択とすべきことに決しましたことをご報告いたします。

（総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、陳情第2号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

当日私、所用のため欠席しましたが、この原案に対して、賛成討論を行います。

1972年に沖縄が本土に復帰しました。私は、その翌年1973年、本土復帰を祝っての日本青年団協議会と沖縄県青年団との交流研修会に参加しました。九州は沖縄県に近いので、特別に要請があったように思います。大宜味村の宮城君の家に宿泊させていただきました。宮城君は、多分現在、大宜味村の村長をしている人ではないかなと思っています。3、4名でしたけど、2泊させていただきました。そして、最高のもてなしも受けました。鍋に豚肉を入れて煮込んだ、豚鍋というような、もう最高級の料理だったと思いますけど、私たちは、残念ながらスープの味が馴染めずに数切れしか食べ切れませんでした。大変申し訳ないと言って、謝罪して帰りました。

2日目からは、視察でした。最北の国頭村東側の丘陵地帯のパイナップル畑、そして基地の町名護に下って行きました。パイナップル畑では、畑を耕していると遺骨がしばしば見つかる。この広いパイナップル畑は、悲しい歴史を克服しての沖縄復興の旗印にしているんだとの説明もありました。宮城君からは、北部での悲しい悲惨な戦争の出来事。それらは、以後、テレビで何度も放送されましたけど、当時は誰も知らない戦争の事件でした。

戦線は南部だけでなく、北部でも繰り広げられたことを知りました。南部戦跡も巡りました。糸満の丘陵、畑には一面のさとうきび畑が広がっていました。今から約50年前のことですけども、当時は整備がされておらず、密林と原野の南部戦跡だったことを思い出します。本土復帰前は、沖縄の青年団員を福岡県に招いて、復帰運動の啓発としての交流会も各地で開催しました。交流会が終わったら、役員の家にも宿泊してもらったりしたこともありますけど、我が家にも泊まってもらいました。母は、沖縄県出身の知人がいたので、喜んで世話してくれました。こうした交流と

経験があるので、南部戦跡の土砂の採取には、私は黙っておれない気持ちで一杯になるんです。

さて、対象は、糸満市の米須と、八重瀬町の土砂です。調達量は、県内の調達可能量の7割、約3,200万㎡で、東京ドームの約27個分になるようです。これは、フェイスブックから取り出したんですが、女性自身の今年の2月24日配信の記事です。県保護援護課によると、24日には東京之塔、この地域らしいですけど、裏側斜面を中心に遺骨収集を進め、数cmの骨辺が10数個見つかったという記事です。ここでは、昨年11月にも沖縄戦遺骨収集ボランティアのガマフヤー代表の具志堅隆松さんが、遺骨を見つけています。

厚労省は戦没者の遺骨をDNA鑑定して、遺族の元に返す取り組みを南方戦線、ニューギニアとかあちらのほうまで広げています。当然、沖縄県でもDNA鑑定するべきものだと私は思います。糸満市八重瀬町周辺は、沖縄戦最後の激戦地です。米軍に追い詰められた十数万人もの県民や、兵士達が砲弾の雨に打たれて命を落とし、一帯には未収集の遺骨が多く眠っていると言われていています。沖縄県によると、戦没者のうち2,849柱が、また、あの戦前戦中の沖縄県最後の知事の島田叡という人ですが、こちらの遺骨もまだ見つかっていないと言われていています。

土砂採取計画は、遺族や県民から墓を掘り返すのと同じ。死者を2度殺す行為と言われていています。辺野古新基地建設への賛否とは別に、本島南部から土砂を採取しないよう、国に求める流れが大きな流れとなった今、二つの転機があったと言われていています。一つは、沖縄戦遺骨収集ボランティア、ガマフヤーの具志堅隆松さんのハンガーストライキです。彼はあくまで政治的な立場を超えて、人道上の問題として土砂採取断念を求めた訴えを繰り返しています。もう一つは、3月10日に提出された、自民県連代表の中川会長と公明県本部金城代表が沖縄防衛局へ出向いて、連名で申し入れたことだそうです。申入書は、次のようなものです。先の大戦の激戦地であった本島南部地区の遺骨混入の土砂を、辺野古基地埋立て土砂として使用することは、県民として耐え難い。その県民感情に配慮することというふうに書かれているそうです。5月20日までには、沖縄県では16議会と県議会で意見書を可決しています。

沖縄の皆さんが考えているように、この土砂採取に関しては、政治的立場を超えた人道上の問題として考えるべきではないでしょうか。議員の皆さん、こぞって賛成していただきますよう訴えまして、私の賛成討論といたします。

◎議長（小池弘基君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、陳情第2号を採決いたします。

陳情に対する委員長の報告は、不採択であります。従って、原案について採決いたします。陳情は、原案のとおり決定することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

賛成少数であります。よって、陳情第2号は、不採択となりました。

◎議長（小池弘基君）

次に、「委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査」の件を議題といたします。会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元に配付のとおり、閉会中の調査の申出がっております。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（小池弘基君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の調査とすることに決定いたしました。

町長から発言の申出がっておりますので、これを認めます。

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

去る6月4日に招集いたしました今議会におきまして、教育委員会委員の任命同意、工事請負契約の締結や令和3年度補正予算案など、数多くの議案等のご審議を賜り、活発なご議論を頂戴しながら、すべての議案に、全会一致で可決、承認をいただきました。ありがとうございました。心から御礼を申し上げます。

一般質問の中にも取上げられておりましたが、カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けて、2050年までの取り組みを明記した、改正地球温暖化対策推進法が去る5月26日に国会で可決成立し、政府は、2030年度の温室効果ガスの排出量を、2013年度比26%削減目標から、46%削減へ大きく上方修正し、欧米諸国にひけを取

らないよう、上積みを行いました。

まだ、国から詳細な連絡は来ておりませんが、この実現に向け国は、自治体に再生可能エネルギー普及の主導役を担うよう、促すこととなります。当然、国からの人材、技術、資金などの支援は、当然行われることを期待すると共に、これからは再生エネルギー導入の出発点として、全国的な潮流になると思われれます。一方、生態系の変化や景観の悪化などにより、住民との紛争事案が起き、整備や支援が中止となっている事案が増加していることも事実としてございます。今後は、特に国や県との連携を密にし、慎重に図っていくことが必要だと思っております。

さて、先週11日金曜日に議員の皆さまにお知らせしましたように、総務部収納課所管の管理事務において、税務関係文書を誤って送付してしまう事案が発生いたしました。申し訳ございませんでした。関係者の皆さまをはじめ、住民の皆さまに改めてお詫びを申し上げます。詳細は、町のホームページにも掲載したとおりではございますが、この事案の発生の原因は、慎重な確認を怠ったことによるものでございます。今後、このようなことがないようにチェック体制の見直しなど、全庁的に業務の見直し、改善を行い、緊張感を持って今後の行政事務に当たってまいります。

さて、いよいよこれから本格的な梅雨入りを迎え、多雨かつ長雨になることも予想されます。5月20日の日に改正施行された災害対策基本法により、避難勧告が避難指示に一本化され、住民の安全を最優先に早めの危機管理を行うことが重要になりました。このコロナ禍にあって、緊急な避難所の設置や、コロナ対策をし尽くした避難所誘導や運営など、すべての職員がより一層危機への緊張感を持って、有事に備えることをお約束いたします。

議会におかれましても、地方自治の両輪として、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願いし、閉会に当たってのご挨拶といたします。

本日は、どうもありがとうございました。

◎議長（小池弘基君）

これをもちまして、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、令和3年第2回粕屋町議会定例会を閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか

（「異議なし」の声あり）

◎議長（小池弘基君）

異議なしと認めます。

よって、令和3年第2回粕屋町議会定例会を閉会いたします。

（閉会 午前10時46分）

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 小 池 弘 基

署名議員 末 若 憲 治

署名議員 案 浦 兼 敏